養父市記者発表資料　　2026 年 8 月 19 日

第 134 養父市議会定例会における上程議案について

第 134 回養父市議会定例会を 2026 年 8 月 31 日（月）に開会します。
この定例会において、上程する議案は次のとおりです。

1　議案　第 134 回養父市議会定例会議案送致目録のとおり。

2　その他　議案はメール送信し、2025年度決算資料については各新聞社のみ配布（手渡し又は郵送）いたします。

【問合せ】
経営企画部　経営総務課　課長：小野山　幸司　担当者：小村　亮太
電話：079-662-3161

第１３４回養父市議会定例会
議　案　送　致　目　録

令和８年８月31日

議案番号	案　　件　　名
報告第４号 専決第４号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
報告第５号	令和７年度株式会社おおや振興公社の経営状況について
報告第６号	令和７年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について
報告第７号	令和７年度公益財団法人医療文化経済グローカル研究所の経営状況について
承認第４号 専決第５号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）の専決処分について
議案第43号	養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第44号	養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例の制定について
議案第45号	小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等の取得について
議案第46号	損害賠償の額を定め和解することについて
議案第47号	令和８年度養父市一般会計補正予算（第３号）
議案第48号	令和８年度養父市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第49号	令和８年度養父市水道事業会計補正予算（第１号）
報告第８号	令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
認定第１号	令和７年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号	令和７年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第３号	令和７年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第４号	令和７年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第５号	令和７年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第６号	令和７年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第７号	令和７年度養父市下水道事業会計決算認定について

提　案　理　由

報告第４号 専決第４号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理　由	本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により専決処分したことに対し、同条第２項の規定により報告するものである。 【事故の概要】 令和８年４月５日、消防大会に向けての分列行進の練習を行うため、養父第４分団新津所有の消防車両を養父市商工会養父支所前駐車場に駐車しようと後進したところ、後方に駐車していた車両に衝突したものであり、物損事故扱いとなっている。 ■損害賠償の額　127,072円（公益社団法人 全国市有物件災害共済会から補填） ■過失割合　市の過失100％　相手方の過失０％ ■協議の整った日　令和８年５月27日
報告第５号	令和７年度株式会社おおや振興公社の経営状況について
報告第６号	令和７年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について
報告第７号	令和７年度公益財団法人医療文化経済グローカル研究所の経営状況について
理　由	上記３件は、養父市が資本等の２分の１以上を出資している株式会社等の経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定により、報告するものである。
承認第４号 専決第５号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）の専決処分について
理　由	本件は、少雨・高温に伴う緊急渇水・暑熱対策事業を実施するため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）」を地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年８月12日付けで専決処分したことから同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものである。

議案第43号　養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

理　　由　本件は、令和７年12月に策定した「養父市使用料及び手数料の見直し方針」に基づき、使用料及び手数料の見直し検討を行い、一部の使用料について改定を行うものである。
改正する条例は全32条例あり、うち使用料の金額に関する改正は、「養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例」等17条例、冷暖房等加算の見直しに関する改正は、「養父市立公民館条例」等20条例である。
なお、施行日は、令和９年４月１日からである。

議案第44号　養父市若者未来奨学金条例を廃止する条例の制定について

理　　由　本件は、養父市若者未来応援奨学金について、令和９年度以降の新規奨学生の募集を終了することとしたため、当該条例を廃止するものであり、既に貸与の決定を受けた者及び返還中の者については、廃止前の規定に従って取り扱う経過措置を講じる。
なお、施行日は、令和８年10月１日からである。

議案第45号　小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等の取得について

理　　由　本件は、小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等を取得するため、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第３条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第46号　損害賠償の額を定め和解することについて

理　　由　本件は、八鹿小学校敷地内で、乗用芝刈り機で芝刈り作業を行っていた際に、巻き上げた小石が敷地外に飛び、フェンスを隔てた近隣民家の玄関ガラスに当たり、ガラスが破損した事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるもの。
【事故の概要】
令和８年７月17日、八鹿小学校敷地内で実施していた芝管理作業中、巻き上げた小石が敷地外に飛び、フェンスを隔てた近隣民家の玄関ガラスに当たり、ガラスを破損させたものである。
■損害賠償の額　31,350円（全国町村会総合賠償補償保険から補填）
■過失割合　　市の過失100％　相手方の過失０％

議案第47号	令和８年度養父市一般会計補正予算（第３号）
議案第48号	令和８年度養父市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第49号	令和８年度養父市水道事業会計補正予算（第１号）
理　　由	上記３件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
報告第８号	令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
理　　由	本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び第22条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。
認定第１号	令和７年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第２号	令和７年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第３号	令和７年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第４号	令和７年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第５号	令和７年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
理　　由	上記５件は、各会計における令和７年度決算について、地方自治法第233条第３項の規定により、認定に付すものである。
認定第６号	令和７年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第７号	令和７年度養父市下水道事業会計決算認定について
理　　由	上記２件は、各会計における令和７年度決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、認定に付すものである。

報告第４号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

専決番号	専決年月日	専決事項	内　容　等
第４号	令和８年５月27日	損害賠償の額を定め和解することについて	（内容） 令和８年４月５日、養父市広谷（養父市商工会養父支所前駐車場）で発生した公用車の事故についての物的損害 （損害賠償の額） 127,072円 （過失割合） 市　100%　　相手方　０％ （相手方） [redacted]

報告第４号　参考資料

事故における現場位置図及び写真

事故現場位置図

相手方車両の写真

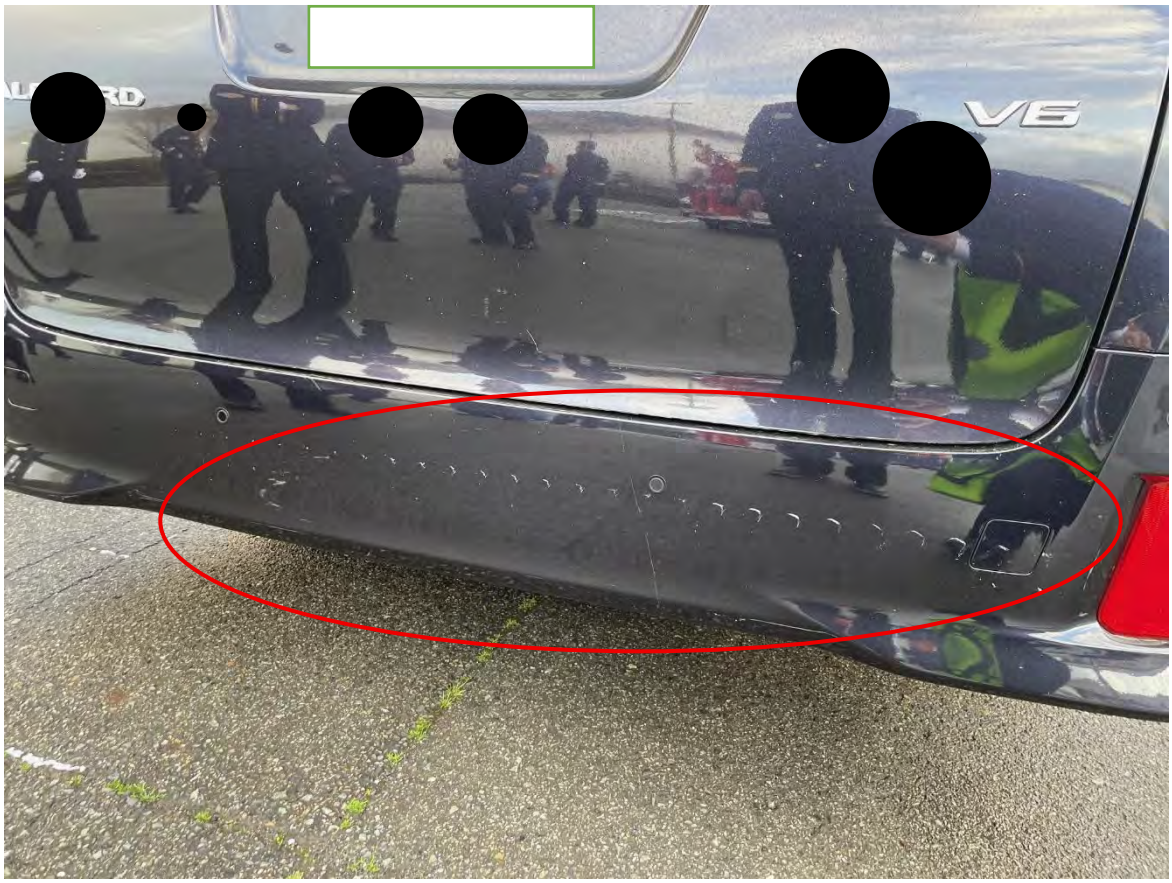

報告第５号

令和７年度株式会社おおや振興公社の経営状況について

令和７年度の株式会社おおや振興公社の経営状況は、別冊のとおりである。よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第２項の規定により、報告する。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

令和７年度

経　営　状　況　報　告

株式会社おおや振興公社

第39期　事　業　報　告　書

自　令和7年4月１日
至　令和8年3月31日

１　総　括

第39期のあゆ公園は4月18日より営業を開始し、当期の売上総合計は46,032千円（前年度比110%・4,159千円の増加）となり、増収を達成いたしました。概要および各部門の状況は以下の通りです。

【天候の影響と売上の動向】

・（4月～5月）：低温と雨天の影響により、前年度比93%と低調なスタートとなりました。

・（6月～8月）：早い梅雨明けと好天に恵まれ、6月は前年度比158%、7月は過去最高売上（前年度比158%）を記録。8月も前年度比108%と順調に推移しました。

・（9月～10月）：週末の相次ぐ雨天により、前年度比78%と苦戦いたしました。

【部門別の取り組みと成果】

・人工河川部門：昨今の物価高騰に対し、BBQメニューの価格や内容の見直しを行いました。この対策と最盛期の家族連れのお客様のご来場が実を結び、前年度比113%の増収を達成いたしました。

・レストラン部門：(公社)養父市シルバー人材センターとの業務委託を継続する中で、今年度はシルバーの皆様が自ら考案してくださった新メニューを導入いたしました。これにより、地域らしさや温かみのあるサービスが加わり、混雑時にも安定した店舗運営体制を維持することができました。

・宿泊部門：変化する市場ニーズやコスト状況に合わせ、宿泊料金プランの適切な見直しを実施いたしました。施設の美化徹底と合わせてお得感や利便性を高めた結果、コテージの稼働率およびサービス品質の維持・向上につながりました。

【今後の展望】

当期は物価高騰などの厳しい社会情勢の中、BBQメニューや宿泊料金の見直し、さらには設備・備品の修繕、更新など、柔軟な経営改善に挑み、増収という確かな成果へ繋げることができました。次年度におきましても、これらの取り組みで得た知識や地域との連携体制をさらに深め、さらなる利便性の向上とあゆ公園ならではの魅力あふれる施設づくりにして精進してまいります。今後とも来場されるお客様に長く愛される施設を目指し、より一層の努力を続けてまいります。

部門別の売上の対前年度比較

（税抜）（単位：円）

部門	第39期（令和7年度）	第38期（令和6年度）	増減	前年度比
人工河川	33,388,205	29,499,216	3,888,989	113%
レストラン・物産	0	0	0	0%
宿泊	6,804,827	6,651,537	153,290	102%
駐車場	2,719,917	2,602,280	117,637	105%
その他	3,120,000	3,120,000	0	100%
合計	46,032,949	41,873,033	4,159,916	110%

注）レストラン部門は、（公社）養父市シルバーに業務委託をしているため、売上はありません。

２ 個別事業

（1） 人工河川

人工河川部門は、家族連れに特に人気のある施設として安定した売上を維持し、当期売上は33,388千円（前年度比113%）、そのうちBBQ売上においては前年度比104%の増加を達成いたしました。

・昨今の物価高騰への対応を実施し、BBQメニューの差別化を図るため、食材の一部（ピーマン等）を有機野菜へと変更するイベントを開催いたしました。

・今期、来場者を対象に実施したアンケート調査（回答結果）より、以下の動向と成果が明らかになりました。

- 【来場回数（リピート状況）】初めて（1回目）：64% ／ 2回目：15% ／ 3～5回目：11% ／ 数えきれない：4%（未回答：5%）⇒ 新規顧客の確実な獲得に加え、全体の3割以上（30%）が複数回来場しているリピーターであり、高い満足度が継続利用に繋がっていることが実証されました。
- 【あゆ公園を知ったきっかけ】インターネット検索：32% ／ SNS（Instagram等）：27%（前年度：19%） 友人・知人の紹介：11% ／ 情報誌・広報：8% ／ キャンプ場：2% ／ その他：4%（未回答：14%）⇒ 検索とSNSを合わせたデジタル経由の認知が59%と過半数を占めています。特に今年度は、新たな試みとしてインフルエンサーを起用した情報発信に注力いたしました。その結果、SNS経

由の認知が前年度の19%から27%へと大幅に向上しており、ターゲット層へのダイレクトなアプローチと新規客の呼び込みに高い効果を発揮したことが実証されました 。このSNS認知の8%の伸びは、人工河川部門の売上において概算で約2,000千円の増収効果をもたらしたと推計され、当期の業績に大きく貢献いたしました。 また、口コミ（11%）による確実な広がりも確認されています。また7月から8月までの繁忙期（土日祝日やお盆期間）における駐車料金の設定を継続。期間中の利用台数は3,004台（前年度比107%）に達しました。

（2）　レストラン

レストラン部門におきましては、営業日数22日間の中で1,290人（前年度比102%）のお客様を迎えました。当期は、シルバーの皆様が地域の特色や利用者の好みを活かして自ら考案してくださった新メニューを新たに導入いたしました。この変化により来場されたお客様からもご好評をいただきました。

（3）　宿泊（ペンション・コテージ）

ペンションは、市との協議の結果、経費削減のため水道・ガス・電気の供給を停止しています。

コテージは、売上6,804千円（前年度比102％）となりました。市場の動向やコスト環境に合わせた宿泊料金プランの適切な見直しを実施いたしました。また、施設の老朽化が進行しているという課題に対し、安全性の確保と清潔感の維持に留意し、今年度は宿泊環境のクオリティ向上と快適性の追求を目的に以下の具体的な改善策を講じました。

・以前より利用者からの要望が多かったバスタオルを完備し宿泊時の利便性を向上させました。

・ 施設の美観と快適性を損なう要因となっていた鳥の糞対策（防鳥対策など）を迅速に実施し、清潔で安心な滞在空間を確保いたしました。

さらに、就労継続支援A型事業所である合同会社SPARKとの連携体制のもと、コテージの徹底した清掃管理を継続いたしました。今後も老朽化への計画的な修繕・メンテナンスを進めつつ、次年度以降の稼働率およびリピート率向上に繋がる運営基盤を整えていきます。

（4）　全体施策

当期は、あゆ公園全体の魅力向上と、来場されるすべてのお客様が快適かつ安全に過ごせる環境づくりを目指し、「毎年少しでも変化を加え、進化し続ける施設」を共通の心構えとして、以下の全体施策を推進いたしました。

1. 地域貢献と情報発信の強化（来場者と地域を繋ぐ取り組み）: あゆ公園単体での集客に留まらず、広域的な地域振興を目指しました。具体的には、大屋町内の立ち寄りスポットの案内や、公式ホームページ（HP）のリニューアルに注力いたしました。これにより、養父市内の事業者や観光資源を積極的にPRする「地域貢献」の役割を果たし、地域全体の活性化に寄与する体制を整えました。
2. 行政との連携と自主財源による迅速な環境整備: お客様の安全性と利便性を第一

に考え、養父市との連携体制を強化いたしました。今年度は施設の機能維持のため、食洗機や冷蔵ショーケースなどの基幹設備の更新・修繕を含め、必要となる多額の費用を弊社の負担にて支出いたしました。行政との適切な役割分担のもとで迅速な修繕対応を遂行したことにより、案内看板の刷新や人工河川の仕切り枠、厨房機器、コテージの修繕などを遅滞なく完了させ、公園環境を維持いたしました。

3. 顧客目線の空間づくりと安全リスク管理：夏の猛暑という環境変化に対し、日除けの屋根を適切な位置へ配置することで、お客様が直射日光を避けて心地よく憩える快適な日陰空間を整えました。あわせて、無料のリクリエーションスペースの利便性を高める整備・拡充を行い、ファミリー層を中心とした滞在時の満足度向上を図りました。また、広大な園内の安全管理においては、定期的な敷地内の立木の伐採・剪定や徹底した草刈りを実施。自然の豊かさと調和した「美しく、安心して過ごせるあゆ公園」を目指しました。

３ 設備投資と修繕

（税抜）（単位：千円)

部門	区分	内容	投資	修繕
川の家	川の家	冷蔵ショーケース購入（飲み物陳列用）	290	
		冷凍ショーケース購入（アイス保管用）	118	
		食洗器用ガス給湯器	200	
		人工河川仕切り枠		885
共通	事務所	エアコン買替	291	
		ノートパソコン購入	108	
		ハイゼットカーゴ購入	785	
	広告宣伝	案内看板（駐車場手前側）		226
		施設案内看板（園内・駐車場内）		380
		案内用ポール看板（園外2箇所）		400
		看板デザイン費用		285
		広告宣伝用映像撮影費	110	
コテージ	コテージ	コテージ屋根部分修理（全棟）		121
		コテージ襖張替（全棟）		149
		コテージ縁側・床下修繕 （1・2・3・5号棟）		765
レストラン	レストラン	ウッドデッキ撤去		425
合　　計			1902	3636
総　合　計			5,538	

注）10万以上の投資経費と修繕費を計上

決　算　報　告　書

第　３９　期

自　令和　７年　４月　１日

至　令和　８年　３月３１日

株式会社　おおや振興公社

兵庫県養父市大屋町加保５８２

貸借対照表

（単位：円）

株式会社　おおや振興公社　　令和 8年 3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 53,468,361】	【流動負債】	【 6,513,674】
現金及び預金	52,940,630	未払金	4,563,767
売掛金	20,200	未払人件費	325,239
商品	228,859	未払消費税等	1,080,200
貯蔵品	241,772	預り金	15,268
立替金	28,140	未払法人税等	529,200
未収入金	1,250	負債の部計	6,513,674
預け金	7,510		
【固定資産】	【 11,254,259】		
(有形固定資産)	(10,315,165)		
設備造作	743,252		
構築物	6,552,886		
車両運搬具	2		
工具器具備品	295,416		
土地	2,723,607	純資産の部	
一括償却資産	2	【株主資本】	【 58,208,946】
(無形固定資産)	(795,094)	[資本金]	[57,000,000]
電話加入権	105,760	[利益剰余金]	[1,208,946]
ソフトウェア	689,334	(その他利益剰余金)	(1,208,946)
(投資その他の資産)	(144,000)	繰越利益剰余金	1,208,946
出資金	30,000	(うち当期純利益)	(3,458,734)
保証金	114,000	純資産の部計	58,208,946
資産の部計	64,722,620	負債・純資産の部計	64,722,620

損　益　計　算　書

（単位：円）

自 令和 7年 4月 1日

株式会社　おおや振興公社　　至 令和 8年 3月31日

科　　目	金	額
【売　上　高】		
売　上　高	42,912,949	
受　託　収　入	3,120,000	46,032,949
【売　上　原　価】		
期首商品棚卸高	271,887	
仕　入　高	9,432,893	
合　計	9,704,780	
期末商品棚卸高	228,859	9,475,921
売上総利益		36,557,028
【販売費及び一般管理費】		33,257,414
営業利益		3,299,614
【営業外収益】		
受取利息	1,537	
受取配当金	1,200	
雑　収　入	685,584	688,321
経常利益		3,987,935
【特別損失】		
固定資産処分損	1	1
税引前当期純利益		3,987,934
法人税住民税事業税額		529,200
当期純利益		3,458,734

販売費・一般管理費内訳書

（単位：円）

自 令和 7年 4月 1日

株式会社　おおや振興公社　　至 令和 8年 3月31日

科目	金額	
役員報酬	780,000	
給与手当	8,351,163	
法定福利費	738,447	
福利厚生費	73,374	
賞与	600,000	
出向者給与	839,575	
外注費	4,643,583	
広告宣伝費	867,285	
運賃	125,500	
支払手数料	1,389,840	
販売促進費	19,811	
寄付金	25,000	
諸会費	106,000	
旅費・交通費	119,818	
通信費	333,922	
事務消耗品費	62,727	
消耗品費	2,754,321	
租税公課	49,680	
減価償却費	4,530,440	
修繕費	1,579,338	
水道光熱費	2,658,900	
保険料	389,582	
装備衛生費	757,796	
リース料	468,880	
燃料費	166,631	
支払報酬	336,446	
研究開発費	6,738	
雑費	482,617	
合計		33,257,414

株主資本等変動計算書

株式会社　おおや振興公社

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

（単位：円）

	株主資本							評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	57,000,000				△2,249,788		54,750,212			54,750,212
当期変動額										
当期純利益					3,458,734		3,458,734			3,458,734
当期変動額合計					3,458,734		3,458,734			3,458,734
当期末残高	57,000,000				1,208,946		58,208,946			58,208,946

	利益剰余金の内訳	
	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	△2,249,788	△2,249,788
当期変動額		
当期純利益	3,458,734	3,458,734
当期変動額合計	3,458,734	3,458,734
当期末残高	1,208,946	1,208,946

個　別　注　記　表

自 令和 7年 4月 1日
株式会社　おおや振興公社　　至 令和 8年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券・・・・総平均法による原価法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
原材料・仕掛品・製品……最終仕入原価法による原価法
商品・貯蔵品……最終仕入原価法による原価法
固定資産の減価償却の方法
税法に規定する償却期間で償却している。
引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるために、過去の貸倒実績率による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している。
消費税の会計処理
税抜方式で計上している。
収益及び費用の計上基準
収益については実現主義により、費用については発生主義により計上している。
中小企業会計に関する基本要領

2. 貸借対照表に関する注記
資産に係る減価償却累計額を直接控除した額　15,429,148 円
保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他債務の注記
受取手形割引高　0 円
受取手形裏書譲渡高　0 円
3. 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末日における発行済株式の数　１１４０株
当事業年度末日における自己株式の数　0株
当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
（剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第124条第1項に規定する基準日が当事業年度中のものを含む。）
第３８期事業年度の定時株主総会
配当に関する事項
配当財産が金銭の場合
金銭配当の株式の種類別内訳
配当金の総額
１株当たり配当額　0円
基準日　令和 7年 3月31日
4. １株当たり情報に関する注記
純資産額　５１，０６０円４７銭
当期純利益　３，０３３円９７銭

報告第６号

令和７年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について

令和７年度のやぶパートナーズ株式会社の経営状況は、別冊のとおりである。よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第２項の規定により、報告する。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

令和７年度

経　営　状　況　報　告

やぶパートナーズ株式会社

第13期事業報告書

令和7年4月1日～令和8年3月 31 日

■事業概況

今年度は欠損金繰越控除制度を適用できる最終年度にあたるため、年度初めより売上増加と最終利益確保に向け OEM 販売、業務用商品販売等に注力、県や市の補助金制度を活用し東京、大阪、福岡で開催される商談会に積極的に参加するなど養父市特産品 PR と新規取引先の獲得に努めました。

また、県内各地で開催された展示即売会にも積極的に参加、道の駅等には新商品を投入し売上、利益確保に努めました。

JR 西日本商事㈱の通販サイト DISCOVER WEST mall で「農業特区兵庫県養父市産こしひかり」を売り出したところ高価格にもかかわらず北海道から沖縄まで全国 36 都道府県から4200kg 超の注文が入り、購入者からは5点満点中 4.8 点の高評価を得るなど農業特区養父市と養父市産こしひかりの知名度アップを図ることができました。

一方で、令和7年 10 月1日以降、ふるさと納税返礼品の地場産品規準厳格化に伴い、当社の主力商品である朝倉山椒オイル、山椒シロップは、養父市外の加工業者に製造委託していることからふるさと納税返礼品の対象外となったことは大きな影響を受けました。

更に、前年度大きく販売数量を増やした利益率の高い乾燥山椒は、大口取引先からぶどう山椒に比べ香りと痺れ具合がマイルド過ぎるとの消費者の声もあり注文が途絶えました。道の駅、通販等での小口販売は増加傾向にあるものの乾燥山椒の売上減少を補うまでには至りませんでした。

利益率の高い冷凍朝倉山椒は前年度に比べ増加傾向となりましたが、大口販売先の確保が出来ず利益面での寄与度は限定的でした。

通販や卸売先への販売は増加したものの販売手数料や卸値掛け率の厳しさから利益面での寄与度は今一歩となりました。

令和6年 11 月に開設した東京浅草のアンテナショップ「ちいきと」は、首都圏における養父市特産品やふるさと納税 PR 拠点としての役割を担っていますが、店舗担当者が度々入替るなど販売が軌道に乗るまでに時間を要し、ようやく令和7年 10 月頃から態勢が整い各種イベントを開催するなど PR 活動も活発化しつつあります。

その結果、売上高は 58,213 千円、対前期比 6,511 千円増加したものの、販売促進費、ネット環境整備、車両修繕費等販売管理費が対前期比 2,003 千円増加し、経常利益は 2,173 千円、対前期比 1,099 千円の増加に留まり、繰越欠損金の解消を目指しましたが依然として 5,108 千円計上することとなりました。

また、地域公共会社としての当社の使命でもある地域振興面では、令和5年に朝倉山椒の買上価格を 1,000 円引上げ1kg 当たり 3,600 円としたことで栽培事業者の栽培意欲増進が図れ,栽培事業者数、栽培本数増加につながったものの、豊中市の農産物直売所「やぶや」閉鎖以降、野菜栽培事業者への支援策が打ち出せなかったことは大きな反省点であります。

これまで繰越損失解消に重きを置いた経営を行ってきたことで、会社設立時の本来の目標達成に向けての活動がやや低調に推移してきました。今後は原点に立ち返り、果たすべき役割を十分認識し、起業・創業支援や小規模事業者の経営支援に一層注力してまいります。

引き続き、行政当局をはじめ関係機関のご指導ご鞭撻を切に要望し第 13 期の事業報告といたします。

株主及び出資金

（1） 株式の総数

・会社が発行する株式の総数　400株

・発行済株式の総数　400株

（2） 株主の内訳

（単位：千円）

	第 12 期		増減		本年度末現在	
	人員	出資金	人員	出資金	人員	出資金
400株	1	20,000	0	0	1	20,000
合　計	1	20,000	0	0	1	20,000

（3） 株主名簿 （出資者）

氏名又は名称	住　所	持株数または 出資額
養父市	兵庫県養父市八鹿町八鹿1675	400株

従業員数 （令和8年3月31日現在）

（単位：人）

		社員数
正規職員		4
	うち市内	4
	うち市外	0
パート職員		2
	うち市内	2
	うち市外	0

決　算　報　告　書

（第 13 期）

自　令和 7年 4月 1日
至　令和 8年 3月31日

やぶパートナーズ 株式会社

兵庫県養父市八鹿町八鹿1685-2

電話：079 － 661 － 9001

貸　借　対　照　表

令和 8年 3月31日　現在

やぶパートナーズ 株式会社　　（単位：　円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	19,622,986	【流動負債】	6,147,041
現金及び預金	7,764,681	買掛金	1,384,754
売掛金	2,841,982	未払金	2,880,507
商品	6,064,356	未払法人税等	185,000
未収入金	2,951,967	未払消費税等	1,521,300
【固定資産】	1,416,170	前受金	45,000
【有形固定資産】	1,165,750	預り金	130,480
建物附属設備	2	負債の部合計	6,147,041
車両運搬具	1,017,164	純資産の部	
工具器具備品	148,584	【株主資本】	14,892,115
【投資その他の資産】	250,420	資本金	20,000,000
出資金	230,000	利益剰余金	△5,107,885
預託金	20,420	その他利益剰余金	△5,107,885
		繰越利益剰余金	△5,107,885
		純資産の部合計	14,892,115
資産の部合計	21,039,156	負債及び純資産合計	21,039,156

損　益　計　算　書

自　令和 7年 4月 1日
至　令和 8年 3月31日

やぶパートナーズ 株式会社　　（単位：　円）

科　目	金　額	
【売上高】		
売上値引高	6	
その他売上	19,676,233	
養父市委託業務	33,482,765	
兵庫県委託業務	272,728	
受取家賃	1,475,750	
水道光熱費収入	3,305,455	
売上高合計		58,212,925
【売上原価】		
期首商品棚卸高	6,581,329	
その他仕入高	11,847,018	
合計	18,428,347	
期末商品棚卸高	6,064,356	
売上原価		12,363,991
売上総利益金額		45,848,934
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		44,120,192
営業利益金額		1,728,742
【営業外収益】		
受取利息	21,916	
受取配当金	1,200	
雑収入	421,135	
営業外収益合計		444,251
経常利益金額		2,172,993
税引前当期純利益金額		2,172,993
法人税、住民税及び事業税		188,592
当期純利益金額		1,984,401

販売費及び一般管理費内訳書

自　令和 7年 4月 1日
至　令和 8年 3月31日

やぶパートナーズ 株式会社　　（単位：　円）

科目	金額	
役員報酬	6,000,000	
給料手当	15,383,070	
賞与	525,000	
法定福利費	2,202,355	
福利厚生費	14,134	
荷造運賃	541,527	
広告宣伝費	49,760	
接待交際費	38,094	
旅費交通費	1,864,361	
通信費	346,102	
販売手数料	320,691	
販売促進費	5,054,585	
消耗品費	1,939,577	
事務用消耗品費	23,760	
修繕費	299,678	
水道光熱費	4,115,031	
新聞図書費	59,163	
諸会費	178,078	
支払手数料	838,911	
地代家賃	576,000	
リース料	307,200	
保険料	572,993	
租税公課	61,340	
支払報酬料	1,255,000	
寄付金	1,000	
研修費	605,631	
減価償却費	720,136	
米販売費	110,181	
雑費	116,834	
販売費及び一般管理費合計		44,120,192

株主資本等変動計算書

自　令和 7年 4月 1日
至　令和 8年 3月31日

やぶパートナーズ 株式会社　　（単位：　円）

【株主資本】

資本金	当期首残高		20,000,000
	当期末残高		20,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△7,092,286
	当期変動額	当期純利益金額	1,984,401
	当期末残高		△5,107,885
利益剰余金合計	当期首残高		△7,092,286
	当期変動額		1,984,401
	当期末残高		△5,107,885
株主資本合計	当期首残高		12,907,714
	当期変動額		1,984,401
	当期末残高		14,892,115
純資産の部合計	当期首残高		12,907,714
	当期変動額		1,984,401
	当期末残高		14,892,115

個　別　注　記　表

やぶパートナーズ 株式会社

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

法人税法の規定により、売買目的有価証券については、期末決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっています。

その他の有価証券については移動平均法による原価法によっています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

（２）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しています。

なお、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年４月１日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

②　無形固定資産

定額法によっています。

（３）その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①　消費税等の会計処理

税抜経理方式によっています。

貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　8,375,368円

報告第７号

令和７年度公益財団法人医療文化経済グローカル研究所の経営状況について

令和７年度の公益財団法人医療文化経済グローカル研究所の経営状況は、別冊のとおりである。よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第２項の規定により、報告する。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

令和７年度

事業報告書

令和７年(2025 年) ４月１日から
令和８年(2026 年) ３月 31 日まで

公益財団法人医療文化経済グローカル研究所

公益財団法人となって２年目となる令和７年度は、昨年に引き続き「認知症との共生、先進医療と社会的処方の街、養父市」をスローガンとして、認知症の予防に向けての生活習慣病の予防・治療、文化芸術活動などを利用した社会とのつながりで社会的孤立を防ぐ共生の意義などについて、分かりやすく伝える機会を取り入れながら、調査研究事業のほか、我が国の第一線で活躍されている専門家による講話を中心とした市民講座「養」などの事業を実施した。

１　調査研究事業（公益目的事業１）

市民の健康加齢の増進と幸福度を向上させるための調査研究活動を行うための体制として、医療医学、文化芸術、経済・社会の各部門において、６研究室の組織体制を整備した。経済・社会部門には光多長温主任研究員の後任に宮垣健生主任研究員が就任し、それぞれの主任研究員が設定した研究テーマに沿った調査研究活動に取り組み、その活動に要する経費を要領に基づき、1 人あたり 50 万円を上限に支出した。

◆医療医学部門

①生活習慣病研究室　部長（主任研究員）中尾一和

研究テーマ：生活習慣病の予防、診断、治療などに関する内分泌代謝研究

使用した研究支援費の概要：

生活習慣病をはじめとした認知症リスクファクターの情報収集及び市民への教育・啓発活動、情報収集に係る経費

②認知症疾患研究室　部長（主任研究員）西村正樹

研究テーマ：認知症疾患とくにアルツハイマー病の予防と診断治療に関する研究

使用した研究支援費の概要：

養父市における認知症の実態調査、早期アルツハイマー病の抗アミロイド治療の実践、新たな認知症バイオマーカーの開発に係る経費

③社会的処方研究室　部長（主任研究員）近藤尚己

研究テーマ：ソーシャルキャピタルや文化資本が健康に及ぼす影響、社会的処方の推進手法の開発と効果実証に関する研究

使用した研究支援費の概要：

養父市の社会的処方の取組に対する健康影響予測評価の実施や社会的処方に関する情報収集活動に係る経費

◆文化芸術部門

④文化的コモンズ研究室　部長（主任研究員）藤野一夫

研究テーマ：社会的処方を取り入れた文化的コモンズの形成に関する調査研究

使用した研究支援費の概要

文化的コモンズの形成を促進する仕組みの考察、クアオルトの手法を活用し、文化・芸術と健康・医療と観光のリンケージによるウェルビーイングと地域再生への寄与事例調査及び情報収集に係る経費

⑤文化的処方研究室　部長（主任研究員）古賀弥生

研究テーマ：疾病、障がい、社会的困難と共にある人への文化芸術からのアプローチに関する研究

使用した研究支援費の概要：

パーキンソン病患者と家族に向けたダンスによるリハビリと交流の場「おどりんさるカフェ」の実施体制構築及び実施、文化的処方に関する国内の先進事例視察、情報収集に係る経費

◆経済・社会部門

⑥官民共創研究室　部長（主任研究員）宮垣健生

研究テーマ：市民の健康加齢の増進と幸福度の向上に資する、インパクト志向の官民共創事業に関する研究

使用した研究支援費の概要：令和７年度は支出なし

２　市民講座「養（よう）」の開催（公益目的事業２）

健康・医療、文化・芸術、経済・社会の分野の視点から、市民の健康加齢の増進及び幸福満足度向上に寄与する市民講座「養」を実施した。講座の冒頭には、中尾代表理事が江戸時代の儒学者 貝原益軒が著した健康長寿の指南書『養生訓』にちなみ、身近な健康の話題を『令和養生訓』と題してメッセージを行った。講演では、法人の理事・主任研究員自身又はそれらが推薦する専門家が講師となり、会場が所在する地域の特徴も踏まえた「健康」「幸福」に関する講話とともに、音楽やパフォーマンス等の実演を組み込んだ内容で開催した。市内４地域を巡回する形で以下のとおり実施した。

(1) 第８回

日時：令和７年６月 21 日（土）13:30～16:00

会場：おおやホール（養父市大屋町山路７番地）

参加者：約 110 人

内容：①オープニング

金管バンド　ＹＢジュニアブラスアンフィニ

②挨拶・メッセージ　令和養生訓＋（プラス）

嗜好品の長所と短所

代表理事兼研究所長　中尾　一和

③講話　**既成概念を揺さぶる想像力～問題が問題でなくなる地平～**

講師：山内　泰　ＮＰＯ法人ドネルモ代表

④アトラクション

合唱　女性コーラス

⑤講話　**造幣局 154 年のあゆみと明治日本の産業遺産**

講師：百嶋　計　京都大学公共政策大学院特別教授／

元独立行政法人造幣局理事長

※第８回のチラシと会場の様子

(2) 第９回

日時：令和７年９月 27 日（土）13:30～15:30

会場：ビバホール（養父市広谷 250 番地）

参加者：約 100 人

内容：①オープニング

合唱　合唱団セイティブ

②挨拶・メッセージ

令和養生訓＋（プラス）**水と塩分摂取の留意点**

代表理事兼研究所長　中尾　一和

③講話　**老いの力**

講師：ハブ　ヒロシ　アーティスト／

京都大学 大学院医学研究科 社会疫学分野 特定助教／

医学博士／NPO 法人丹田呼吸法普及会 理事長

④アトラクション

フラダンス　カパーフラオカイリマレイアーピキ

⑤講話　**世界に羽ばたいた臼杵認知症研究**

講師：松原　悦朗　臼杵市医師会 認知症先端医学研究所 所長／

大分大学 医学部神経内科学講座 特別教授

※第９回のチラシと会場の様子

(3) 第 10 回

日時：令和 7 年 11 月 29 日（土）13:30～16:00

会場：関宮公民館ノビアホール（養父市関宮 637 番地）

参加者：約 80 人

内容：①オープニング

スティールパン演奏　おおや PAN の学校 BigRoofPanz

②挨拶・メッセージ　令和養生訓＋（プラス）

季節の変わり目と自律神経・ホルモンのバランス

代表理事兼研究所長　中尾　一和

③講話　**ともにつくる、地域の未来～養父市のこれからを考える～**

講師：宮垣　健生　研究所理事／但馬信用金庫専務理事・総合企画部長

④アトラクション

合唱　関宮ハーモニー

⑤講話　**アートが人をつなぐ～社会的処方×アートの視点～**

講師：服部　正　甲南大学 文学部人間科学科 教授

※第 10 回のチラシと会場の様子

(4) 第 11 回（設立２周年）

日時：令和８年２月 14 日（土）13:30～15:30

会場：やぶ市民交流広場（ＹＢファブホール）（養父市八鹿町八鹿 531 番地１）

参加者：約 270 人

内容：①オープニング

合唱　八鹿高校音楽部

②挨拶・メッセージ　令和養生訓＋（プラス）

認知症のリスクファクター～幼少期の教育不足と難聴について～

代表理事兼研究所長　中尾　一和

③講話　**認知症になってもその人らしく生きる社会を目指して**

講師：恩蔵　絢子　脳科学者／東京大学大学院総合文化研究科特任研究員

④アトラクション

ダンス　心舞－shinbu－　芸術文化観光専門職大学

⑤講話　**脳と体を鍛えていつまでも元気で**

講師：荒井　秀典　国立長寿医療研究センター 理事長

※第 11 回のチラシと会場の様子

3　意見交換会の開催

(1)「既成概念を揺さぶる支援（ケア）を考える座談会」

第８回市民講座の講師 山内泰 氏 を囲んで、市内支援団体の関係者、主任研究員（文化芸術部門）等が、山内氏の講演を受けて、福祉現場の課題や展望について意見交換を行った。

テーマについて話し合い、制度の枠を超えた柔軟な支援・表現の場づくりをいかに実現していくか考える機会となった。

日時：令和７年６月 21 日（土）

会場：ギャラリー＆カフェ オンサルデ（ショッピングタウンペア内）

テーマ：「社会モデル」「文化芸術の力」「既成概念の打破」「居場所の創出」

参加者：市内支援団体関係者、コミュニティーナース、主任研究員等

(2)「地方公共政策に関する意見交換会」

第８回市民講座の講師 百嶋計 氏 を囲んで、市長はじめ市幹部、商工会長、主任研究員（医療医学部門）が人口減少社会における地方創生のあり方や地方公共政策について意見交換を行った。

市から財政状況の説明がされた後、移住定住政策、地域資源を活用した観光振興、社会インフラの老朽化対策、医療政策といった幅広い議論が行われた。百嶋氏からは、養父市特有の地域資源（明延一円電車など）を活かして地方創生につなげてほしいと提言を受けた。

日時：６月 21 日（土）

会場：大屋市民センター（養父市大屋町大屋市場 20 番地１）

参加者：市長、市幹部、商工会長、主任研究員等

※(1)座談会の様子

※(2)意見交換会の様子

4　その他諸活動

(1)いづみ会の養生ランチ調理実習

食生活改善グループ養父市いづみ会中央研修会に中尾代表理事が出席し、養生ランチ（低糖質、高蛋白質、良質脂質）の調理実習と意見交換を行った。

意見交換の中で同代表理事が認知症のリスク要因となる生活習慣病と肥満の関係、糖質摂取の抑制の必要性と養生ランチ誕生の経緯を講話するなど交流を図った。

日時：令和７年９月９日（火）

会場：やぶ市民交流広場（養父市八鹿町八鹿 531 番地１）

参加者：養父市いづみ会等

(2)中学校訪問

講座「先輩と考える私たちの未来について」

養父市の子どもたちに先輩からのメッセージを届け、自分自身の今と未来について考え、行動を始めるターニングポイントになることを目的として、昨年に引き続き、中尾代表理事が八鹿青渓・養父・大屋中学校にて１年生を対象とした講話を行った。

※(1)意見交換会・講話の様子

※(2)講話の様子

※(1)養生ランチ

5　広報活動

研究所の活動状況等について、適宜、ホームページで案内や報告を行った。

市民講座の実施にあたっては、ちらしを新聞折り込み及び回覧文書とし、関係団体・関係者へはＤＭ等で周知を行った。終了後には、それぞれの講演内容が理解できるようホームページで講演概要を公表している。

また、１年間の活動をまとめた広報紙「１年間の活動」（カラー・15 ページ・10,000 部）を発行し、市内全戸、関係団体へ配布し、研究所の活動を広報した。

※表紙

6　主任研究員による定例会議の開催

研究所としての活動（役員が行う法人運営業務を除く）について協議するため、主任研究員による定例会議を（原則、毎月第３月曜日）開催した。

内容は主に、研究部門の組織運営の充実のための取組、各主任研究員の調査研究活動に関する報告、市民講座の講師選定等の企画や実施した講座の反省点等を協議した。また、令和８年度の法人事業計画等に関する検討なども行い、法人の運営上必要があるものは、理事会へ議題として提案した。

7　理事会及び評議員会等の開催

定款の規定により、理事会及び評議員会を開催した。

(1)　理事会

①第７回理事会（定時）

日時　令和７年６月２日（月）13:00～14:10

場所　養父市役所第１会議室を開催場所とするＷｅｂ会議

議題　・令和６年度事業報告及び決算書類の承認について（承認事項）

・公益財団法人医療文化経済グローカル研究所定款の一部改正について（同意事項）

・評議員会の招集について（決議事項）

②第８回理事会（定款第 34 条第２項の規定に基づく決議の省略による書面決議）

決議があったものとみなされた日　令和７年６月 23 日（月）

議　題　　・代表理事及び業務執行理事の選定について

③第９回理事会（定款第 34 条第２項の規定に基づく決議の省略による書面決議）

決議があったものとみなされた日　令和７年９月 25 日（木）

議　題　　・「理事の選任について」を議案として評議員会に提案することについて

④第 10 回理事会（定款第 34 条第２項の規定に基づく決議の省略による書面決議）

決議があったものとみなされた日　令和７年 10 月 23 日（木）

議　題　　・公益財団法人医療文化経済グローカル研究所主任研究員選考規程の改正について

・主任研究員の採用について

⑤第 11 回理事会（定時）

日時　令和８年２月 27 日（金）17:00～17:45

場所　養父市役所第１会議室を開催場所とするＷｅｂ会議

議題　・令和８年度事業計画及び収支予算について（承認事項）

・印章取扱規程の制定について（決議事項）

・評議員会の招集について（決議事項）

(2)評議員会

①第７回評議員会（定時）

日時　令和７年６月 23 日（月）13:00～13:50

場所　養父市役所第１会議室を開催場所とするＷｅｂ会議

議題　・令和６年度事業報告、決算書類の承認について

・公益財団法人医療文化経済グローカル研究所定款の一部改正について

・任期満了に伴う理事の選任について

②第８回評議員会（定款第 21 条第４項に基づく決議の省略による書面決議）

決議があったものとみなされた日　令和７年 10 月９（木）

議　題　　・理事の選任について

③第９回評議員会

日時　令和８年３月 30 日（月）

場所　養父市役所第１会議室を開催場所とするＷｅｂ会議

議題　・令和８年度事業計画及び収支予算について

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

決 算 報 告 書

自　　令和7年　4月　　1日
至　　令和8年　3月　　31日

（ 第 2 期 ）

公益財団法人　医療文化経済グローカル研究所

兵庫県養父市八鹿町八鹿1685番地2

貸借対照表

令和8年3月31日現在

公益財団法人 医療文化経済グローカル研究所　　（単位:円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　減
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	2,906,513	2,550,642	355,871
現　　金	22,794	23,104	△ 310
普 通 預 金	2,883,719	2,527,538	356,181
立　替　金	0	3,335	△ 3,335
流動資産 合計	2,906,513	2,553,977	352,536
2. 固定資産			
基本財産			
定 期 預 金	5,000,000	5,000,000	0
基本資産 合計	5,000,000	5,000,000	0
その他固定資産			
什 器 備 品	0	0	0
出　資　金	50,000	50,000	0
その他固定資産 合計	50,000	50,000	0
固定資産 合計	5,050,000	5,050,000	0
資産の部 合計	7,956,513	7,603,977	352,536
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未　払　金	810,761	475,943	334,818
未 払 給 与 等	90,100	90,307	△ 207
預　り　金	1,005,906	988,111	17,795
流動負債 合計	1,906,767	1,554,361	352,406
2. 固定負債			
	0	0	0
固定負債 合計	0	0	0
負債の部 合計	1,906,767	1,554,361	352,406
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産 合計	0	0	
（うち 基 本 財 産 への充当額）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）
（うち 特 定 資 産 への充当額）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）
指定正味財産 合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産 合計	6,049,746	6,049,616	130
（うち 基 本 財 産 への充当額）	（ 5,000,000 ）	（ 5,000,000 ）	（ 0 ）
（うち 特 定 資 産 への充当額）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）
正味財産 合計	6,049,746	6,049,616	130
負債及び正味財産の部 合計	7,956,513	7,603,977	352,536

貸借対照表内訳表

令和8年3月31日現在

公益財団法人　医療文化経済グローカル研究所　　（単位:円）

科　　目	公益目的事業	法人会計	内部取引消去	合　計
Ⅰ　資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	0	2,906,513	0	2,906,513
現　　金	0	22,794	0	22,794
普通預金	0	2,883,719	0	2,883,719
立替金	0	0	0	0
他会計短期貸付	0	0	0	0
流動資産　合計	0	2,906,513	0	2,906,513
2. 固定資産				
基本財産				
定期預金	0	5,000,000	0	5,000,000
基本財産　合計	0	5,000,000	0	5,000,000
その他固定資産				0
出資金	0	50,000	0	50,000
その他固定資産　合計	0	50,000	0	50,000
固定資産　合計	0	5,050,000	0	5,050,000
資産の部　合計	0	7,956,513	0	7,956,513
Ⅱ　負債の部				0
1. 流動負債				0
未払金	0	810,761	0	810,761
未払給与等		90,100		
預り金	0	1,005,906	0	1,005,906
他会計短期借入	0	0	0	0
流動負債　合計	0	1,906,767	0	1,906,767
2. 固定負債				0
	0	0	0	0
固定負債　合計	0	0	0	0
負債の部　合計	0	1,906,767	0	1,906,767
Ⅲ　正味財産の部				0
1. 指定正味財産	0	0	0	0
（うち基本財産への充当額）	（　0）	（　0）	（　0）	（　0）
（うち特定資産への充当額）	（　0）	（　0）	（　0）	（　0）
指定正味財産　合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産				0
一般正味財産　合計	0	6,049,746	0	6,049,746
（うち基本財産への充当額）	（　0）	（　5,000,000）	（　0）	（　5,000,000）
（うち特定資産への充当額）	（　0）	（　0）	（　0）	（　0）
正味財産　合計	0	6,049,746	0	6,049,746
負債及び正味財産の部　合計	0	7,956,513	0	7,956,513

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益財団法人　医療文化経済グローカル研究所　（単位：円）

科目	前年度	決算額	差異
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1.　経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	〔 526 〕	〔 5,500 〕	〔 4,974 〕
基本財産受取利息	526	5,500	4,974
受取補助金	〔 9,026,000 〕	〔 9,030,000 〕	〔 4,000 〕
補助金	9,026,000	9,030,000	4,000
受取寄付金	〔 400,000 〕	〔 0 〕	△ 400,000
寄附金	400,000	0	△ 400,000
雑収益	〔 5,786 〕	〔 8,993 〕	〔 3,207 〕
受取利息･配当金	5,786	8,993	3,207
雑収益	0	0	0
事業活動収入計	9,432,312	9,044,493	△ 387,819
(2) 経常費用			
事業費	〔 7,091,837 〕	〔 7,743,278 〕	〔 651,441 〕
役員報酬	407,500	137,500	△ 270,000
給与手当	1,549,976	1,442,791	△ 107,185
福利厚生費	0	233,595	233,595
会議費	21,629	0	△ 21,629
報償費	925,550	0	△ 925,550
諸謝金	0	652,500	652,500
旅費交通費	534,232	1,072,734	538,502
通信運搬費	136,737	256,544	119,807
印刷製本費	173,217	1,077,667	904,450
修繕費	0	0	0
消耗什器備品費	1,035,198	648,036	△ 387,162
委託料	0	1,453,300	1,453,300
減価償却費	0	0	0
広告費	1,644,412	0	△ 1,644,412
賃借料	533,265	487,340	△ 45,925
雑費	130,121	281,271	151,150
管理費	〔 1,758,670 〕	〔 1,301,085 〕	〔 △ 457,585 〕
役員報酬	637,500	550,000	△ 87,500
給与手当	172,226	254,635	82,409
福利厚生費	0	40,432	40,432
会議費	27,000	0	△ 27,000
旅費交通費	21,820	8,733	△ 13,087
通信運搬費	33,501	44,154	10,653
印刷製本費	17,456	35,385	17,929
修繕費	0	0	0
消耗什器備品費	89,417	24,978	△ 64,439
委託料	570,130	194,150	△ 375,980
減価償却費	0	0	0
賃借料	43,335	44,820	1,485
租税公課	55,600	600	△ 55,000
諸会費	72,000	72,000	0
雑費	18,685	31,198	12,513
経常費用　合計	8,850,507	9,044,363	193,856
当期経常増減額	581,805	130	△ 581,675
2.　経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益　合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用　合計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	581,805	130	△ 581,675
一般正味財産期首残高	5,467,811	6,049,616	581,805
一般正味財産期末残高	6,049,616	6,049,746	130
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	6,049,616	6,049,746	130

正味財産増減計算書内訳書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益財団法人　医療文化経済グローカル研究所

科目	公益1 調査・研究	公益2 市民講座	公益共通	公益目的事業会計	法人会計	合計
Ⅰ　一般正味財産増減の部						
1.　経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 5,500 〕	〔 5,500 〕
基本財産受取利息	0	0	0	0	5,500	5,500
受取補助金	〔 1,832,818 〕	〔 2,629,626 〕	〔 3,280,834 〕	〔 7,743,278 〕	〔 1,286,722 〕	〔 9,030,000 〕
運営経費補助金	1,832,818	2,629,626	3,280,834	7,743,278	1,286,722	9,030,000
受取寄付金	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
寄附金	0	0	0	0	0	0
雑収益	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 8,993 〕	〔 8,993 〕
受取利息･配当金	0	0	0	0	8,993	8,993
雑収益	0	0	0	0	0	0
事業活動収入計	1,832,818	2,629,626	3,280,834	7,743,278	1,301,215	9,044,493
(2) 経常費用						
事業費	〔 1,832,818 〕	〔 2,629,626 〕	〔 3,280,834 〕	〔 7,743,278 〕	〔 0 〕	〔 7,743,278 〕
役員報酬	0	137,500	0	137,500	0	137,500
給与手当	0	0	1,442,791	1,442,791	0	1,442,791
福利厚生費	0	0	233,595	233,595	0	233,595
会議費	0	0	0	0	0	0
報償費	0	0	0	0	0	0
諸謝金	0	652,500	0	652,500	0	652,500
旅費交通費	747,545	311,698	13,491	1,072,734	0	1,072,734
通信運搬費	14,020	67,400	175,124	256,544	0	256,544
印刷製本費	27,500	711,468	338,699	1,077,667	0	1,077,667
修繕費	0	0	0	0	0	0
消耗什器備品費	497,993	103,250	46,793	648,036	0	648,036
委託料	308,000	370,900	774,400	1,453,300	0	1,453,300
減価償却費	0	0	0	0	0	0
広告費	0	0	0	0	0	0
賃借料	18,400	214,960	253,980	487,340	0	487,340
雑費	219,360	59,950	1,961	281,271	0	281,271
管理費	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 1,301,085 〕	〔 1,301,085 〕
役員報酬	0	0	0	0	550,000	550,000
給与手当	0	0	0	0	254,635	254,635
福利厚生費	0	0	0	0	40,432	40,432
会議費	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	0	0	8,733	8,733
通信運搬費	0	0	0	0	44,154	44,154
印刷製本費	0	0	0	0	35,385	35,385
修繕費	0	0	0	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0	0	24,978	24,978
委託料	0	0	0	0	194,150	194,150
減価償却費	0	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	44,820	44,820
租税公課	0	0	0	0	600	600
諸会費	0	0	0	0	72,000	72,000
雑費	0	0	0	0	31,198	31,198
経常費用　合計	1,832,818	2,629,626	3,280,834	7,743,278	1,301,085	9,044,363
当期経常増減額	0	0	0	0	130	130
2.　経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
経常外収益　合計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
経常外費用　合計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	130	130
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	6,049,616	6,049,616
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	6,049,746	6,049,746
Ⅱ　指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	0	0	0	0	6,049,746	6,049,746

収支決算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益財団法人　医療文化経済グローカル研究所　　（単位：円）

科目	前年度	決算額	差異
Ⅰ　事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	〔 526 〕	〔 5,500 〕	〔 4,974 〕
基本財産受取利息	526	5,500	4,974
補助金収入	〔 9,026,000 〕	〔 9,030,000 〕	〔 4,000 〕
補助金	9,026,000	9,030,000	4,000
寄附金収益	〔 400,000 〕	〔 0 〕	△ 400,000
寄附金	400,000	0	△ 400,000
雑収入	〔 5,786 〕	〔 8,993 〕	〔 3,207 〕
受取利息	5,786	8,993	3,207
雑収益	0	0	0
事業活動収入計	9,432,312	9,044,493	△ 387,819
2. 事業活動支出			
事業費支出	〔 7,091,837 〕	〔 7,743,278 〕	〔 651,441 〕
役員報酬	407,500	137,500	△ 270,000
給与手当	1,549,976	1,442,791	△ 107,185
福利厚生費	0	233,595	233,595
会議費	21,629	0	△ 21,629
報償費	925,550	0	△ 925,550
諸謝金	0	652,500	652,500
旅費交通費	534,232	1,072,734	538,502
通信運搬費	136,737	256,544	119,807
印刷製本費	173,217	1,077,667	904,450
修繕費	0	0	0
消耗什器備品費	1,035,198	648,036	△ 387,162
委託料	0	1,453,300	1,453,300
広告費	1,644,412	0	△ 1,644,412
賃借料	533,265	487,340	△ 45,925
雑費	130,121	281,271	151,150
管理費支出	〔 1,758,670 〕	〔 1,301,085 〕	〔 △ 457,585 〕
役員報酬	637,500	550,000	△ 87,500
給与手当	172,226	254,635	82,409
福利厚生費	0	40,432	40,432
会議費	27,000	0	△ 27,000
旅費交通費	21,820	8,733	△ 13,087
通信運搬費	33,501	44,154	10,653
印刷製本費	17,456	35,385	17,929
修繕費	0	0	0
消耗什器備品費	89,417	24,978	△ 64,439
委託料	570,130	194,150	△ 375,980
賃借料	43,335	44,820	1,485
租税公課	55,600	600	△ 55,000
諸会費	72,000	72,000	0
雑費	18,685	31,198	12,513
事業活動支出　計	8,850,507	9,044,363	193,856
事業活動収支差額	581,805	130	△ 581,675
Ⅱ　投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入　計	0	0	0
2. 投資活動支出			
有価証券取得支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
固定資産取得支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
投資活動支出　計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ　財務活動収支の部			
財務活動収入　計	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
財務活動支出　計	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ　予備費支出	0	0	0
当期収支差額	581,805	130	△ 581,675
前期繰越収支差額	417,811	999,616	581,805
次期繰越収支差額	999,616	999,746	130

収支決算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益財団法人 医療文化経済グローカル研究所　　（単位:円）

科目	予算額	決算額	差異
Ⅰ 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	〔 2,000 〕	〔 5,500 〕	〔 3,500 〕
基本財産受取利息	2,000	5,500	3,500
補助金収入	〔 10,000,000 〕	〔 9,030,000 〕	〔 △ 970,000 〕
補助金	10,000,000	9,030,000	△ 970,000
寄附金収益	〔 10,000 〕	〔 0 〕	△ 10,000
寄附金	10,000	0	△ 10,000
雑収入	〔 2,000 〕	〔 8,993 〕	〔 6,993 〕
受取利息	2,000	8,993	6,993
雑収益	0	0	0
事業活動収入計	10,014,000	9,044,493	△ 969,507
2. 事業活動支出			
事業費支出	〔 8,586,000 〕	〔 7,743,278 〕	〔 △ 842,722 〕
役員報酬	150,000	137,500	△ 12,500
給与手当	1,479,000	1,442,791	△ 36,209
福利厚生費	259,000	233,595	△ 25,405
会議費	0	0	0
報償費	0	0	0
諸謝金	1,615,000	652,500	△ 962,500
旅費交通費	1,065,000	1,072,734	7,734
通信運搬費	185,000	256,544	71,544
印刷製本費	1,225,000	1,077,667	△ 147,333
修繕費	0	0	0
消耗什器備品費	504,000	648,036	144,036
委託料	1,281,000	1,453,300	172,300
広告費	0	0	0
負担金	180,000	0	△ 180,000
賃借料	503,000	487,340	△ 15,660
雑費	140,000	281,271	141,271
管理費支出	〔 1,291,000 〕	〔 1,301,085 〕	〔 10,085 〕
役員報酬	525,000	550,000	25,000
給与手当	261,000	254,635	△ 6,365
福利厚生費	46,000	40,432	△ 5,568
会議費	0	0	0
旅費交通費	50,000	8,733	△ 41,267
通信運搬費	37,000	44,154	7,154
印刷製本費	35,000	35,385	385
修繕費	0	0	0
消耗什器備品費	15,000	24,978	9,978
委託料	170,000	194,150	24,150
賃借料	51,000	44,820	△ 6,180
租税公課	0	600	600
諸会費	72,000	72,000	0
雑費	29,000	31,198	2,198
事業活動支出 計	9,877,000	9,044,363	△ 832,637
事業活動収支差額	137,000	130	△ 136,870
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入 計	0	0	0
2. 投資活動支出			
有価証券取得支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
固定資産取得支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
投資活動支出 計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
財務活動収入 計	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
財務活動支出 計	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	137,000	0	△ 137,000
当期収支差額	0	130	130
前期繰越収支差額	0	999,616	999,616
次期繰越収支差額	0	999,746	999,746

財務諸表に対する注記

1．重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

法人税法の規定に、基づく次の通りの償却方法を採用している。

① 定率法を採用しています。

② なお、平成28年4月1日以降取得した建物及び建物附属設備、無形固定資産は定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

該当なし

(4) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(5) 受取利息

特定資産受取利息は、基本財産の定期預金の運用益の合計額である。

それ以外の預貯金については、雑収益の受取利息勘定に計上している。

2．基本財産、特定資産の増減額及びその残高

基本財産、特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
なし	0	0	0	0
計	5,000,000	0	0	5,000,000

3．特定資産の財源の内訳　　特定資産なし

4．担保に供している資産　　該当資産なし。

5．固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	取得価格	減価償却累計額	当期減少（除却）	当期末残高
建物	0	0	0	0
建物付属設備	0	0	0	0
構築物	0	0	0	0
什器備品	585,200	585,200	0	0
ソフトウェア	0	0	0	0
合計	585,200	585,200	0	0

6．保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶然債務　　該当なし。

7．関連当事者との取引の内容　　該当なし。

8．重要な後発事象　　該当なし。

附属明細書

1．特定資産の明細

特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載しているので省略する。

2．引当金の明細

なし

3．特定事業活動の明細

なし

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、未収金、前払金、立替金、仮払金、未払金、仮受金、預り金及び前受金を含めることとしている。
なお、前期末及び当期末残高は下記2. に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科　目	前期末残高	当期末残高	摘　要
現金預金	2,550,642	2,906,513	流動性預貯金
立替金	3,335		
合　計	2,553,977	2,906,513	
未払金	475,943	810,761	3月分
未払給与等	90,307	90,100	3月分職員給与
預り金	988,111	1,005,906	運営補助金返還分　他
合　計	1,554,361	1,906,767	
次期繰越収支差額	999,616	999,746	

財産目録

令和8年3月31日現在

公益財団法人　医療文化経済グローカル研究所　　（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等		
（流動資産）					
	現金	手元保管			22,794
	預金	但馬信用金庫			2,883,719
流動資産合計					2,906,513
（固定資産）					
基本財産					
	定期預金	但馬信用金庫			5,000,000
その他固定資産					
	什器備品		PC2台、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ1台（少額減価償却資産）		0
	有価証券	但馬信用金庫	出資金		50,000
固定資産合計					5,050,000
資産の部　合計					7,956,513
（流動負債）					
	未払金	和光印刷㈱　他			810,761
	未払給与等	職員等			90,100
	預り金	社労士	源泉所得税	561	
		職員等	雇用保険	6,745	
		評議員、理事	源泉所得税	28,600	
		養父市	運営補助金返還分	970,000	1,005,906
流動負債合計					1,906,767
（固定負債）					
固定負債合計					0
負債の部　合計					1,906,767
一般正味財産　合計		うち養父市拠出金		5,000,000	6,049,746
正味財産　合計					6,049,746
負債及び正味財産の部　合計					7,956,513

報告第５号～第７号　参考資料

役員名簿

各社総会日時点

会社名	代表取締役	取　締　役			監査役	
(株)おおや振興公社	松原浩二	栃尾英一	上村　圭	田村　亘	須田　修	森本　可苗
やぶパートナーズ(株)	丸山　和彦	大林　賢一	和田　久仁彦		松田　理明	

令和8年6月30日時点

法人名	評　議　員							
(公財)医療文化経済グローカル研究所	大林　賢一	川崎　博也	清原　桂子	永井　良三	平田　オリザ	枚田　一広	宮本　厚子	
	代表理事	理　事						
	中尾　一和	近藤　尚己	竹安　栄子	西村　正樹	藤野　一夫	宮垣　健生	米田　規子	余根田　一明
	監　事							
	千葉　義幸	松田　理明						

会社の現況　　令和7年度

会社名	資本金		発行可能株式総数	発行済株式数	株主数	決算日	養父市	
	当年度末	前年度末					所有株式数	持ち株比率
(株)おおや振興公社	5,700万円	5,700万円	3,200株	1,140株	4	令和8年3月31日	1,125株	98.7%
やぶパートナーズ(株)	2,000万円	2,000万円	5,000株	400株	1	令和8年3月31日	400株	100%

法人の現況　　令和7年度

法人名	基本財産	養父市	
		出捐金	比　率
(一財)医療文化経済グローカル研究所	500万円	500万円	100%

承認第４号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

専決第５号

令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）の専決処分について

少雨・高温に伴う緊急渇水・暑熱対策事業を実施するため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、「令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年８月12日

養父市長　　大　林　賢　一

令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）

令和８年度養父市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,534,363千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月12日専決

養父市長　　大　林　賢　一

第１表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
18. 繰　　越　　金		40,170	11,900	52,070
	1. 繰　　越　　金	40,170	11,900	52,070
歳　　入　　合　　計		20,522,463	11,900	20,534,363

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

１．総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
18. 繰　　越　　金	40,170	11,900	52,070
歳　　入　　合　　計	20,522,463	11,900	20,534,363

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
6. 農　林　水　産　業　費	1,127,175	11,900	1,139,075
歳　　出　　合　　計	20,522,463	11,900	20,534,363

（歳　　出）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		1,127,175	11,900	1,139,075
	1. 農業費	863,160	11,900	875,060
歳出合計		20,522,463	11,900	20,534,363

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			11,900
			11,900

２．歳　入

（款）18.　繰越金　　（項）　1.　繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	40,170	11,900	52,070
項計	40,170	11,900	52,070

歳入合計	20,522,463	11,900	20,534,363

３．歳　出

（款）　6.　農林水産業費　　（項）　1.　農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 農業振興費	243,580	11,900	255,480				11,900
項計	863,160	11,900	875,060				11,900

歳出合計	20,522,463	11,900	20,534,363	0	0	0	11,900

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 前 年 度 繰 越 金	11,900	前年度繰越金（現年分）　11,900

（単位 千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
18. 負担金、補助及び交付金	11,900	緊急渇水・暑熱対策事業費　11,900 緊急渇水・暑熱対策事業補助金　11,900

議案第43号

養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

（養父市森高齢者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正）

第１条　養父市森高齢者ふれあいセンター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別表（第６条関係） （略） 備考　営利等の目的外使用については、基本使用料の10割の加算金を徴収することができる。	別表（第６条関係） （略） 備考 １　この表以外に冷暖房料及び燃料費等の実費を徴収することができる。 ２　営利等の目的外使用については、基本使用料の５割から20割の範囲で加算金を徴収することができる。

（養父市立葛畑コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正）

第２条　養父市立葛畑コミュニティセンター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第81号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別表（第６条関係） （略） 備考 １　（略） ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、使用区分に係る基本使用料の３割の額＿＿＿＿＿及び照明使用料についても同割額を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ３　（略）	別表（第６条関係） （略） 備考 １　（略） ２　暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ３　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、使用区分に係る基本使用料の３割の額、暖房使用料及び照明使用料についても同割額を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ４　（略）

（養父市立学校施設等使用条例の一部改正）

第３条　養父市立学校施設等使用条例（平成16年養父市条例第81号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
附　則（令和８年条例第９号） （施行期日） この条例は、公布の日から施行する。 ＿＿＿＿＿＿＿＿	附　則（令和８年条例第９号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （この条例の失効）

別表（第８条関係）

１　施設使用料

施設の名称	単位	使用料
体育館	1時間	200円
教室等（1室につき）	1時間	120円
運動場	1時間	100円
柔剣道場	1時間	120円

２　照明使用料

施設の名称	単位	使用料	備考
運動場	1時間	600円	日没から22時までとする

３　空調設備使用料

施設の名称	単位	使用料	備考
体育館	1時間	1,000円	

２　この条例は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第８条関係）

１　八鹿地区

施設の名称	料金	
	昼間	夜間
体育館	1,150円	1,350円
教室（1室につき）	350円	550円
運動場	350円	550円

２　養父地区

(1)　施設使用料

施設の名称		使用料	
		9時から18時まで	18時から22時まで
体育館	中学校	1,000円	1,500円
	小学校	500円	800円
柔剣道場		500円	800円
教室	1室につき	300円	500円
運動場	中学校	1,000円	1,500円
	小学校	300円	500円

(2)　照明使用料

施設の名称	時間単位	使用料	備考
運動場	1時間	600円	日没から22時までとする

３　大屋地区

施設の名称	単位	使用料

体育館	5時間までごとに		1,050円
教室	5時間までごとに		210円
運動場	5時間までごとに		630円
体育館	夜間使用1回		420円
小中学校運動場照明施設	全点灯	30分当たり	600円
	1／2点灯		300円

４　関宮地区

施設の名称		午前9時から午後10時まで
体育館	電灯使用有	3時間当たり　2,100
	電灯使用無	3時間当たり　1,630
運動場	—	3時間当たり　2,100
教室(1)	—	3時間当たり　2,100
プール	—	3時間当たり　220

ア　１区分使用時間が、２時間未満の場合は半額とする。ただし、プールは除く。

イ　プールについては、１人当たりとする。

備考　各地区の体育館の空調設備を使用する場合は、別に定める料金を納めなければならない。

（養父市立あけのべ自然学校設置及び管理条例の一部改正）

第４条　養父市立あけのべ自然学校設置及び管理条例（平成16年養父市条例第82号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>
別表（第５条関係）
１　宿泊使用
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料（1泊）</th></tr>
<tr><td>高校生以下（1人当たり）</td><td>1,570円</td></tr>
<tr><td>一般（1人当たり）</td><td>3,270円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２　宿泊外使用
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料（4時間ごとに）</th></tr>
<tr><td>本館（各室ごとに）</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>屋外活動棟（1人当たり）</td><td>150円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第５条関係）
１　宿泊使用
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料（1泊）</th></tr>
<tr><td>高校生以下（1人当たり）</td><td>1,570円</td></tr>
<tr><td>一般（1人当たり）</td><td>2,620円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２　宿泊外使用
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料（4時間ごとに）</th></tr>
<tr><td>本館（各室ごとに）</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>屋外活動棟（1人当たり）</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（養父市立公民館条例の一部改正）

第５条　養父市立公民館条例（平成16年養父市条例第89号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
別表第２（第７条関係） （八鹿公民館） （略）	別表第２（第７条関係） （八鹿公民館） （略）

（養父公民館） （略） 特別料金 １　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ２・３　（略） 附記　（略）	（養父公民館） （略） 特別料金 １　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ３・４　（略） 附記　（略）
（大屋公民館） （略） 特別料金　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略）	（大屋公民館） （略） 特別料金 １　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略）
（関宮公民館） （略）	（関宮公民館） （略）

特別料金 １　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ２　附属設備の使用料は、次のとおりとする。 （略） 附記　（略）	特別料金 １　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ３　附属設備の使用料は、次のとおりとする。 （略） 附記　（略）

（養父市立養父就業改善センター設置及び管理条例の一部改正）

第６条　養父市立養父就業改善センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第90号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
別表（第６条関係） （略） 特別料金 １　（略） ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額を加算する。この場合において延長又は繰り上げ	別表（第６条関係） （略） 特別料金 １　（略） ２　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ３　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上

た時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略）	げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略）

（養父市立ビバホール設置及び管理条例の一部改正）

第７条　養父市立ビバホール設置及び管理条例（平成16年養父市条例第93号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別表（第９条関係） １　施設使用料 （略） 特別料金 １　（略） ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額＿＿＿＿＿＿＿＿を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略） ２　附属設備使用料　（略）	別表（第９条関係） １　施設使用料 （略） 特別料金 １　（略） ２　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ３　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略） ２　附属設備使用料　（略）

（養父市立おおやホール設置及び管理条例の一部改正）

第８条　養父市立おおやホール設置及び管理条例（平成16年養父市条例第94号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別表（第９条関係） １　施設使用料 （略） 特別料金 １　（略） ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ２　附属設備使用料　（略）	別表（第９条関係） １　施設使用料 （略） 特別料金 １　（略） ２　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。ただし、和室を除く。 ３　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ２　附属設備使用料　（略）

（養父市立西谷集会所設置及び管理条例の一部改正）

第９条　養父市立西谷集会所設置及び管理条例（平成16年養父市条例第95号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別表（第９条関係）	別表（第９条関係）

区分	使用料
目的外使用の場合	4時間以内の場合　4,200円
	4時間を超える場合　6,300円

区分	使用料
目的外使用の場合	4時間以内の場合　4,200円
	4時間を超える場合　6,300円
	冷暖房使用の場合は、50%を加算する。

（養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例の一部改正）

第10条　養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例（平成16年養父市条例第100号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案

別表第１（第４条関係）

区分	観覧料（1人につき）		
	常設展示		特別展示
	団体	個人	
高校生以下	100円	150円	1,000円の範囲内において、市長がその都度定める額
一般	350円	450円	

備考

１～３　（略）

現　行

別表第１（第４条関係）

区分	観覧料（1人につき）		
	常設展示		特別展示
	団体	個人	
高校生以下	80円	100円	1,000円の範囲内において、市長がその都度定める額
一般	250円	300円	

備考

１～３　（略）

（養父市立あけのべ自然学校「あけのべドーム森の館」設置及び管理条例の一部改正）

第11条　養父市立あけのべ自然学校「あけのべドーム森の館」設置及び管理条例（平成16年養父市条例第102号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
別表（第６条関係）	別表（第６条関係）

使用区分	使用料（4時間ごと）	備考
個人使用（1人当たり）	310円	
使用者20人以上	6,300円	左の金額を上限とする。
営利を目的として使用する場合	12,600円	

使用区分	使用料（4時間ごと）	備考
個人使用（1人当たり）	210円	
使用者20人以上	4,200円	左の金額を上限とする。
営利を目的として使用する場合	8,400円	

（養父市立みふね会館設置及び管理条例の一部改正）

第12条　養父市立みふね会館設置及び管理条例（平成16年養父市条例第103号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案

別表（第９条関係）

使用料（１回当たり）

（単位：円）

部屋の名称	収容人員（人）	使用時間区分及び基本使用料					
		午前9時から			午後1時から		午後6時から午後10時まで
		午後零時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	
会議室	100	1,650	3,370	5,400	2,020	4,050	2,320
和室	24	760	1,650	2,700	970	2,020	1,010
調理実習室	25	650	1,650	2,700	870	1,970	870
講義室	10	450	750	1,210	550	900	550
相談室	10	450	750	1,100	550	900	550
陶芸室	25	820	1,650	2,700	970	2,020	1,120

現　　行

別表（第９条関係）

使用料（１回当たり）

（単位：円）

部屋の名称	収容人員（人）	使用時間区分及び基本使用料					
		午前9時から			午後1時から		午後6時から午後10時まで
		午後零時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	
会議室	100	1,100	2,250	3,600	1,350	2,700	1,550
和室	24	550	1,100	1,800	650	1,350	750
調理実習室	25	550	1,100	1,800	650	1,350	750
講義室	10	450	750	1,100	550	900	550
相談室	10	450	750	1,100	550	900	550
陶芸室	25	550	1,100	1,800	650	1,350	750

改正案	現行
特別料金 １　使用時間を延長し、又は繰上げて使用するときは、延長又は繰上げした１時間を限度として使用区分に係る基本使用料の３割の額を加算する。この場合において、当該延長又は繰上げした時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切捨てるものとする。 ２～４　（略） ５　２から４までについて、市内在住者又は市内に事業所を有する者以外が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に使用区分に係る基本使用料の７割を加算する。 ６　（略）	特別料金 １　冷暖房使用料については、１時間当たり会議室310円、その他の室100円をそれぞれ加算した額を徴収する。 ２　使用時間を延長し、又は繰上げて使用するときは、延長又は繰上げした１時間を限度として使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、当該延長又は繰上げした時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切捨てるものとする。 ３～５　（略） ６　３から５までについて、市内在住者又は市内に事業所を有する者以外が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に使用区分に係る基本使用料の７割を加算する。 ７　（略）

（養父市立天文館バルーンようか設置及び管理条例の一部改正）

第13条　養父市立天文館バルーンようか設置及び管理条例（平成16年養父市条例第106号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改正案

（使用料）

第６条　使用者は、次の表に定める使用料を納めなければならない。

区分	種別	使用料	備考
20cm屈折望遠鏡 40cm反射望遠鏡	一般の者が使用する場合（1回当たり）	1時間以内の場合 大人1人につき　300円 小人1人につき　150円	1　小人とは、中学生以下の者をいう。

現行

（使用料）

第６条　使用者は、次の表に定める使用料を納めなければならない。

区分	種別	使用料	備考
20cm屈折望遠鏡 40cm反射望遠鏡	一般の者が使用する場合（1回当たり）	1時間以内の場合 1人　につき　200円	

		1時間を超える場合 1人につき　600円	
	天文友の会員が使用する場合（1年当たり）	（略）	

２～４　（略）

（使用料の減免）

第７条　市長は、前条の場合において、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

		団体で使用する場合 2,000円 1時間を超える場合 1人につき　400円 団体で使用する場合 4,000円	
	天文友の会員が使用する場合（1年当たり）	（略）	

２　小学校、中学校又は義務教育学校の児童又は生徒が使用する場合の使用料は、前項に定める使用料の額（天文友の会員が使用する場合の使用料を除く。以下同じ。）に２分の１を乗じて得た額とする。

３～５　（略）

（使用料の減免）

第７条　市長は、前条の場合において、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（養父市立旭山野外活動センター設置及び管理条例の一部改正）

第14条　養父市立旭山野外活動センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第115号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案

別表（第８条関係）

区分	使用料	備考
入園料　1回（1	1人につき　460円	（略）

現　行

別表（第８条関係）

区分	使用料	備考
入園料　1回（1	1人につき　310円	（略）

泊）	1人につき　150円	（略）	泊）	1人につき　100円	（略）
テント（1張）	1日（1泊）につき　1,570円	（略）	テント（1張）	1日（1泊）につき　1,050円	（略）
野外炊飯用器材（1セット）	1日（1泊）につき　1,570円	（略）	野外炊飯用器材（1セット）	1日（1泊）につき　1,050円	（略）
営利等を目的として使用する場合	4時間以内の場合　3,300円		営利等を目的として使用する場合	4時間以内の場合　3,150円	
	4時間を超える場合　5,500円			4時間を超える場合　5,250円	

（養父市立大庄屋記念館（旧長島家住宅）設置及び管理条例の一部改正）

第15条　養父市立大庄屋記念館（旧長島家住宅）設置及び管理条例（平成16年養父市条例第122号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案			現　行		
別表（第４条関係）			別表（第４条関係）		
区分	個人	団体	区分	個人	団体
一般	300円	200円	一般	200円	150円
高等学校の生徒	200円	150円	高等学校の生徒	150円	100円
小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒	150円	100円	小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒	100円	70円

（養父市八鹿老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第16条　養父市八鹿老人福祉センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第136号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
別表（第８条関係）	別表（第８条関係）

（略）	（略）
備考　超過使用料＿＿＿＿＿＿＿＿の計算方法は、規則で定める。	備考　超過使用料及び冷暖房使用料の計算方法は、規則で定める。

（養父市養父老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第17条　養父市養父老人福祉センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第137号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別表（第６条関係）	別表（第６条関係）
（略）	（略）
特別料金 １　（略） ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略）	特別料金 １　（略） ２　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ３　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記　（略）

（養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部改正）

第18条　養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例（平成16年養父市条例第144号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第６条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">営利等を目的として使用する場合</td><td>4時間以内の場合　4,200円</td></tr>
<tr><td>4時間を超える場合　6,300円</td></tr>
</table></td><td>別表（第６条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="3">営利等を目的として使用する場合</td><td>4時間以内の場合　4,200円</td></tr>
<tr><td>4時間を超える場合　6,300円</td></tr>
<tr><td>冷暖房使用の場合は50％を加算する。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例の一部改正）

第19条　養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第170号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第６条関係）
（養父市木の香る大森交流促進センター）
（略）
備考　営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の５割を加算することができる。</td><td>別表（第６条関係）
（養父市木の香る大森交流促進センター）
（略）
備考
１　冷暖房使用の場合は、基本使用料の５割を加算することができる。
２ができる。　営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の５割を加算すること</td></tr>
</table>

（養父市ハチ高原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正）

第20条　養父市ハチ高原交流促進センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第182号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
（使用の許可）
第６条　センターの施設のうち別表第１に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
２　（略）
（使用料）
第８条　センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表第２に定める使用料を納めなければならない。
別表第２（第８条関係）
交流促進センター
<table>
<tr><th>時間
施設名</th><th>半日
午前8時30分から午後零時30分まで
午後1時から午後5時まで</th><th>1日
午前8時30分から午後5時まで</th></tr>
<tr><td>1階　ビジター室</td><td>5,500円</td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>2階　研修室</td><td>11,000円</td><td>22,000円</td></tr>
</table>
特別料金　夜間利用する場合の使用料は、別に定める。
</td><td>
（使用の許可）
第６条　センターの施設のうち別表第１に掲げる施設を使用しようとする者及びセンターが管理するハチ高原キャンプ場でキャンプをしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
２　（略）
（使用料）
第８条　センターを使用しようとする者及びセンターが管理するハチ高原キャンプ場でキャンプをしようとする者（以下「使用者」という。）は、別表第２に定める使用料を納めなければならない。
別表第２（第８条関係）
１　交流促進センター
<table>
<tr><th>時間
施設名</th><th>半日
午前8時30分から午後零時30分まで
午後1時から午後5時まで</th><th>1日
午前8時30分から午後5時まで</th></tr>
<tr><td>1階　ビジター室</td><td>5,250円</td><td>10,500円</td></tr>
<tr><td>2階　研修室</td><td>10,500円</td><td>21,000円</td></tr>
</table>
(1)　暖房を利用する期間については、当該利用区分に係る使用料にそれぞれ５割増しの使用料とする。
(2)　夜間利用する場合の使用料は、別に定める。
</td></tr>
</table>

2　キャンプ

団体区分	テント持込みのとき（1人につき）	炊事場の使用のみのとき（1人につき）	摘要
小学校、中学校及び義務教育学校	70円	10円	時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。
高等学校	130円		
その他	260円		

（養父市別宮地区コミュニティ施設の設置及び管理条例の一部改正）

第21条　養父市別宮地区コミュニティ施設の設置及び管理条例（平成16年養父市条例第198号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案

別表（第６条関係）

室名	単位	使用料	備考
談話室・管理室（1階）	昼間1時間につき	700円	
	夜間1時間につき	850円	
実習室（1階）	昼間1時間につき	700円	昼間とは、午前8時から午後6時までとする。夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
	夜間1時間につき	850円	
研修交流室（2階）	昼間1時間につき	700円	
	夜間1時間につき	850円	

現　　行

別表（第６条関係）

室名	単位	使用料	備考
談話室・管理室（1階）	昼間1時間につき	700円	暖房器具使用期間中は、使用料の10分の2を加算した額とする。昼間とは、午前8時から午後6時までとする。夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
	夜間1時間につき	850円	
実習室（1階）	昼間1時間につき	700円	
	夜間1時間につき	850円	
研修交流室（2階）	昼間1時間につき	700円	
	夜間1時間につき	850円	

（養父市都市公園条例の一部改正）

第22条　養父市都市公園条例（平成16年養父市条例第249号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
（使用料）
第12条　（略）
２　別表第２に掲げる公園施設を利用しようとする者は、これらの表に定めるところにより、使用料を納めなければならない。
３・４　（略）
（使用料の免除）
第13条　市長は、前条の場合において、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
別表第２（第12条関係）
（単位：円）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th><th>照明料</th><th>利用時間帯</th></tr>
<tr><td rowspan="3">総合体育館</td><td>全面</td><td rowspan="3">1時間</td><td>1,200</td><td>—</td><td rowspan="3">午前9時から午後9時30分まで</td></tr>
<tr><td>1／2面</td><td>600</td><td>—</td></tr>
<tr><td>1／3面</td><td>400</td><td>—</td></tr>
</table>
</td><td>
（使用料）
第12条　（略）
２　別表第２に掲げる公園施設を利用しようとする者は、これらの表に定めるところにより、使用料を納めなければならない。ただし、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の所持者並びに手帳所持者の介助者（手帳所持者１人につき介助者１人。以下「障がい者等」という。）又は保育所（園）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校の幼児、児童若しくは生徒又は60歳以上の者が運動施設を利用する場合の使用料の額は、別表第２に定める使用料の額に２分の１を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
３・４　（略）
（使用料の免除）
第13条　市長は、前条の場合において、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
別表第２（第12条関係）
（単位：円）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th><th>照明料</th><th>利用時間帯</th></tr>
<tr><td rowspan="3">総合体育館</td><td>全面</td><td rowspan="3">1時間</td><td>800</td><td>—</td><td rowspan="3">午前9時から午後9時30分まで</td></tr>
<tr><td>1／2面</td><td>400</td><td>—</td></tr>
<tr><td>1／3面</td><td>300</td><td>—</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	1／4面		300	—	
	ランニングデッキ	1人	150	—	
会議室	1室	1時間	250	—	
公園グラウンド	全面		600	—	午前9時から午後7時まで
	1／2面		300	—	
テニスコート	1面		400	250	午前9時から午後9時30分まで

備考

１～３　（略）

別表第３（第12条関係）

区分	種別	使用料	備考
ようか温水プール	一般遊泳者（1回当たり）	大人1人　750円 60歳以上1人　370円 大人障がい者等1人　370円 小人1人　180円	(1)　1回とは、2時間以内とする。 (2)　小人とは、中学生以下の者をいう。
	市長が指定する者が指導する水泳教室で使用する場合（1月当たり）	（略）	
健康支援施設	（略）		

	1／4面		200	—	
	ランニングデッキ	1人	100	—	
会議室	1室	1時間	250	—	
公園グラウンド	全面		600	—	午前9時から午後7時まで
	1／2面		300	—	
テニスコート	1面		400	250	午前9時から午後9時30分まで

備考

１～３　（略）

別表第３（第12条関係）

区分	種別	使用料	備考
ようか温水プール	一般遊泳者（1回当たり）	大人1人　500円 60歳以上1人　250円 大人障がい者等1人　250円 小人1人　120円	(1)　1回とは、2時間以内とする。 (2)　小人とは、中学生以下の者をいう。
	市長が指定する者が指導する水泳教室で使用する場合（1月当たり）	（略）	
健康支援施設	（略）		

（養父市大屋市民センター設置及び管理条例の一部改正）

第23条　養父市大屋市民センター設置及び管理条例（平成17年養父市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
別表（第６条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">基本使用料</th></tr>
<tr><th>1日につき4時間を超える場合</th><th>1日につき4時間以内の場合</th><th>午前中より午後5時以降の場合</th></tr>
<tr><td>第2会議室</td><td>1,500円</td><td>750円</td><td>2,030円</td></tr>
<tr><td>大会議室</td><td>4,000円</td><td>2,000円</td><td>5,000円</td></tr>
</table>
特別料金　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
附記　（略）
</td><td>
別表（第６条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">基本使用料</th></tr>
<tr><th>1日につき4時間を超える場合</th><th>1日につき4時間以内の場合</th><th>午前中より午後5時以降の場合</th></tr>
<tr><td>第2会議室</td><td>1,500円</td><td>750円</td><td>1,700円</td></tr>
<tr><td>大会議室</td><td>4,000円</td><td>2,000円</td><td>5,000円</td></tr>
</table>
特別料金
１　冷暖房の使用料は、基本使用料の５割を加算する。
２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
附記　（略）
</td></tr>
</table>

（養父市立体育施設設置及び管理条例の一部改正）

第24条　養父市立体育施設設置及び管理条例（平成20年養父市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
別表第２（第６条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="3">養父市立八鹿体育館</td><td>競技場全面</td><td>1時間</td><td>400円</td></tr>
<tr><td>競技場半面</td><td>1時間</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>暖房設備（1基）</td><td>1時間</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>養父市立ようか武道館</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">養父市立養父体育館</td><td>競技場全面</td><td>1時間</td><td>600円</td></tr>
<tr><td>競技場半面</td><td>1時間</td><td>300円</td></tr>
<tr><td>養父市立おおやスポーツセンター</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>養父市立おおやB&G海洋センター</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>養父市立関宮農村広場</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">養父市関宮農林漁業者等健康増進施設</td><td>競技場全面</td><td>1時間</td><td>600円</td></tr>
<tr><td>競技場半面</td><td>1時間</td><td>300円</td></tr>
</table>
特別料金　（略）
</td><td>
別表第２（第６条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="3">養父市立八鹿体育館</td><td>競技場全面</td><td>1時間</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>競技場半面</td><td>1時間</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>暖房設備（1基）</td><td>1時間</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>養父市立ようか武道館</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">養父市立養父体育館</td><td>競技場全面</td><td>1時間</td><td>400円</td></tr>
<tr><td>競技場半面</td><td>1時間</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>養父市立おおやスポーツセンター</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>養父市立おおやB&G海洋センター</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>養父市立関宮農村広場</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">養父市関宮農林漁業者等健康増進施設</td><td>競技場全面</td><td>1時間</td><td>400円</td></tr>
<tr><td>競技場半面</td><td>1時間</td><td>200円</td></tr>
</table>
特別料金　（略）
</td></tr>
</table>

（養父市はさまじ里山の森公園設置及び管理条例の一部改正）

第25条　養父市はさまじ里山の森公園設置及び管理条例（平成23年養父市条例第４号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第６条関係）
<table>
<tr><th>施設等</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td>多目的広場（占有使用）</td><td>1時間　500円／面</td></tr>
<tr><td rowspan="3">グラウンドゴルフ場</td><td>1日　大人　750円／人</td></tr>
<tr><td>1日　小人　450円／人</td></tr>
<tr><td>1日　全面貸切使用60,000円</td></tr>
<tr><td>グラウンドゴルフクラブ・ボール貸出料</td><td>1回　100円</td></tr>
</table>
別表第２（第６条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td></tr>
</table>
特別料金
１　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
２　（略）
</td><td>
別表第１（第６条関係）
<table>
<tr><th>施設等</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td>多目的広場（占有使用）</td><td>1時間　500円／面</td></tr>
<tr><td rowspan="3">グラウンドゴルフ場</td><td>1日　大人　500円／人</td></tr>
<tr><td>1日　小人　300円／人</td></tr>
<tr><td>1日　全面貸切使用60,000円</td></tr>
<tr><td>グラウンドゴルフクラブ・ボール貸出料</td><td>1回　100円</td></tr>
</table>
別表第２（第６条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td></tr>
</table>
特別料金
１　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。
２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
３　（略）
</td></tr>
</table>

（養父市立全天候運動場設置及び管理条例の一部改正）

第26条　養父市立全天候運動場設置及び管理条例（平成24年養父市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th colspan="2">改　正　案</th><th colspan="2">現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第７条関係）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th><th rowspan="2">照明料</th></tr>
<tr><th>平日</th><th>土・日曜、祝祭日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">アリーナ</td><td>全面積</td><td rowspan="4">1時間当たり</td><td>900円</td><td>1,350円</td><td>1,800円</td></tr>
<tr><td>3分の2</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td>3分の1</td><td>300円</td><td>450円</td><td>600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交流室</td><td colspan="2">500円</td><td></td></tr>
</table>
特別料金
１・２　（略）</td><td>別表（第７条関係）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th><th rowspan="2">照明料</th></tr>
<tr><th>平日</th><th>土・日曜、祝祭日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">アリーナ</td><td>全面積</td><td rowspan="4">1時間当たり</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td>3分の2</td><td>400円</td><td>600円</td><td>800円</td></tr>
<tr><td>3分の1</td><td>200円</td><td>300円</td><td>400円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交流室</td><td colspan="2">500円</td><td></td></tr>
</table>
特別料金
１・２　（略）</td></tr>
</table>

（養父市おおやアート村拠点施設設置及び管理条例の一部改正）

第27条　養父市おおやアート村拠点施設設置及び管理条例（平成24年養父市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表第３（第10条関係）
（略）
（略）
付記</td><td>別表第３（第10条関係）
（略）
（略）
付記</td></tr>
</table>

１・２　（略）	１・２　（略） ３　暖房器具を使用する場合は、暖房機１台につき１時間当たり100円を徴収するものとする。
３～５　（略）	４～６　（略）

（養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部改正）

第28条　養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例（平成27年養父市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
別表（第８条関係） （大谷ふれあいセンター） （略） （八鹿ふれあい倶楽部） （略） （小佐ふれあい倶楽部） （略） （高柳ふれあい倶楽部） （略） （伊佐ふれあい倶楽部） （略） （宿南ふれあい倶楽部） （略）	別表（第８条関係） （大谷ふれあいセンター） （略） （八鹿ふれあい倶楽部） （略） （小佐ふれあい倶楽部） （略） （高柳ふれあい倶楽部） （略） （伊佐ふれあい倶楽部） （略） （宿南ふれあい倶楽部） （略）

（建屋教育集会所） （略） （西谷ふれあいの家） （略） （口大屋高齢者コミュニティセンター） （略） （南谷ふるさとセンター） （略） （木の香る浅野校区コミュニティセンター） （略） （コミュニティセンターであいの里） （略） 特別料金（各施設共通） １　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額を加算する。この場合において、延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ２　営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の10割の加算金を徴収することができる。	（建屋教育集会所） （略） （西谷ふれあいの家） （略） （口大屋高齢者コミュニティセンター） （略） （南谷ふるさとセンター） （略） （木の香る浅野校区コミュニティセンター） （略） （コミュニティセンターであいの里） （略） 特別料金（各施設共通） １　冷暖房使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ２　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 ３　営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の５割から20割までの範囲で加算金を徴収することができる。

（養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例の一部改正）

第29条　養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例（平成28年養父市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案

別表（第４条関係）

区分		使用料	備考
リフト	登行リフト～チャレンジリフト	（略）	
	1日券	4,500円	休日は、5,000円
	半日券～午後券	（略）	
駐車場	（略）		

備考　（略）

現　行

別表（第４条関係）

区分		使用料	備考
リフト	登行リフト～チャレンジリフト	（略）	
	1日券	3,000円	休日は、4,000円
	半日券～午後券	（略）	
駐車場	（略）		

備考　（略）

（養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例の一部改正）

第30条　養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例（平成29年養父市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　正　案

別表第１（第５条関係）

区分		使用料（1人1回につき）
一般浴場	大人	800円
	小人	500円
ケア浴場	1回60分	（使用料×人数）＋2,000円

備考　小人は小学生以下とする。（３歳未満の幼児は除く。）

現　行

別表第１（第５条関係）

区分		使用料（1人1回につき）
一般浴場	大人	700円
	小人	400円
ケア浴場	1回60分	（使用料×人数）＋2,000円

備考　小人は小学生以下とする。（３歳未満の幼児は除く。）

（養父市子育て・移住サポートセンター設置及び管理条例の一部改正）

第31条　養父市子育て・移住サポートセンター設置及び管理条例（平成29年養父市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別表（第７条関係） （略） ※１時間に満たない時間は１時間とする。 特別料金　センターを営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。	別表（第７条関係） （略） ※１時間に満たない時間は１時間とする。 特別料金 １　冷暖房の使用料は、基本使用料の５割を加算する。 ２　センターを営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。

（養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例の一部改正）

第32条　養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例（令和３年養父市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改　　正　　案

別表（第９条関係）

１　施設使用料

（単位：円）

区分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から22時まで
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	

現　　行

別表（第９条関係）

１　施設使用料

（単位：円）

区分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から22時まで
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	

ホール	平日	22,180	59,140	96,110	29,570	66,540	29,570
	土、日、祝、休日	25,570	68,200	110,820	34,100	76,720	34,100
ステージのみ使用	平日	6,930	18,480	30,030	9,240	20,790	9,240
	土、日、祝、休日	7,920	21,120	34,320	10,560	23,760	10,560
楽屋（大）		900	2,400	3,910	1,200	2,700	1,200
楽屋（中）		740	1,980	3,220	990	2,230	990
楽屋（小）		630	1,700	2,760	850	1,910	850
リハーサル室		2,510	6,700	10,890	3,350	7,540	3,350
音楽スタジオ		1,040	2,790	4,540	1,390	3,140	1,390
展示室		1,330	3,550	5,770	1,770	3,990	1,770
大会議室（全室）		3,200	8,540	13,880	4,270	9,610	4,270
大会議室（半室1）		1,920	5,120	8,320	2,560	5,760	2,560
大会議室（半室2）		1,280	3,410	5,550	1,700	3,840	1,700
中会議室		1,020	2,720	4,420	1,360	3,060	1,360
小会議室1		620	1,660	2,700	830	1,870	830
小会議室2		620	1,660	2,770	830	1,870	830
和室（全室）		900	2,400	3,750	1,200	2,700	1,200
和室（半室）		450	1,200	1,870	600	1,350	600
調理室		2,150	5,740	9,330	2,870	6,460	2,870
附属設備		規則で定める額					

２　特別料金

ホール	平日	13,500	36,000	58,500	18,000	40,500	18,000
	土、日、祝、休日	16,500	44,000	71,500	22,000	49,500	22,000
ステージのみ使用	平日	4,200	11,200	18,200	5,600	12,600	5,600
	土、日、祝、休日	5,100	13,600	22,100	6,800	15,300	6,800
楽屋（大）		700	1,900	3,100	1,000	2,100	1,000
楽屋（中）		600	1,600	2,500	800	1,800	800
楽屋（小）		500	1,300	2,200	700	1,500	700
リハーサル室		1,900	5,000	8,100	2,500	5,600	2,500
音楽スタジオ		800	2,100	3,400	1,000	2,300	1,000
展示室		1,000	2,600	4,300	1,300	3,000	1,300
大会議室（全室）		2,400	6,300	10,300	3,200	7,100	3,200
大会議室（半室）		1,200	3,100	5,100	1,600	3,500	1,600
中会議室		800	2,000	3,300	1,000	2,300	1,000
小会議室1		500	1,200	2,000	600	1,400	600
小会議室2		500	1,200	2,000	600	1,400	600
和室（全室）		600	1,600	2,500	800	1,800	800
和室（半室）		300	800	1,300	400	900	400
調理室		1,600	4,300	6,900	2,100	4,800	2,100
附属設備		規則で定める額					

２　特別料金

（１）　冷暖房使用料は、当該使用区分に係る平日の基本使用料の５

（1）　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度として当該使用区分に係る基本使用料の３割の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げした時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 （2）～（5）　（略） （6）　上記第３号から第５号までについて、市内在住者又は市内事業所を有する者以外の者が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に当該使用区分に係る基本使用料の７割を加算する。 （7）　（略） 附記　（略）	割を加算する。 （2）　使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、１時間を限度として当該使用区分に係る基本使用料の３割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げした時間が30分以上のときは１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 （3）～（6）　（略） （7）　上記第４号から第６号までについて、市内在住者又は市内事業所を有する者以外の者が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に当該使用区分に係る基本使用料の７割を加算する。 （8）　（略） 附記　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用又は利用に係る使用料、観覧料又は入館料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用又は利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、令和８年９月30日までに施行日以後の使用又は利用の許可を受けている場合の使用料等については、なお従前の例による。

（準備行為）

4　改正後の各条例に規定する使用料等の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為を行うことができる。

議案第44号

養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例の制定について

養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

養父市条例　号

養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例

養父市若者未来応援奨学金条例（平成28年養父市条例第27号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までにこの条例による廃止前の養父市若者未来応援奨学金条例(以下「廃止前の条例」という。)第４条の規定による申請をした者については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第45号

小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等の取得について

小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等を取得しようとする。よって養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第３条の規定により、議決を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

記

１　取得しようとする物件

校務用端末機（デスクトップ型）	４台
図書館端末機（ノート型）	６台
校務用端末機（ノート型）	30台
増設メモリ及びＳＳＤ	59台
インターネット接続ルーター	５台
ソフトウェア	１式

２　整備する学校等

養父市教育委員会

養父市内小学校及び義務教育学校前期課程	９校
養父市内中学校及び義務教育学校後期課程	４校

３　取得予定価格

23,100,000円（消費税込み）

４　取得の相手方

兵庫県養父市上野1690番地５
ショップひろせ
代表　広瀬　則夫

議案第 45 号　参考資料

小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等の取得資料

1　取得の理由

各学校等のＩＣＴ機器の更新及び整備を行い、ＩＣＴ教育環境の充実を図る。

2　納入期日

令和９年３月 19 日

3　機器等一覧

整備内容	教育委員会	養父小	広谷小	建屋小	大屋小	関宮学(前)	高柳小	八鹿小	伊佐小	宿南小	養父中	大屋中	関宮学(後)	八鹿青渓中	合計
校務用端末機(デスクトップ型)				1		1			1					1	**4 台**
図書館端末機(ノート型)			1				1	1			1	1	1		**6 台**
校務用端末機(ノート型)	5	3		3	3	3			4		3			6	**30 台**
増設メモリ・SSD				10		13			10					26	**59 台**
インターネット接続ルーター		1		1	1					1			1		**5 台**
ソフトウェア															**1 式**

4　機器等詳細

校務用端末機（ノート型）

仕様等	
15.6 型ワイド液晶を搭載したノートパソコンであること。 記載のソフトウェア以外に、当市が指定するソフトウェアをインストールし設定すること。	
CPU	インテル® Core™ i5-1334U プロセッサー(最大 4.60GHz)以上
OS	Windows 11 Pro
ディスプレイ	15.6 型ワイド液晶（フル HD:1920×1080）
メインメモリ	8GB 以上、PC 本体と同一メーカーであること。
記憶装置	SSD:容量 256GB 以上（暗号化機能付き）
無線 LAN	Wi-Fi6E 対応（IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n）
Bluetooth	Bluetooth V5.3 準拠
Web カメラ	IR 対応 Web カメラ（内蔵型）
光学ドライブ	非搭載
USB インターフェース	USB3.2（Type-C）×1 系統以上、 USB3.2（Type-A）×2 系統以上
セキュリティチップ	TPM（TCG v2.0）
通信機能	RJ-45 ポート×1 系統（10/100/1000BASE-T 準拠、Wakeup On LAN 対応）
キーボード	テンキー付き日本語キーボード
マウス	USB 光レーザーマウス
外部出力	HDMI 出力端子 ×1 系統以上
バッテリー駆動時間	7 時間以上（JEITA 2.0 準拠）

リカバリディスク	各学校に 1 部ずつ配布すること。
省エネ対策	PC グリーンラベルの審査基準に対応していること。 エコマークに対応していること。

校務用端末機（デスクトップ型）

仕様等	
デスクトップ型パソコンであること。 記載のソフトウェア以外に、当市が指定するソフトウェアをインストールし設定すること。	
CPU	インテル® Core™ i5-14400 プロセッサー（最大 4.70GHz）以上
OS	Windows 11 Pro
ディスプレイ	21.5 型ワイド液晶（フル HD：1920×1080）
メインメモリ	8GB 以上、PC 本体と同一メーカーであること。
記憶装置	SSD：容量 256GB 以上（暗号化機能付き）
無線 LAN	なし
Bluetooth	Bluetooth V5.3 準拠
Web カメラ	IR 対応 Web カメラ（USB 外付けカメラ可）
光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ
USB インターフェース	本体背面：USB2.0 ×3 系統以上、 本体前面：USB3.2 Gen1 ×2 系統以上
セキュリティチップ	TPM（TCG v2.0）
ネットワーク	RJ-45 ポート×1 系統（10/100/1000BASE-T 準拠、Wakeup On LAN 対応）
キーボード	USB テンキー付き日本語キーボード
マウス	USB 光レーザーマウス
外部出力	HDMI 出力端子 ×1 系統以上、DisplayPort コネクタ ×1 系統以上
リカバリディスク	各学校に 1 部ずつ配布すること。
省エネ対策	PC グリーンラベルの審査基準に対応していること。 エコマークに対応していること。

既設校務用端末機向け増設メモリ・SSD

仕様等	
当市の既設校務用端末機である日本電気製 VersaPro VKL21/X-9（型名：PC-VKL21XZG9）に適合すること。 メモリは標準搭載の 4GB と合わせて合計 12GB とすること。	
増設メモリ	容量 8GB 以上
記憶装置	SSD：容量 256GB 以上

図書館用端末機（ノート型）

仕様等	
15.6 型ワイド液晶を搭載したノートパソコンであること。 記載のソフトウェア以外に、当市が指定するソフトウェアをインストールし設定すること。	
CPU	インテル® Core™ i5-1334U プロセッサー（最大 4.60GHz）以上
OS	Windows 11 Pro
ディスプレイ	15.6 型ワイド液晶（フル HD：1920×1080）
メインメモリ	8GB 以上、PC 本体と同一メーカーであること。
記憶装置	SSD：容量 256GB 以上（暗号化機能付き）
無線 LAN	Wi-Fi6E 対応（IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n）
BluetoothWeb カメラ	Bluetooth V5.3 準拠 IR 対応 Web カメラ（内蔵型）
光学ドライブ	非搭載
USB インターフェース	USB3.2（Type-C） ×1 系統以上、 USB3.2（Type-A） ×2 系統以上

セキュリティチップ	TPM（TCG v2.0）
通信機能	RJ-45 ポート×1 系統（10/100/1000BASE-T 準拠、Wakeup On LAN 対応）
キーボード	テンキー付き日本語キーボード
マウス	USB 光レーザーマウス
外部出力	HDMI 出力端子 ×1 系統以上
バッテリー駆動時間	7 時間以上（JEITA 2.0 準拠）
リカバリディスク	各学校に 1 部ずつ配布すること。
省エネ対策	PC グリーンラベルの審査基準に対応していること。 エコマークに対応していること。

インターネット接続ルーター

仕様等	
各学校の既設インターネット回線（オプテージ eo 光）に接続し、学習系ネットワークからインターネットへの接続を行うためのルーティング機能、NAT 機能、各種セキュリティ機能等を備えたルーターであること。	
インターフェース	100/1000/2.5G/5G/10GBASE-T ×2 ポート以上 10/100/1000BASE-T ×4 ポート以上（スイッチングハブ）
PPPoE クライアント機能	あり
レイヤー2 機能	ポートベース VLAN、IEEE802.1Q タグ VLAN
レイヤー3 機能	IPv4：スタティックルーティング、RIPv2、OSPFv2、BGP4、ポリシールーティング IPv6：スタティックルーティング、RIPng、OSPFv3、ポリシールーティング
拡張機能	DHCP サーバ、DHCP クライアント、DHCP リレーエージェント、プロキシ DNS、ダイナミック DNS、NAT、NAPT
トンネリング機能	IPv6 over IPv4、IPv4 over IPv6、GRE
QoS 機能	ToS 制御、CoS 制御（IEEE802.1p）、優先制御（PQ、CBQ、LLQ）、帯域制御（Traffic Shaping）
ファイアウォール機能	IP パケットフィルタリング（静的フィルタ/動的フィルタ）
IPsec/IKE	IPsec（AH/ESP）、IKE（メインモード、アグレッシブモード）、IKEv2、手動鍵 暗号アルゴリズム：AES-CBC（128/192/256bit）、AES-GCM（128/256bit、IKEv2 のみ） 認証アルゴリズム：MD5、SHA-1、SHA-2(256/384/512bit)
その他	設置環境に合わせて、ゴム足（平置き用）、ラックマウント金具、縦置きスタンドのいずれかを添付すること。

ソフトウェア

整備内容	合計	備考
（JL-Education 教育機関向け）一太郎 Pro 6 ライセンス	34	校務用端末機（ノート型）：30 台分 校務用端末機（デスクトップ型）：4 台分
一太郎 Pro 6 インストールメディア	8	7 校＋教育委員会分
更新 教育委員会取りまとめ用 Trend Micro エデュケーションパック	13	2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで（1 年間） 【既存ライセンス番号】844689
Microsoft 365 Education A1 for Devices（72 ヶ月）	40	校務用端末機（ノート型）：30 台分 校務用端末機（デスクトップ型）：4 台分 図書館端末機（ノート型）：6 台分
【SiCSP 教育機関専用】Windows 11 Pro Upgrade	59	既設校務用端末機：59 台分

開　札　結　果　表

物品番号	物品名	納入場所
養教8(物)第1号	小中学校情報機器等整備事業	養父市内
開札日時		開札場所
令和8年7月24日　14時30分		養父市役所　2階　第2会議室

入札者氏名	入札金額(円)	再入札金額(円)	落札金額(円)	備考
太陽電機(株)	辞退			
(有)飯野電器	辞退			
(有)フジタ	22,490,000			
(株)伊原	辞退			
ナカムラ	21,980,000			
ショップひろせ	21,000,000		21,000,000	落札
合同会社タムラ電器商会	辞退			

議案第46号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

記

１　相手方　（住所）[redacted]

（氏名）[redacted]

２　事案の概要

令和８年７月17日、八鹿小学校敷地内で、乗用芝刈り機で芝刈り作業を行っていた際に、巻き上げた小石が敷地外に飛び、フェンスを隔てた近隣民家の玄関ガラスに当たり、ガラスが破損したもの。

３　損害賠償の額　31,350円

議案第47号

令和８年度養父市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度養父市一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,758,659千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

第１表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13. 国　庫　支　出　金		1,860,798	150,298	2,011,096
	2. 国　庫　補　助　金	668,812	150,298	819,110
17. 繰　　入　　金		2,873,851	△8,138	2,865,713
	1. 基　金　繰　入　金	2,851,708	△8,138	2,843,570
18. 繰　　越　　金		52,070	80,478	132,548
	1. 繰　　越　　金	52,070	80,478	132,548
19. 諸　　収　　入		417,750	1,658	419,408
	5. 雑　　入	390,746	1,658	392,404
歳　　入　　合　　計		20,534,363	224,296	20,758,659

第２表　繰 越 明 許 費

（追　加）　　（単位　千円）

款	項	事　　業　　名	金　額
10. 教　　育　　費	5. 保　健　体　育　費	庁用自動車管理費	15,461

（歳　　出）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,335,615	125,238	4,460,853
	1. 総務管理費	4,081,932	125,238	4,207,170
3. 民生費		5,172,535	41,750	5,214,285
	1. 社会福祉費	3,044,709	32,717	3,077,426
	3. 生活保護費	230,954	9,033	239,987
4. 衛生費		2,781,198	500	2,781,698
	1. 保健衛生費	2,679,882	500	2,680,382
6. 農林水産業費		1,139,075	27,992	1,167,067
	1. 農業費	875,060	21,992	897,052
	2. 林業費	264,015	6,000	270,015
7. 商工費		456,892	20,000	476,892
	1. 商工費	171,162	20,000	191,162
8. 土木費		1,707,513	8,000	1,715,513
	2. 道路橋りょう費	788,298	3,000	791,298
	3. 河川費	85,808	5,000	90,808
10. 教育費		2,149,106	816	2,149,922
	4. 社会教育費	680,848	816	681,664
歳出合計		20,534,363	224,296	20,758,659

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金	1,860,798	150,298	2,011,096
17. 繰入金	2,873,851	△8,138	2,865,713
18. 繰越金	52,070	80,478	132,548
19. 諸収入	417,750	1,658	419,408
歳入合計	20,534,363	224,296	20,758,659

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	4,335,615	125,238	4,460,853
3. 民生費	5,172,535	41,750	5,214,285
4. 衛生費	2,781,198	500	2,781,698
6. 農林水産業費	1,139,075	27,992	1,167,067
7. 商工費	456,892	20,000	476,892
8. 土木費	1,707,513	8,000	1,715,513
10. 教育費	2,149,106	816	2,149,922
歳出合計	20,534,363	224,296	20,758,659

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
126,284		△8,138	7,092
8,250			33,500
		500	0
8,256			19,736
7,508			12,492
			8,000
			816
150,298		△7,638	81,636

２．歳　入

（款）13.　国庫支出金　　（項）　2.　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
1. 総務費国庫補助金	37,935	142,048	179,983
2. 民生費国庫補助金	154,043	8,250	162,293
項計	668,812	150,298	819,110

（款）17.　繰入金　　（項）　1.　基金繰入金

3. 特定目的基金繰入金	1,612,451	△8,138	1,604,313
項計	2,851,708	△8,138	2,843,570

（款）18.　繰越金　　（項）　1.　繰越金

1. 繰越金	52,070	80,478	132,548
項計	52,070	80,478	132,548

（款）19.　諸収入　　（項）　5.　雑入

2. 弁償金	840	500	1,340
4. 過年度収入	6	1,158	1,164
項計	390,746	1,658	392,404

歳入合計	20,534,363	224,296	20,758,659

（単位　千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
1. 総務管理費補助金	142,048	地域未来交付金	126,284
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	15,764
4. 老人福祉費補助金	8,250	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	8,250

4. 公共施設等整備基金繰入金	△8,138	公共施設等整備基金繰入金	△8,138

1. 前年度繰越金	80,478	前年度繰越金（現年分）	80,478

1. 弁償金	500	弁償金	500
1. 民生費受入金	1,158	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（国庫）	1,158

３．歳　出

（款）　2.　総務費　　（項）　1.　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,497,498	7,092	2,504,590				7,092
8. 地域振興費	640,055	118,146	758,201	126,284		△8,138	
項　計	4,081,932	125,238	4,207,170	126,284		△8,138	7,092

（款）　3.　民生費　　（項）　1.　社会福祉費

1. 社会福祉総務費	533,903	3,983	537,886				3,983
2. 障害者福祉費	951,859	18,787	970,646				18,787

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	4,098	総務職員人件費	△3,401
2. 給料	871	一般職給料	△2,184
3. 職員手当	680	期末手当	△255
4. 共済費	1,052	勤勉手当	△268
8. 旅費	122	通勤手当	△53
18. 負担金、補助及び交付金	269	地域手当	△88
		職員共済組合負担金	△553
		職員管理事務費	10,493
		会計年度任用職員報酬	4,098
		会計年度任用職員給料	3,055
		期末手当（常勤会計年度任用職員）	186
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	300
		通勤手当（会計年度任用職員）	76
		勤勉手当（常勤会計年度任用職員）	299
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	360
		地域手当（常勤会計年度任用職員）	123
		社会保険料	538
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	1,067
		費用弁償（会計年度任用職員）	122
		退職手当組合負担金	262
		県職員互助会負担金	7
14. 工事請負費	118,146	関宮地域局周辺整備事業費	118,146
		工事請負費	118,146

2. 給料	2,184	社会福祉職員人件費	3,401
3. 職員手当	664	一般職給料	2,184
4. 共済費	553	期末手当	255
22. 償還金、利子及び割引料	582	勤勉手当	268
		通勤手当	53
		地域手当	88
		職員共済組合負担金	553
		生活困窮者自立支援事業費	582
		過年度補助交付金等返還金	582
22. 償還金、利子及び割引料	18,787	障害者総合支援給付費	12,029
		過年度補助交付金等返還金	12,029
		障害者（児）医療費	5,261
		過年度補助交付金等返還金	5,261

（款）　3.　民生費　　（項）　1.　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 障害者福祉費							
3. 老人福祉費	1,247,197	1,697	1,248,894				1,697
8. 老人福祉施設費	139,256	8,250	147,506	8,250			
項計	3,044,709	32,717	3,077,426	8,250			24,467

（款）　3.　民生費　　（項）　3.　生活保護費

2. 生活保護扶助費	197,048	9,033	206,081				9,033
項計	230,954	9,033	239,987				9,033

（款）　4.　衛生費　　（項）　1.　保健衛生費

6. 環境衛生費	29,444	500	29,944			500	
項計	2,679,882	500	2,680,382			500	

（款）　6.　農林水産業費　　（項）　1.　農業費

3. 農業振興費	255,480	21,992	277,472	8,256			13,736
項計	875,060	21,992	897,052	8,256			13,736

（款）　6.　農林水産業費　　（項）　2.　林業費

4. 林道事業費	35,850	6,000	41,850				6,000
項計	264,015	6,000	270,015				6,000

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
		障害児施設給付費	1,497
		過年度補助交付金等返還金	1,497
22. 償還金、利子及び割引料	1,697	老人福祉一般事務費	1,697
		過年度補助交付金等返還金	1,697
18. 負担金、補助及び交付金	8,250	地域介護・福祉空間推進事業費	8,250
		地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	8,250

22. 償還金、利子及び割引料	9,033	生活保護措置費	9,033
		過年度補助交付金等返還金	9,033

10. 需用費	500	空家等対策推進事業費	500
		修繕料	500

1. 報酬	184	担い手総合支援事業費	21,992
8. 旅費	8	会計年度任用職員報酬	184
10. 需用費	100	費用弁償（会計年度任用職員）	8
11. 役務費	100	消耗品費	100
18. 負担金、補助及び交付金	21,600	郵券料	100
		農業生産資材価格高騰対策支援補助金	21,600

10. 需用費	5,000	林道維持管理費	6,000
14. 工事請負費	1,000	修繕料	5,000
		工事請負費	1,000

（款）　7.　商工費　　（項）　1.　商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	129,994	20,000	149,994	7,508			12,492
項　計	171,162	20,000	191,162	7,508			12,492

（款）　8.　土木費　　（項）　2.　道路橋りょう費

2. 道路橋りょう維持費	524,656	3,000	527,656				3,000
項　計	788,298	3,000	791,298				3,000

（款）　8.　土木費　　（項）　3.　河川費

2. 河川維持費	51,782	5,000	56,782				5,000
項　計	85,808	5,000	90,808				5,000

（款）　10.　教育費　　（項）　4.　社会教育費

3. 公民館費	191,353	816	192,169				816
項　計	680,848	816	681,664				816

歳出合計	20,534,363	224,296	20,758,659	150,298	0	△7,638	81,636

（単位 千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
18. 負担金、補助及び交付金	20,000	商工振興事業費　20,000 養父市事業者省エネ空調導入支援補助金　20,000

14. 工事請負費	3,000	道路橋りょう維持事業費　3,000 工事請負費　3,000

10. 需　用　費	5,000	河川維持事業費　5,000 修繕料　5,000

10. 需　用　費	816	公民館管理費　816 電気料金　816

給　与　費　明　細　書

２　一 般 職

（１）総　括

区　　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補　正　後	324 (293)	599,187	1,286,761	971,872	2,857,820	520,648	3,378,468	
補　正　前	322 (288)	594,905	1,283,706	970,528	2,849,139	519,043	3,368,182	
比　　較	2　(5)	4,282	3,055	1,344	8,681	1,605	10,286	

()内は短時間勤務職員（外書き）

区　　分		扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	時間外手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	その他（千円）	備考
職員手当等の内訳	補正後	36,740	39,576	55,552	27,311	11,943	389,417	321,233	86,019	1,565	2,516	
	補正前	36,740	39,576	55,429	27,235	11,943	388,931	320,574	86,019	1,565	2,516	
	比　較			123	76		486	659				

イ　会計年度任用職員

区　　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補　正　後	58 (282)	599,187	177,759	259,005	1,035,951	153,455	1,189,406	
補　正　前	56 (277)	594,905	174,704	257,661	1,027,270	151,850	1,179,120	
比　　較	2　(5)	4,282	3,055	1,344	8,681	1,605	10,286	

()内は短時間勤務職員（外書き）

区　　分		扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	時間外手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	その他（千円）	備考
職員手当等の内訳	補正後			7,017	4,644		130,328	110,467	5,949	600		
	補正前			6,894	4,568		129,842	109,808	5,949	600		
	比　較			123	76		486	659				

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明		備考
報酬	4,282	その他の増減分	4,282	会計年度任用職員	4,282 千円	
給料	3,055	その他の増減分	3,055	会計年度任用職員	3,055 千円	
職員手当	1,344	その他の増減分	1,344	会計年度任用職員	1,344 千円	

令和8年度一般会計補正予算（第3号）事業一覧

（単位：千円）

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【総務費】				125,238	126,284	0	0	△ 8,138	7,092	
2	1	1	総務職員人件費	△ 3,401					△ 3,401	人件費補正
2	1	1	職員管理事務費	10,493					10,493	人件費補正
2	1	8	関宮地域局周辺整備事業費	118,146	126,284			△ 8,138		○（仮称）関宮小さな拠点整備及び公園整備に係る地域未来交付金の採択に伴う財源補正 ○（仮称）関宮小さな拠点整備事業費及び関宮コミュニティスポーツセンター解体事業費の物価高騰等による増額
【民生費】				41,750	8,250	0	0	0	33,500	
3	1	1	社会福祉職員人件費	3,401					3,401	人件費補正
3	1	1	生活困窮者自立支援事業費	582					582	令和7年度国庫負担金・交付金の精算に伴う返還金
3	1	2	障害者総合支援給付費	12,029					12,029	令和7年度国庫負担金・県費負担金の精算に伴う返還金
3	1	2	障害者（児）医療費	5,261					5,261	令和7年度国庫負担金の精算に伴う返還金
3	1	2	障害児施設給付費	1,497					1,497	令和7年度国庫負担金・県費負担金の精算に伴う返還金
3	1	3	老人福祉一般事務費	1,697					1,697	令和7年度低所得者保険料軽減負担金等の精算に伴う返還金
3	1	8	地域介護・福祉空間推進事業費	8,250	8,250					国の地域介護・福祉空間推進事業採択見込による、福祉施設の非常用自家発電設備設置に対する交付金の追加
3	3	2	生活保護措置費	9,033					9,033	令和7年度国庫負担金の精算に伴う返還金
【衛生費】				500	0	0	0	500	0	
4	1	6	空家等対策推進事業費	500				500		特定空家にかかる危険回避応急措置に係る工法確定による補正

令和8年度一般会計補正予算（第3号）事業一覧

（単位：千円）

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【農林水産業費】				27,992	8,256	0	0	0	19,736	
6	1	3	担い手総合支援事業費	21,992	8,256				13,736	農業生産資材の価格高騰の影響を受ける農業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し補助金を支給
6	2	4	林道維持管理費	6,000					6,000	林道の修繕及び舗装パッチング費用の増額
【商工費】				20,000	7,508	0	0	0	12,492	
7	1	2	商工振興事業費	20,000	7,508				12,492	エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し省エネ空調の導入及び更新に対して補助金を支給
【土木費】				8,000	0	0	0	0	8,000	
8	2	2	道路橋りょう維持事業費	3,000					3,000	市道の舗装パッチング費用の増額
8	3	2	河川維持事業費	5,000					5,000	河川の護岸修繕等に係る修繕料の増額
【教育費】				816	0	0	0	0	816	
10	4	3	公民館管理費	816					816	（仮称）関宮小さな拠点にかかる電気料金の増額
合計				224,296	150,298	0	0	△ 7,638	81,636	

令和８年度

一般会計補正予算
（第３号）

実施計画書

実 施 計 画 書（補正予算）

事業名	関宮地域局周辺整備事業費	枝番		単位事業名	
まちづくり計画 政策	政策2	つながりが織りなす安全安心で笑顔があふれるまち		ページ番号	
まちづくり計画 主要施策	施策2_2	ライフデザインを描き充実した暮らしの実現			
まちづくり計画 政策の数値目標	暮らしの中で異なる世代の人とつながり、付き合いがある人の割合　68%				
まちづくり計画 主要施策のＫＰＩ	将来ふるさとに住みたいと感じた人の割合　12%				
まちづくり計画 個別計画	養父市関宮地区小さな拠点整備基本計画				
まちづくり計画 SDGs	3 すべての人に健康と福祉を		11 住み続けられるまちづくりを		
実施主体	養父市	担当課	市民生活部　関宮小さな拠点整備推進室		
会計区分	一般会計			当初補正区分	補正予算
予算費目	款 2 総務費	項 1 総務管理費		目 8 地域振興費	
根拠法令等					
事業目的 対象	市民				
事業目的 背景と目的	人口減少及び高齢化の進展が顕著で活力の低下が著しい関宮地域の中心地に、賑わいを取り戻し、人口が少ない中でも誰もが健康で安心して生き生きと暮らせる持続可能な地域を創生するため、このエリアに隣接する土地・建物を活用し、医療、福祉、子育て、スポーツ、交流、商業、公共交通及び防災等、市民活動の核となる施設等を整備し、「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略」の実践として次世代の人口定住の砦とする。				
事業内容 事業概要又は補正の内容	関宮小さな拠点（仮称）の整備と本施設を中心とした周辺施設・環境の整備を実施する計画の中で、２期工事の方針がまとまったこと、物価高騰等の影響や交通配送（路線バス等の安全運行）に係る改修等により増額する。 また、国に申請していた「地域未来交付金」が採択されたことにより、財源補正を行う。 （歳入）・地域未来交付金（交付率1/2）　126,284千円 ・公共施設等整備基金繰入金 （今回補正により272,625千円に修正）　△8,138千円 （歳出）・関宮小さな拠点（仮称）整備事業　本体工事（２期工事）　86,753千円 敷地内通路舗装改修　4,865千円 NW機器導入工事　5,665千円 ・関宮コミスポ解体工事　20,863千円 計118,146千円				

年次計画と財源	既決予算額（千円）	補正予算額（千円）	予算総額(千円)
事業費	280,763	118,146	398,909
財源内訳 一般財源	0	0	0
財源内訳 国支出金	0	126,284	126,284
財源内訳 県支出金	0	0	0
財源内訳 地方債	0	0	0
財源内訳 その他	280,763	△ 8,138	272,625

実 施 計 画 書（補正予算）

事業名	担い手総合支援事業費	枝番		単位事業名	
まちづくり計画 政策	政策4	地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る挑戦しやすいまち		ページ番号	
まちづくり計画 主要施策	施策4_1	力強い農業経営の実現			
まちづくり計画 政策の数値目標	誇りややりがい、次世代につなぐ意識をもって働いている人の割合　70.9%、48.3%				
まちづくり計画 主要施策のＫＰＩ	認定（青年）農業者等数　60人				
まちづくり計画 個別計画					
まちづくり計画 SDGs	8 働きがいも経済成長も		11 住み続けられるまちづくりを		
実施主体	養父市	担当課	産業環境部　農林振興課		
会計区分	一般会計			当初補正区分	補正予算
予算費目	款 6 農林水産業費	項 1 農業費		目 3 農業振興費	
根拠法令等					
事業目的 対象	認定農業者及び販売農家（前年の販売金額が50万円以上の農業者） ※農水省基準では「販売農家」=「経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家」				
事業目的 背景と目的	中東情勢等の緊迫化に伴う原油価格の高騰や円安による輸入コストの増加などの影響により、農業用ビニールなどナフサ由来の被覆資材や肥料・飼料等を中心に農業生産資材コストが増加していることに伴い、経営に著しく影響を受けている市内農業者に対し、「農業生産資材価格高騰対策支援補助金」を交付することにより、農業経営への影響を緩和し、経営の継続と安定化に資することを目的とする。				
事業内容 事業概要又は補正の内容	○事業概要 本補助金は農業者が負担する農業生産資材の物価上昇分を支援することが目的であるため、前年の決算書（個人の場合はR7所得税確定申告決算書）の「農業生産資材費（種苗費〔素畜費〕・肥料費〔飼料費〕・農薬衛生費・諸材料費・農具費）の合計」に物価上昇率を乗じて算定する。物価上昇率は「農業物価統計調査」を参考にし、平均物価上昇率を「6%」とする。よって、支援補助金の算定は下記のとおりとする。 支援補助金=前年の決算書の農業生産資材費の合計×0.06 ○補助金上限額 補助金上限額は、経営形態別の全国的な農業生産資材費合計に平均物価上昇率を乗じて算定する。全国的な農業生産資材費合計は「農業経営統計調査」の「営農類型別経営統計」を参考にし、下記のとおりとする。なお、販売農家の営農類型は「個人経営体（近畿）」を採用する。 販売農家　1,201千円（種苗費175＋肥料費379＋農薬衛生費294＋諸材料費234＋農具費119） 認定農業者　2,991千円（種苗費434＋肥料費828＋農薬衛生費842＋諸材料費698＋農具費189） よって、補助金上限額の算定は下記のとおりとする。 販売農家　1,201千円×0.06=72.06千円≒補助金上限額70千円 認定農業者　2,991千円×0.06=179.46千円≒補助金上限額170千円 ○予算計上 対象者は前年の販売金額50万円以上の農業者約300人（うち認定農業者52人）を見込んでおり、この人数に対応できるよう予算計上額は下記のとおりとする。ただし、認定農業者の割合が低く、かつ、補助金上限に達しない申請者も想定されるため、予算計上時の農業生産資材費合計は個人経営体（近畿）平均金額となる1,201千円を採用する。 補助金:1,201千円×0.06×300人≒21,600千円　事務費:392千円（郵券料100＋需用費100＋会計年度192） 合計:21,992千円				

年次計画と財源		既決予算額（千円）	補正予算額（千円）	予算総額(千円)
事業費		2,095	21,992	24,087
財源内訳	一般財源	153	13,736	13,889
	国支出金	0	8,256	8,256
	県支出金	1,942	0	1,942
	地 方 債	0	0	0
	そ の 他	0	0	0

実 施 計 画 書（補正予算）

事業名		林道維持管理費				枝番		単位事業名	
まちづくり計画	政策	政策5	ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち					ページ番号	
	主要施策	施策5_3	道路管理の徹底						
	政策の数値目標	公共交通や生活基盤に安心感を持っている人の割合　65.0%							
	主要施策のＫＰＩ	インフラ施設の維持補修の実施個所　900か所/年							
	個別計画								
	SDGs	11	住み続けられるまちづくりを						
実施主体		養父市			担当課	まち整備部　建設課			
会計区分		一般会計						当初補正区分	補正予算
予算費目		款	6	農林水産業費	項	2	林業費	目	4　林道事業費
根拠法令等									
事業目的	対象	市内林道を利用する関係者							
	背景と目的	本事業は市が管理する林道の維持管理を行い、安全・安心な道路交通の確保を目的とする。							
事業内容	事業概要又は補正の内容	令和７年度冬期間の豪雪の影響により、市管理林道において崩土や倒木等が発生し、緊急対応が必要となったことから事業費を増額するもの 市管理林道22路線の維持管理費　9,500千円（当初3,500千円、今回補正6,000千円）舗装修繕 ○林道修繕料の執行済　1,925千円（３路線、６箇所） ○林道修繕料の執行予定　1,575千円（４路線、４箇所） ○林道修繕料の補正要求分　5,000千円（９路線、10箇所） ○林道工事請負費の補正要求分　1,000千円（１路線、３箇所（パッチング））							

年次計画と財源		既決予算額（千円）	補正予算額（千円）	予算総額(千円)
事業費		35,850	6,000	41,850
財源内訳	一般財源	10,410	6,000	16,410
	国支出金	0	0	0
	県支出金	12,900	0	12,900
	地 方 債	0	0	0
	そ の 他	12,540	0	12,540

実 施 計 画 書（補正予算）

事業名		商工振興事業費	枝番	4	単位事業名	養父市事業者省エネ空調導入支援補助金事業	
まちづくり計画	政策	政策4	地域資源の活用や創意工夫により働く人がキラリと光る挑戦しやすいまち		ページ番号		
	主要施策	施策4_5	商工振興と雇用創出の推進				
	政策の数値目標	誇りややりがい、次世代につなぐ意識をもって働いている人の割合　70.9%、48.3%					
	主要施策のＫＰＩ	働きがいを感じる人の割合　10%増					
	個別計画						
	SDGs	8	働きがいも経済成長も				
実施主体		養父市	担当課	産業環境部　商工観光課			
会計区分		一般会計			当初補正区分	補正予算	
予算費目		款	7	商工費	項	1	商工費
		目	2	商工振興費			
根拠法令等							
事業目的	対象	市内中小企業					
	背景と目的	エネルギー価格・物価高騰で費用負担が増す市内中小企業を対象に省エネ空調の導入を支援することで、初期投資経費の軽減と運転コスト削減、従業員の労働環境改善を通じて事業の継続・成長を後押しする。					
事業内容	事業概要又は補正の内容	(補助対象者) 　市内に本店、主たる事業所を構える中小企業 (補助対象事業) 　省エネ設備の要件を満たす空調機器(冷暖房を目的とするもの)を導入する事業(業務目的に限る。) (補助対象経費) 　・業務のために導入する空調機器(冷暖房)の本体、附属機器及び設置に要する費用 　・事業費が100万円以上であること。 (補助率及び補助金額) 　①補助率：補助対象経費の1/2以内 　②補助金額：補助上限200万円(1,000円未満切り捨て) (補助対象期間) 　令和８年４月１日～令和９年２月28日					

年次計画と財源		既決予算額（千円）	補正予算額（千円）	予算総額(千円)
事業費		0	20,000	20,000
財源内訳	一般財源	0	12,492	12,492
	国支出金	0	7,508	7,508
	県支出金	0	0	0
	地 方 債	0	0	0
	そ の 他	0	0	0

実 施 計 画 書（補正予算）

事業名		河川維持事業費	枝番		単位事業名		
まちづくり計画	政策	政策5	ふるさとの原風景と快適な都市基盤が調和した住みやすいまち		ページ番号		
	主要施策	施策5_7	その他（災害に強いまちづくりの推進）				
	政策の数値目標	公共交通や生活基盤に安心感を持っている人の割合　65.0%					
	主要施策のＫＰＩ	インフラ施設の維持補修の実施個所　900か所/年					
	個別計画						
	SDGs	11	住み続けられるまちづくりを				
実施主体		養父市	担当課	まち整備部　建設課			
会計区分		一般会計			当初補正区分	補正予算	
予算費目		款	8	土木費	項	3	河川費
		目	2	河川維持費			
根拠法令等							
事業目的	対象	河川水位上昇により浸水被害が発生するおそれのある地域に住む市民					
	背景と目的	本事業は市が管理する普通河川の維持管理を行い、災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。					
事業内容	事業概要又は補正の内容	令和７年度冬期間の豪雪の影響により、市管理河川において倒木被害が複数発生し、緊急対応が必要となったことから事業費を増額するもの 河川維持事業費のうち、普通河川維持事業　10,000千円（当初5,000千円、今回補正5,000千円） ○河川修繕料の執行済　3,951千円（７河川） ○河川修繕料の執行予定　1,049千円（２河川） ○河川修繕料の補正要求分　5,000千円（９河川）					

年次計画と財源		既決予算額（千円）	補正予算額（千円）	予算総額(千円)
事業費		51,782	5,000	56,782
財源内訳	一般財源	8,000	5,000	13,000
	国支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	地 方 債	20,000	0	20,000
	そ の 他	23,782	0	23,782

議案第48号

令和８年度養父市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度養父市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,733,349千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入		1,080	544	1,624
	1. 財産運用収入	1,080	544	1,624
8. 繰越金		1	29,439	29,440
	1. 繰越金	1	29,439	29,440
歳入合計		3,703,366	29,983	3,733,349

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総 括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入	1,080	544	1,624
8. 繰越金	1	29,439	29,440
歳入合計	3,703,366	29,983	3,733,349

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金	1,080	5,544	6,624
5. 諸支出金	23,144	21,139	44,283
6. 予備費	318	3,300	3,618
歳出合計	3,703,366	29,983	3,733,349

（歳　　出）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		1,080	5,544	6,624
	1. 基金積立金	1,080	5,544	6,624
5. 諸支出金		23,144	21,139	44,283
	1. 償還金及び還付加算金	1,001	21,139	22,140
6. 予備費		318	3,300	3,618
	1. 予備費	318	3,300	3,618
歳出合計		3,703,366	29,983	3,733,349

（単位　千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		544	5,000
			21,139
			3,300
		544	29,439

２．歳　入

（款）　6.　財産収入　　（項）　1.　財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	1,080	544	1,624
項計	1,080	544	1,624

（款）　8.　繰越金　　（項）　1.　繰越金

1. 介護給付費等繰越金	1	29,439	29,440
項計	1	29,439	29,440

歳入合計	3,703,366	29,983	3,733,349

３．歳　出

（款）　4.　基金積立金　　（項）　1.　基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	1,080	5,544	6,624			544	5,000
項計	1,080	5,544	6,624			544	5,000

（款）　5.　諸支出金　　（項）　1.　償還金及び還付加算金

2. 償還金	1	21,139	21,140				21,139
項計	1,001	21,139	22,140				21,139

（款）　6.　予備費　　（項）　1.　予備費

1. 予備費	318	3,300	3,618				3,300
項計	318	3,300	3,618				3,300

歳出合計	3,703,366	29,983	3,733,349	0	0	544	29,439

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1. 利 子 及 び 配 当 金	544	介護給付費準備基金利子収入　544

1. 介 護 給 付 費 等 繰 越 金	29,439	介護給付費等繰越金　29,439

（単位 千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
24. 積　立　金	5,544	介護給付費準備基金積立金　5,544 基金積立金　5,000 利子積立金　544

22. 償還金、利子及び割引料	21,139	償還金　21,139 過年度補助交付金等返還金　21,139

28. 予　備　費	3,300	予備費　3,300 予備費　3,300

議案第49号

令和８年度養父市水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度養父市水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
加保浄水場膜モジュール更新工事	令和９年度	31,526千円

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

債務負担行為に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限度額	当該年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　庫補助金	企業債	損益勘定留保資金
加保浄水場膜モジュール更新工事	31,526	令和８年度	0	令和９年度	31,526	―	31,000	526

報告第８号

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び第22条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

記

１　健全化判断比率　（単位：％）

区　　分	令和７年度 決　算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①　実質赤字比率	－	13.17	20.00	
②　連結実質赤字比率	－	18.17	30.00	
③　実質公債費比率	8.1	25.0	35.0	
④　将来負担比率	－	350.0		

※　実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じない場合は、「－」と表示している。

２　資金不足比率　（単位：％）

公営企業会計の名称	令和７年度 決　算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	－	20.0	
下水道事業会計	－	20.0	

※　資金不足が生じない場合は、「－」と表示している。

健全化判断比率等に係る審査意見書

養 父 市 監 査 委 員

写

養監第 24 号
令和8年8月6日

養父市長 大 林 賢 一 様

養父市代表監査委員 池 田 和 昭

養父市監査委員 田 路 之 雄

健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、次のとおりその意見を提出します。

健全化判断比率等に係る審査意見書

1　審査の概況

この審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2　審査の結果

（1）総括

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

ア　健全化判断比率

（単位：％）

区　　分	令和７年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備　考
実質赤字比率	－	13.17	20.00	
連結実質赤字比率	－	18.17	30.00	
実質公債費比率	8.1	25.0	35.0	
将来負担比率	－	350.0		

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じない場合は「－」と表示している。

イ　資金不足比率

（単位：％）

公営企業会計の名称	令和７年度決算	経営健全化基準	備　考
水道事業会計	－	20.0	法適用
下水道事業会計	－	20.0	法適用

※資金不足が生じない場合は「－」と表示している。

（２）個別意見

ア　実質公債費比率

令和７年度の実質公債費比率は 8.1％で、前年度の 8.5％に比べ 0.4 ポイント減少し、早期健全化基準の 25.0％を大きく下回っており、健全な水準を維持している。

イ　将来負担比率

前年度に引き続き、将来負担額が充当可能財源等の額を下回ることから、令和７年度の将来負担比率は生じなかった。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

認定第１号

令和７年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について

令和７年度養父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、認定を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

認定第２号

令和７年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和７年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、認定を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

認定第３号

令和７年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について

令和７年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、認定を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

認定第４号

令和７年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和７年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、認定を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

認定第５号

令和７年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和７年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、認定を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

認定第６号

令和７年度養父市水道事業会計決算認定について

令和７年度養父市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、認定を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

認定第７号

令和７年度養父市下水道事業会計決算認定について

令和７年度養父市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、認定を求める。

令和８年８月31日提出

養父市長　　大　林　賢　一

令　和　７　年　度

養 父 市 決 算 審 査 意 見 書

一 般 会 計 ・ 特 別 会 計

基　金　運　用　状　況

養 父 市 監 査 委 員

（注）１　文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

　また、各収支状況表において、前年度の実質収支額は「実質収支に関する調書」に基づいているため、当該年度の繰越額等とは一致しない場合があります。

２　文中及び表中、「収納率」と表示のあるものは「収入済額÷調定額×100」を、「執行率」と表示のあるものは「支出済額÷予算現額×100」を表しています。

３　図及び表中の年度表示は、元号を省略しているところがあります。

４　「0.0」・・・・・該当数値はあるが単位未満（零を含む）のものを表す。

５　「－」・・・・・該当数値のないものを表す。

写

養監第 22 号
令和8年8月6日

養父市長 大 林 賢 一 様

養父市代表監査委員 池 田 和 昭

養父市監査委員 田 路 之 雄

令和７年度養父市一般会計、特別会計決算及び基金運用状況の
審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第２項及び同法第 241 条第５項の規定により、審査に付された令和７年度養父市一般会計、特別会計（公営企業会計を除く）歳入歳出決算及び決算附属書類並びに令和７年度基金運用状況について審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目　次

第１　審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２　審査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第３　審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第４　審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第５　審査意見
　１　総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　２　個別意見（まとめ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　３　財政指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　４　地方債及び繰上償還の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　５　債務負担行為の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　６　一般会計からの繰出金等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　７　収入未済額及び不納欠損額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　８　職員人件費及び職員数（一般会計分）・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　別　表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第６　一般会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　１　歳入
　（１）歳入決算状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　（２）歳入決算状況の前年度比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　（３）歳入款別決算状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　２　歳出
　（１）歳出決算状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　（２）歳出決算状況の前年度比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　（３）歳出款別決算状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第７　特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　１　国民健康保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　（１）事業勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　（２）大屋診療所施設勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
　（３）大屋歯科診療所施設勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
　（４）出合診療所施設勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
　２　養父歯科診療所特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
　３　後期高齢者医療特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
　４　介護保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第８　実質収支に関する調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第９　財産に関する調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　１　公有財産
　（１）土地・建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　（２）山林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
　２　物品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
　３　基金に関する調書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
　４　出資金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
　５　貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

第 10　基金の運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

令和７年度養父市一般会計、特別会計決算及び

基金運用状況の審査意見書

第１　審査の対象

令和７年度　養父市一般会計歳入歳出決算
令和７年度　養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
（事業勘定、診療所施設勘定）
令和７年度　養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算
令和７年度　養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和７年度　養父市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和７年度　実質収支に関する調書
令和７年度　財産に関する調書
令和７年度　基金運用状況

第２　審査の期間

令和８年６月 25 日から７月 28 日まで

第３　審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確であるかを審査するため関係職員から説明を求め、関係諸帳簿その他証拠書類と照合を行い、適正に執行されたかに主眼を置き審査を実施した。

第４　審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、いずれも適正なものと認められた。

また、各基金の運用状況について審査した結果、いずれも設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認められた。

第５　審査意見

１　総　括

令和７年度一般会計の歳入歳出総額は、歳入 21,938,901 千円、歳出 20,936,401 千円で差引 1,002,500 千円の黒字決算となっている。次年度へ繰り越すべき財源 79,641 千円を除いた実質収支は 922,859 千円で前年度と比べ 161,919 千円（21.3%）の増額となった。

一般会計の歳入決算状況を見ると、市の財政力に応じて国から交付される「地方交付税」、「国庫支出金」、借入金である「市債」などの依存財源が 73.6%を占めている。また、市税、使用料及び手数料、繰入金など自主財源の比率は 26.4%と低い状況は変わっていない。

地方公共団体の財政力を示す財政力指数は 0.250 と県下全市町で最低水準にあり、依存財源のうち地方交付税が 43.3%、国県支出金が 12.8%を占めるなど、依然として国の施策等により大きな影響を受けやすい財政構造は変わっていない。

国民健康保険特別会計他３特別会計の決算合計は、歳入 7,025,447 千円、歳出 6,944,879 千円、差引 80,568 千円の黒字で、いずれの会計においても赤字は生じていない。

一般会計から公営企業会計を含めた特別会計など６会計への繰出金等は 1,532,184 千円である。

一般会計、特別会計を合計した決算額は、歳入 28,964,349 千円、歳出 27,881,279 千円で形式収支 1,083,069 千円の黒字決算である。

基金は、計画的な政策運営に資するための原資であり、令和７年度基金残高の合計は土地開発基金を含め、14,476,568 千円で、601,405 千円の減額となっている。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率４指標数値は、①実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため算出されず　②連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため算出されず　③実質公債費比率が 8.1%　④将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されず、いずれも基準値を下回っている。

養父市の財政状況は、実質公債費比率が 8.1%と前年度に比べて 0.4 ポイント減少した。その要因は、一般会計の元利償還金の減少や一部事務組合の元利償還金に対する繰出金が減少したことなどである。

一般会計決算においては、黒字を確保しているものの、経常収支比率は 99.1%で合併以降、最も高い数値となっており、財政構造の硬直化が進行している。また、財政力指数は県下最低水準にあり、今後も厳しい財政運営が予想される。地方交付税や国県支出金等の依存財源の比率が高い養父市としては、国の動向を慎重に見据えながら財政運営を行う必要がある。

また、老朽化が進む公共施設、インフラの長寿命化対策経費の増大、職員人件費の増大等で継続的に多額の財源が必要となることから、より一層効率的、効果的な行財政運営が求められる。

２　個別意見（まとめ）

（１）未収金の状況について

従前から未収金解消に向けた取組に対しては、収納対策連絡会議を開催し、情報を共有しながら改善策を見出すことで全体の収納率の底上げを図るよう提言しており、令和７年度における一般会計・特別会計全体での収入未済総額は減少しているが、各収納担当課とも未収金の解消には至っていない状況である。令和８年度においては、各収納担当課が既存事務量の見直しを行うなどして、未納者と接触できる時間を確保し、積極的に時効を止める手立てを講じることが必要である。未納者の財産調査を確実に実施し、最終的には差し押さえを実行するなど、全体の収納率の底上げに努められたい。

また、土地利用未来課で未収金となっている住宅新築資金等貸付金について、昨年度、国の住宅新築資金等貸付金助成事業補助金を活用し未収金解消に取り組むとして、８件 8,799 千円の補助金申請を行おうとしたものの、仮申請の段階で本申請に必要な資料や要件等を満たすことができず、本申請に至らなかったことがわかった。今後、引き続き、本助成事業を活用するために必要な方策を進めるとともに、他の未納者に対する手立てを講じることに努められたい。

（２）市有財産の適切な管理と有効活用について

市が所有する施設や土地について、貸し付けを行っているものの中には長年契約の見直しを行わないまま継続しているものが見受けられる。建物の規模や修繕義務、近隣の賃料相場等を勘案し、適切な契約金額への改善が必要と考える。

また、現在、市全体で使用料等の見直しが図られる中、物価高騰など社会経済情勢の変化に合わせ、これまで無料の施設であっても使用料等を設定したり、市外利用者料金を設けたりするなど、市有財産を有効に活用することを検討されたい。

（３）防犯対策等について

市内の各地区や学校等、主要箇所に多くの防犯カメラを設置し、市民の安全確保に取り組んでいるが、学校の敷地外に設置されている学童クラブ（高柳、広谷、養父）については防犯カメラが設置されていないことから、設置が必要と考える。

また、各庁舎内における防犯の観点から、特に窓口に従事する職員向けに「さすまたの使用体験」等防犯訓練、更には「ＡＥＤ講習」による救命研修など、いざという時に対応できる体制に向けて定期的に訓練を実施していく必要があると考える。

（４）職員の超過勤務について

令和７年度の職員の超過勤務時間は、令和６年度に比し 2,300 時間減少し、35,885 時間となっている。この減少については令和６年に多数の選挙があったことに起因していると考えられるが、職員の心身の健康やワークライフバランスの観点からも超過勤務を引き続き削減していく必要がある。

このためには、全庁的に実施している毎週水曜日の定時退庁の遵守はもとより、各部で削減目標を作成し取り組む必要がある。

更には既存の「養父市業務改善委員会」を活性化させ、職員の生の声を取り入れ、業務改善を行うことで業務の効率化や削減を図るなど、真に超過勤務を削減できる体制を整える必要があると考える。

（５）地域おこし協力隊活動事業について

地域おこし協力隊は、人口減少・流出により担い手となる人材不足の課題を克服することを目的として、首都圏・都市部に住む人など、地域外の人材を積極的に受け入れるもので、本年度中にも延べ７名の隊員が活動している。

この事業は、国の特別交付税による財政措置が行われている。隊員の活動内容は、自伐型林業、社会的処方に係るコミュニティナース、移住定住相談、地場産品開発・ＰＲ、棚田の活用など幅広い。

令和７年度末時点で、隊員 23 人が退任したが、その内 17 人が養父市で活動を継続するなど定住定着率は約 74%となっており、県下の市町の平均値に比べ高くなっている。

今後においても、更なる隊員間の情報共有、懇親、つながり強化などを目的とした相互理解の促進と事業継続、定住化意識の醸成を図るとともに、新たなミッションの掘り起こしによって隊員の増員を図るなど、養父市の地域活性化につなげられたい。

（６）関宮小さな拠点（仮称）整備事業の今後について

本事業は、令和７年度当初から土地造成工事及び建屋工事（１期工事）に着工し、予定通り年度内に完工、令和９年４月の一部供用開始に向けて現在整備が進められている。

しかしながら、施設全体の運営管理者の選定や売店、飲食店、歯科医院、薬局などのテナント事業者の入居については調査中だが、関心を示す事業者がほぼないため厳しい状況である。

本事業の主旨は、関宮地域の核となる関宮地域局周辺を整備し、高齢者や家族が安心して生活し、かつ活き活きとした人生を送ることができることを目指すものであり、中山間地域における「地域包摂システム」のモデルケースを構築しようとするものである。

今後においては、初期の目的を達成するため早急に、着実かつ確実な運営事業者を選定し、市民の期待に応えられるよう努められたい。

（７）養父市文化芸術事業について

まちづくり文化交流課においては、市民ニーズに応えるべく多種多様な公演やイベントを実施している。当該公演やイベントに係る収入は 10,831 千円で支出は 38,784 千円と大幅な支出超過となっている。

公演、イベントごとの状況を確認すると、入場者数自体が少ないイベントの一方で、入場者数は多く収入も多いが支出額が突出しているイベントなど、イベントごとの収支に差が見受けられる。これらの公演、イベントについては、全て市民が参加しているものではなく、他市からの来場者も多いことから、市内と市外で入場料金の住み分けを行うことも必要と考える。

また、ホームページ等を活用して多くの市民からリクエスト等を聴取するなど、多くの市民が来場するような公演等を開催して、観客数の増加を図る必要があると考える。

３　財政指標

普通会計ベースの決算額による財政構造の状況は、次のとおりである。

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
①　財政力指数	0.239	0.243	0.246	0.250	0.250
②　経常収支比率	91.5%	94.2%	97.4%	97.6%	99.1%
③　実質公債費比率	7.4%	8.0%	8.8%	8.5%	8.1%
④　実質収支比率	9.4%	8.5%	6.7%	6.8%	8.3%
⑤　人件費比率	15.3%	16.7%	15.7%	18.1%	17.4%
基準財政需要額（千円）	10,658,772	10,295,466	10,458,787	10,499,901	10,475,533
基準財政収入額（千円）	2,489,149	2,577,864	2,641,726	2,592,560	2,631,217
標準財政規模（千円）	11,663,549	11,053,352	11,160,286	11,143,218	11,104,723

①　財政力指数（基準財政収入額/基準財政需要額）

本年度の財政力指数は 0.250 で、前年度と同じ値となっている。

※財政力指数（〔基準財政収入額/基準財政需要額〕の３年間の平均値）は、地方公共団体の財政力を示す指数をいい、指数が「１」に近いほど財政力が強い。「１」を超える団体は、普通交付税の不交付団体となる。

②　経常収支比率（経常経費に充当された一般財源/経常一般財源総額×100）

本年度の経常収支比率は 99.1%で、前年度 97.6%に比べ 1.5 ポイント増加した。財政構造の硬直化が一層進んでいる。

※経常収支比率は、経常的経費のために経常的一般財源収入がどれだけ充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断するための指標である。この比率が一般的には 80%を超えると財政構造の弾力性が乏しくなるとされる。

③　実質公債費比率（３カ年平均）（元利償還等－特定財源－普通交付税に算入される償還財源）/（標準財政規模－普通交付税に算入される償還財源）

本年度の実質公債費比率は 8.1%で、前年度 8.5%に対し 0.4 ポイント減少した。

※実質公債費比率は、一般会計の借入金の返済額等だけでなく、特別会計や一部事務組合に一般会計が負担した返済額等を含めた額が、市税や地方交付税などの収入に対してどのくらいの割合になるかを示すものである。

④　実質収支比率（実質収支額/標準財政規模×100）

本年度の実質収支比率は 8.3%で、前年度 6.8%に対し 1.5 ポイント増加した。

※実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合であり、一般的には３～５%が適正であるとされている。

⑤　人件費比率（人件費/歳出総額×100）

本年度の人件費比率は 17.4%である。前年度 18.1%に対し 0.7 ポイント減少した。

※人件費比率は、歳出総額に占める人件費の割合であり、この割合が多いほど財政運営の硬直化の原因になるとされているが、この人件費比率は、歳出規模の増減に影響を受けやすく、あくまで

傾向をみるための指標である。

４　地方債及び繰上償還の状況

（単位：千円）

区　　分	令和６年度末残高	令和７年度発行額	令和７年度償還額		令和７年度末残高
			償還金	うち繰上償還	
一般会計	12,257,276	1,400,900	1,855,974	184,263	11,862,305
水道事業会計	2,476,639	67,700	279,529	0	2,289,769
下水道事業会計	5,707,064	519,200	908,242	0	5,393,257
合　　計	20,440,979	1,987,800	3,043,746	184,263	19,545,330

本年度末の地方債残高は19,545,330千円で、前年度末に比べ895,649千円（4.4%）減少している。また、今年度の地方債発行額は前年度に比べ268,538千円増加している。

なお、今後の公債費の削減等のため、繰上償還を184,263千円行っている。

５　債務負担行為の状況

（単位：千円）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
一 般 会 計	272,775	93,514	135,720	636,697	448,500

令和７年度末の債務負担行為の残高は448,500千円で、前年度に比べ188,197千円（29.6%）減少している。

６　一般会計からの繰出金等の状況

本年度、一般会計から特別会計及び企業会計に支出された繰出金等は1,532,184千円で、前年度に比べ88,062千円減少している。

（別表５及び６参照）

7　収入未済額及び不納欠損額の状況

一般会計及び特別会計の収入額・不納欠損額・収入未済額及び収納率　　（単位：千円、％）

区　　分	令和 7 年度				令和 6 年度			
	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
市　税　計	2,439,019	97.5	2,128	60,755	2,263,953	96.7	14,636	63,123
市民税	1,074,496	97.8	447	23,800	894,490	97.1	1,410	24,912
固定資産税	1,144,798	97.0	1,557	34,202	1,149,042	96.0	13,055	35,284
軽自動車税	103,895	97.3	125	2,753	101,297	97.0	171	2,927
市たばこ税	115,196	100.0	0	0	118,476	100.0	0	0
鉱産税	103	100.0	0	0	104	100.0	0	0
入湯税	530	100.0	0	0	544	100.0	0	0
私立認定こども園等運営負担金	35	10.7	0	291	22	6.3	0	326
公立認定こども園等運営負担金	714	76.1	0	224	337	55.7	0	268
延長保育事業負担金	0	0.0	0	33	0	0.0	0	33
一時預かり事業負担金	543	87.5	0	77	495	88.4	0	65
ＣＡＴＶ利用料	5	1.5	0	341	0	0.0	0	346
インターネット利用料	0	0.0	0	6	5	45.6	0	6
交流促進センター使用料	448	0.0	15	0	208	63.5	0	120
市営住宅使用料	63,464	76.4	0	19,607	60,403	76.8	0	18,232
市営住宅駐車場使用料	2,742	90.3	0	294	2,463	85.9	0	406
墓地維持管理手数料	524	99.6	0	2	546	100.0	0	0
し尿収集手数料	6,991	69.6	397	2,660	8,081	72.4	0	3,085
浄化槽清掃手数料	12,224	89.9	0	1,381	9,656	89.2	0	1,166
生業資金貸付金元利収入	0	0.0	0	459	0	0.0	0	459
住宅新築資金等貸付金元利収入	195	0.4	0	52,935	230	0.4	0	53,130
学校給食実費徴収金	55,036	99.5	0	268	56,229	99.5	0	275
福祉医療費第3者納付金不当請求返還金	33	48.6	0	35	13	28.0	0	35
学童クラブ利用料等	16,260	96.7	0	548	17,167	97.2	0	485
生活保護法第63条返還金	169	17.4	0	798	664	43.2	0	875
生活保護法第78条返還金	50	3.3	0	1,460	78	4.9	0	1,510
病児保育センター利用料	87	100.0	0	0	210	98.6	0	3
公立認定こども園園児給食費	67	100.0	0	0	64	95.2	0	3
児童扶養手当返還金	0	0.0		102	250	71.0	0	102
児童手当返還金	120	75.0	0	40	―	―	―	―
利子補給金等補助金返還金	1,848	82.1	0	402	―	―	―	―
国民健康保険税	375,953	83.8	994	71,821	388,599	83.3	3,149	74,795
国民健康保険諸収入	4,177	96.7	0	145	6,111	98.4	0	102
介護保険料	711,357	98.4	5,143	6,795	706,505	97.8	5,998	9,808

介護保険手数料	16	100.0	0	0	19	94.4	0	1
介護保険諸収入	6,410	100.0	0	1	7,445	99.9	0	2
後期高齢者医療保険料	356,859	99.7	61	1,127	339,743	99.8	31	545
合　　計	4,055,344	―	8,737	222,605	3,978,657	―	23,814	229,306

※　収入未済額は、還付未済額を含んだ額としている。

※　前々年度に収入未済額があったが、前年度と本年度に収入未済額がなかった科目は記載していない（市税を除く。）ため、令和６年度の収入済額の合計は縦計と一致しない。

令和７年度の一般会計及び特別会計における収入未済額は 222,605 千円で、前年度に比べ 6,701 千円（2.9%）減少している。

一般会計と特別会計を合わせた本年度の不納欠損額は 8,737 千円で、前年度に比べ 15,077 千円（63.3%）減少している。

８　職員人件費及び職員数（一般会計分）

（単位：千円、人）

項　　目	令和７年度	令和６年度	増　減
職員人件費	2,274,039	2,235,185	38,854
正規職員数	265	269	△4

一般会計の人件費は 2,274,039 千円で、前年度に比べ 38,854 千円増となっている。令和７年４月１日現在の職員数は 265 人で、前年度と比べ４人減となっている。

主な増額の要因は、給料 46,692 千円の増、期末・勤勉手当 33,598 千円の増、職員共済組合負担金 26,874 千円の増のほか、地域手当が本年度から支給されたことに伴う 23,655 千円の増などである。

給与水準は、令和７年４月１日現在のラスパイレス指数でみると、国家公務員 100.0 に対し、養父市は 96.9 で、県下では９番目に低い水準となっている。

（別表１）決算の規模　　（単位：千円）

区　　分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一　般　会　計	22,529,709	21,938,901	20,936,401	1,002,500
特　別　会　計	7,100,176	7,025,447	6,944,879	80,568
合　　計	29,629,885	28,964,348	27,881,279	1,083,069

（別表２）決算額　　（単位：千円、％）

区　　分		令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
一　般　会　計	歳　　入	21,938,901	19,918,709	2,020,192	10.1
	歳　　出	20,936,401	19,075,916	1,860,485	9.8
	差 引 額	1,002,500	842,793	159,707	18.9
特　別　会　計	歳　　入	7,025,447	7,170,788	△145,340	△2.0
	歳　　出	6,944,879	7,073,756	△128,877	△1.8
	差 引 額	80,568	97,032	△16,493	△17.0
合　　計	歳　　入	28,964,349	27,089,497	1,874,852	6.9
	歳　　出	27,881,279	26,149,672	1,731,608	6.6
	差 引 額	1,083,069	939,825	143,244	15.2

（別表３）自主財源と依存財源　　（単位：千円、％）

区　　分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		収入済額	構成比	収入済額	構成比	増減額	増減率
自　主　財　源		5,795,313	26.4	5,149,985	25.9	645,328	12.5
	市税	2,439,019	11.1	2,263,953	11.4	175,066	7.7
	分担金及び負担金	45,701	0.2	45,207	0.2	494	1.1
	使用料及び手数料	199,885	0.9	205,749	1.0	△5,864	△2.9
	財産収入	199,624	0.9	163,657	0.8	35,967	22.0
	寄附金	425,102	1.9	296,141	1.5	128,961	43.5
	繰入金	1,525,212	7.0	1,133,167	5.7	392,045	34.6
	繰越金	452,793	2.1	485,393	2.4	△32,599	△6.7
	諸収入	507,977	2.3	556,717	2.8	△48,741	△8.8
依　存　財　源		16,143,588	73.6	14,768,724	74.1	1,374,864	9.3
	地方譲与税	240,903	1.1	234,634	1.2	6,269	2.7
	利子割交付金	4,692	0.0	1,659	0.0	3,033	182.8
	配当割交付金	29.984	0.1	29,573	0.1	411	1.4
	株式等譲渡所得割交付金	45,514	0.2	38,985	0.2	6,529	16.7
	法人事業税交付金	52,871	0.2	48,745	0.2	4,126	8.5
	地方消費税交付金	592,249	2.7	548,424	2.8	43,825	8.0
	環境性能割交付金	24,937	0.1	27,962	0.1	△3,025	△10.8

地方特例交付金	12,863	0.1	101,142	0.5	△88,279	△87.3
地方交付税	9,491,971	43.3	9,394,239	47.2	97,732	1.0
交通安全対策特別交付金	2,764	0.0	2,973	0.0	△209	△7.0
国庫支出金	2,806,349	12.8	2,092,782	10.5	713,567	34.1
県支出金	1,437,592	6.6	1,213,645	6.1	223,947	18.5
市債	1,400,900	6.4	1,033,962	5.2	366,938	35.5
合　　計	21,938,901	100.0	19,918,709	100.0	2,020,192	10.1

（別表４）義務的経費と投資的経費〔普通会計ベース〕　（単位：千円、％）

区　　分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費		7,864,730	37.6	7,911,333	41.4	△46,603	△0.6
	人件費	3,647,007	17.4	3,455,701	18.1	191,306	5.5
	扶助費	2,361,749	11.3	2,417,161	12.7	△55,412	△2.3
	公債費	1,855,974	8.9	2,038,471	10.7	△182,497	△9.0
投資的経費		3,534,861	16.9	1,716,924	9.0	1,817,937	105.9
	普通建設事業費	3,407,814	16.3	1,426,619	7.5	1,981,195	138.9
	災害復旧事業費	127,047	0.6	290,305	1.5	△163,258	△56.2
その他の経費		9,539,038	45.6	9,458,657	49.6	80,381	0.8
	物件費	2,654,644	12.7	2,660,266	13.9	△5,622	△0.2
	維持補修費	435,196	2.1	359,638	1.9	75,558	21.0
	補助費等	4,420,349	21.1	4,210,907	22.0	209,442	5.0
	積立金	517,886	2.5	718,835	3.8	△200,949	△28.0
	投資及び出資金・貸付金	201,148	0.9	210,009	1.1	△8,861	△4.2
	繰出金	1,309,815	6.2	1,299,002	6.8	10,813	0.8
合　　計		20,938,629	100.0	19,086,914	100.0	1,851,715	9.7

（地方財政状況調査による）

（別表５）繰出金等　　（単位：円、％）

区　　分	令和７年度	令和６年度	対前年度	
			増減額	増減率
国民健康保険特別会計	189,980,421	195,112,995	△5,132,574	△2.6
直営診療所施設勘定	57,550,675	59,531,509	△1,980,834	△3.3
大屋診療所	29,010,785	28,950,024	60,761	0.2
大屋歯科診療所	4,643,826	7,456,063	△2,812,237	△37.7
出合診療所	23,896,064	23,125,422	770,642	3.3
養父歯科診療所特別会計	24,733,146	21,396,911	3,336,235	15.6
後期高齢者医療特別会計	117,843,323	118,248,081	△404,758	△0.3
介護保険特別会計	558,324,150	547,339,024	10,985,126	2.0
水道事業会計	97,179,244	207,577,269	△110,398,025	△53.2
下水道事業会計	486,572,709	471,040,171	15,532,538	3.3
合　　計	1,532,183,668	1,620,245,960	△88,062,292	△5.4

（別表６）繰出基準と実繰出額の比較　　（単位：千円）

区　　分	繰出基準額	実繰出額	基準外繰出額
国民健康保険特別会計	189,980	189,980	0
大屋診療所	0	29,011	29,011
大屋歯科診療所	0	4,644	4,644
出合診療所	0	23,896	23,896
養父歯科診療所特別会計	0	24,733	24,733
後期高齢者医療特別会計	117,843	117,843	0
介護保険特別会計	558,324	558,324	0
水道事業会計	80,046	97,179	17,134
下水道事業会計	473,070	486,573	13,502
合　　計	1,419,264	1,532,184	112,920

一　般　会　計

第６　一般会計

一般会計の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：千円）

年度	歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額	単年度収支額
7	21,938,901	20,936,401	1,002,500	79,641	922,859	161,919
6	19,918,708	19,075,915	842,793	81,852	760,940	15,332
比較	2,020,193	1,860,486	159,707	△2,211	161,919	146,587

（実質収支に関する調書より）

一般会計の形式収支額は1,002,500千円で、翌年度へ繰越すべき財源79,641千円を差引いた実質収支額は922,859千円の黒字決算で、単年度収支は161,919千円の黒字である。

1　歳　入

（1）歳入決算状況

歳入の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
7	22,529,708,800	22,084,157,960	21,938,901,209	2,540,028	142,716,723	99.3
6	22,047,239,000	20,077,398,383	19,918,708,751	14,636,213	144,053,419	99.2
比較	482,469,800	2,006,759,577	2,020,192,458	△12,096,185	△1,336,696	0.1

令和７年度の歳入は、予算現額22,529,709千円、調定額22,084,158千円、収入済額21,938,901千円で、調定額に対する収納率は99.3％であり、前年度に比べ0.1ポイント上昇した。

不納欠損額2,540千円を差引いた収入未済額は142,717千円で、前年度に比べ1,336,696千円減少した。

（2）歳入決算状況の前年度比較

歳入決算額の款別内訳及び前年度との比較は、次表のとおりである。

（単位：円、％）

区　　分	令和　7　年度		令和　6　年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
市税	2,439,018,603	11.1	2,263,953,032	11.4	175,065,571	7.7
地方譲与税	240,903,000	1.1	234,634,000	1.2	6,269,000	2.7
利子割交付金	4,692,000	0.0	1,659,000	0.0	3,033,000	182.8
配当割交付金	29,984,000	0.1	29,573,000	0.1	411,000	1.4
株式等譲渡所得割交付金	45,514,000	0.2	38,985,000	0.2	6,529,000	16.7
法人事業税交付金	52,871,000	0.2	48,745,000	0.2	4,126,000	8.5
地方消費税交付金	592,249,000	2.7	548,424,000	2.8	43,825,000	8.0

環境性能割交付金	24,937,000	0.1	27,962,000	0.1	△3,025,000	△10.8
地方特例交付金	12,863,000	0.1	101,142,000	0.5	△88,279,000	△87.3
地方交付税	9,491,971,000	43.3	9,394,239,000	47.2	97,732,000	1.0
交通安全対策特別交付金	2,764,000	0.0	2,973,000	0.0	△209,000	△7.0
分担金及び負担金	45,701,155	0.2	45,206,856	0.2	494,299	1.1
使用料及び手数料	199,885,461	0.9	205,749,334	1.0	△5,863,873	2.9
国庫支出金	2,806,348,566	12.8	2,092,781,616	10.5	713,566,950	34.1
県支出金	1,437,591,907	6.6	1,213,644,612	6.1	223,947,295	18.5
財産収入	199,624,324	0.9	163,657,272	0.6	35,967,052	22.0
寄附金	425,101,842	1.9	296,141,058	1.5	128,960,784	43.5
繰入金	1,525,211,661	7.0	1,133,167,113	5.7	392,044,548	34.6
繰越金	452,793,097	2.1	485,392,581	2.4	△32,599,484	△6.7
諸収入	507,976,593	2.3	556,717,277	2.8	△48,740,684	△8.8
市債	1,400,900,000	6.4	1,033,962,000	5.2	366,938,000	35.5
合　　計	21,938,901,209	100.0	19,918,708,751	100.0	2,020,192,458	10.1

一般会計の歳入決算額は、前年度に比べ2,020,192千円（10.1%）増加している。主な要因は、国庫支出金、繰入金、市債等の増加によるものである。

また、歳入決算額に占める構成比は、地方交付税43.3%、国庫支出金12.8%、市税11.1%、繰入金7.0%、県支出金6.6%、市債6.4%の順となっている。

（3）歳入款別決算状況

歳入款別の決算状況は、次表のとおりである。

第1款　市　税（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	2,419,881,000	2,501,901,664	2,439,018,603	100.8	97.5	2,128,365	60,754,696
6	2,245,110,000	2,341,712,099	2,263,953,032	100.8	96.7	14,636,213	63,122,854
比較	174,771,000	160,189,565	175,065,571	0.0	0.8	△12,507,848	△2,368,158

市税の収入済額は2,439,019千円で、前年度に比べ175,066千円（7.7%）増加し、調定額2,501,902千円に対する収納率は97.5%で、前年度に比べ0.8ポイント増加している。

調定額から収入済額及び不納欠損額2,128千円を差引いた収入未済額は60,755千円で、前年度に比べ2,368千円（3.8%）減少している。

市税の税目別決算状況は、次表のとおりである。　（単位：円、％）

区分 / 税目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
市民税	1,061,699,000	1,098,743,042	1,074,496,288	447,091	23,799,663	97.8
現年課税分	1,055,698,000	1,073,831,100	1,068,772,468	0	5,058,632	99.5
個人税	875,698,000	883,198,300	878,558,968	0	4,639,332	99.5
法人税	180,000,000	190,632,800	190,213,500	0	419,300	99.8
滞納繰越分	6,001,000	24,911,942	5,723,820	447,091	18,741,031	23.0
個人税	6,000,000	24,484,042	5,519,220	447,091	18,517,731	22.5
法人税	1,000	427,900	204,600	0	223,300	47.8
固定資産税	1,142,271,000	1,180,555,918	1,144,797,577	1,556,774	34,201,567	97.0
現年課税分	1,127,092,000	1,140,792,300	1,130,076,628	0	10,715,672	99.1
滞納繰越分	10,700,000	35,284,218	10,241,549	1,556,774	23,485,895	29.0
国有資産等所在市町村交付金及び納付金	4,479,000	4,479,400	4,479,400	0	0	100.0
軽自動車税	102,301,000	106,773,094	103,895,128	124,500	2,753,466	97.3
現年課税分	94,148,000	94,980,100	94,525,200	0	454,900	99.5
滞納繰越分	700,000	2,926,694	503,628	124,500	2,298,566	17.2
環境性能割	7,453,000	8,866,300	8,866,300	0	0	100.0
市たばこ税	113,000,000	115,196,310	115,196,310	0	0	100.0
鉱産税	110,000	103,100	103,100	0	0	100.0
入湯税	500,000	530,200	530,200	0	0	100.0
合計	2,419,881,000	2,501,901,664	2,439,018,603	2,128,365	60,754,696	97.5

市税の収入状況を前年度と比較すると次表のとおりである。　（単位:円、％）

区分	令和７年度		令和６年度		対前年度	
	収入済額	収納率	収入済額	収納率	増減額	増減率
市民税	1,074,496,288	97.8	894,489,914	97.2	180,006,374	20.1
個人	884,078,188	97.4	777,401,114	96.8	106,677,074	13.7
法人	190,418,100	99.7	117,088,800	99.6	73,329,300	62.6
固定資産税	1,144,797,577	97.0	1,149,042,119	96.0	△4,244,542	△0.4
軽自動車税	103,895,128	97.3	101,297,060	97.0	2,598,068	2.6
市たばこ税	115,196,310	100.0	118,475,739	100.0	△3,279,429	△2.8
鉱産税	103,100	100.0	104,000	100.0	△900	△0.9
入湯税	530,200	100.0	544,200	100.0	△14,000	△2.6
合計	2,439,018,603	97.5	2,263,953,032	96.7	175,065,571	7.7
現年	2,422,549,606	99.3	2,245,653,402	99.3	176,896,204	7.9
滞納	16,468,997	26.1	18,299,630	22.5	△1,830,633	△10.0

市税の収納状況は、前年度に比べ175,066千円（7.7%）増加している。

収入未済額を前年度と比較すると、次表のとおりである。　（単位：円、%）

区　　分	収入未済額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
現年課税分	16,229,204	14,743,037	1,486,167	10.1
滞納繰越分	44,525,492	48,379,817	△3,854,325	△8.0
計	60,754,696	63,122,854	△2,368,158	△3.8

収入未済額は、前年度に比べ2,368千円（3.8%）減少している。現年課税分は16,229千円で、前年度に比べ1,486千円（10.1%）増加し、滞納繰越分は3,854千円（8.0%）減少している。未収金の縮減を図るための取組として、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済アプリによる等の周知が図られている。

不納欠損の状況は、次表のとおりである。　（単位：人、円）

税　　目	合　　計		地方税法第15条の7第4項（停止3年経過）		地方税法第15条の7第5項（即時消滅）		地方税法第18条第1項（時効消滅）	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
個人市民税	8	447,091	5	325,386	0	0	3	121,705
法人市民税	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	52	1,556,774	29	890,300	0	0	23	666,474
軽自動車税	11	124,500	2	28,000	0	0	9	96,500
計	71	2,128,365	36	1,243,686	0	0	35	884,679

不納欠損額は2,128千円で、前年度に比べ12,508千円（85.5%）減少している。地方税法第15条の７第４項（執行停止期間満了）、第５項（即時消滅）及び同法第18条第１項（時効消滅）に基づき執行している。

第２款　地方譲与税

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収　入　済　額			不納欠損額	収入未済額
			金　　額	予算比	調定比		
7	247,479,000	240,903,000	240,903,000	97.3	100.0	0	0
6	235,748,000	234,634,000	234,634,000	99.5	100.0	0	0
比較	11,731,000	6,269,000	6,269,000	△2.2	0.0	0	0

地方譲与税の収入済額は240,903千円で、前年度に比べ6,269千円（2.7%）増加している。

第３款　利子割交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	4,000,000	4,692,000	4,692,000	117.3	100.0	0	0
6	1,300,000	1,659,000	1,659,000	127.6	100.0	0	0
比較	2,700,000	3,033,000	3,033,000	△10.3	0.0	0	0

利子割交付金の収入済額は 4,692 千円で、前年度に比べ 3,033 千円（182.8％）増加している。

第４款　配当割交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	30,000,000	29,984,000	29,984,000	99.9	100.0	0	0
6	23,000,000	29,573,000	29,573,000	128.6	100.0	0	0
比較	7,000,000	411,000	411,000	△28.7	0.0	0	0

配当割交付金の収入済額は 29,984 千円で、前年度に比べ 411 千円（1.4％）増加している。

第５款　株式等譲渡所得割交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	46,000,000	45,514,000	45,514,000	98.9	100.0	0	0
6	36,000,000	38,985,000	38,985,000	108.3	100.0	0	0
比較	10,000,000	6,529,000	6,529,000	△9.4	0.0	0	0

株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 45,514 千円で、前年度に比べ 6,529 千円（16.7％）増加している。

第６款　法人事業税交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	51,000,000	52,871,000	52,871,000	103.7	100.0	0	0
6	47,000,000	48,745,000	48,745,000	103.7	100.0	0	0
比較	4,000,000	4,126,000	4,126,000	0.0	0.0	0	0

法人事業税交付金の収入済額は 52,871 千円で、前年度に比べ 4,126 千円（8.5％）増加している。

第７款　地方消費税交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	585,000,000	592,249,000	592,249,000	101.2	100.0	0	0
6	548,424,000	548,424,000	548,424,000	100.0	100.0	0	0
比較	36,576,000	43,825,000	43,825,000	1.2	0.0	0	0

地方消費税交付金の収入済額は 592,249 千円で、前年度に比べ 43,825 千円（8.0％）増加している。配分基準は、消費税率 10％のうち、地方消費税率は 2.2％で、県に納付された地方消費税額の２分の１相当額が交付されるものである。

第８款　環境性能割交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	29,000,000	24,937,000	24,937,000	86.1	100.0	0	0
6	31,000,000	27,962,000	27,962,000	90.2	100.0	0	0
比較	△2,000,000	△3,025,000	△3,025,000	△4.1	0.0	0	0

環境性能割交付金の収入済額は 24,937 千円で、前年度に比べ 3,025 千円（10.8％）減少している。県に納付された自動車税環境性能割に応じて、市町道の延長と面積で按分し交付されている。

第９款　地方特例交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	12,293,000	12,863,000	12,863,000	104.6	100.0	0	0
6	101,146,000	101,142,000	101,142,000	100.0	100.0	0	0
比較	△88,853,000	△88,279,000	△88,279,000	4.6	0.0	0	0

地方特例交付金の収入済額は 12,863 千円で、前年度に比べ 88,279 千円（87.3％）減少している。個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に伴う減収分を補てんするための個人住民税減収補てん特例交付金と、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による固定資産税の減収分を補てんする新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金が交付された。なお、前年度は、住民税の定額減税実施による減収分を補てんするための定額減税減収補てん特例交付金が交付されたが、一部の対象者については本年度に定額減税が実施されたため、経過措置として本年度も特例交付金が交付された。

第 10 款　地方交付税

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	9,118,879,000	9,491,971,000	9,491,971,000	104.1	100.0	0	0
6	9,178,741,000	9,394,239,000	9,394,239,000	102.3	100.0	0	0
比較	△59,862,000	97,732,000	97,732,000	1.8	0.0	0	0

地方交付税の収入済額は 9,491,971 千円で、前年度に比べ 97,732 千円（1.0％）増加している。

普通交付税は 7,848,879 千円で、前年度に比べ 59,862 千円（0.8％）減少、特別交付税は 1,643,092 千円で、前年度に比べ 157,594 千円（10.6％）増加している。

第 11 款　交通安全対策特別交付金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	3,000,000	2,764,000	2,764,000	92.1	100.0	0	0
6	3,000,000	2,973,000	2,973,000	99.1	100.0	0	0
比較	0	△209,000	△209,000	7.0	0.0	0	0

交通安全対策特別交付金の収入済額は 2,764 千円で、前年度に比べ 209 千円（7.0％）減少している。

第 12 款　分担金及び負担金

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	43,711,051	46,326,615	45,701,155	104.6	98.6	0	625,460
6	49,072,000	45,899,216	45,206,856	92.1	98.5	0	692,360
比較	△5,360,949	427,399	494,299	12.5	0.1	0	△66,900

分担金及び負担金の収入済額は 45,701 千円で、前年度に比べ 494 千円（1.1％）増加している。調定額に対する収納率は 98.6％である。

第 13 款　使用料及び手数料

（単位：円、％）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	209,187,000	224,587,965	199,885,461	95.6	89.0	411,663	24,290,841
6	213,185,000	229,110,288	205,749,334	96.5	89.8	0	23,360,954

比較	△3,998,000	△4,522,323	△5,863,873	△0.9	△0.8	411,663	929,887

使用料及び手数料の収入済額は199,885千円で、前年度に比べ5,864千円（2.9%）減少している。調定額に対する収納率は89.0%で、収入未済額は市営住宅使用料等24,291千円である。

第14款　国庫支出金

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	3,262,183,000	2,806,348,566	2,806,348,566	86.0	100.0	0	0
6	3,052,736,000	2,092,781,616	2,092,781,616	68.6	100.0	0	0
比較	209,447,000	713,566,950	713,566,950	17.4	0.0	0	0

国庫支出金の収入済額は2,806,349千円で、前年度に比べ713,567千円（34.1%）増加している。

決算額の内訳は、国庫負担金1,150,001千円、国庫補助金1,648,645千円、国庫委託金7,702千円である。

第15款　県支出金

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	1,434,516,289	1,437,591,907	1,437,591,907	100.2	100.0	0	0
6	1,609,245,000	1,213,644,612	1,213,644,612	75.4	100.0	0	0
比較	△174,728,711	223,947,295	223,947,295	24.8	0.0	0	0

県支出金の収入済額は1,437,592千円で、前年度に比べ223,947千円（18.5%）増加している。

決算額の内訳は、県負担金518,090千円、県補助金666,529千円、県委託金252,974千円である。

第16款　財産収入

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	192,117,000	199,624,324	199,624,324	103.9	100.0	0	0
6	158,039,000	163,657,272	163,657,272	103.6	100.0	0	0
比較	34,078,000	35,967,052	35,967,052	0.3	0.0	0	0

財産収入の収入済額は199,624千円で、前年度に比べ35,967千円（22.0%）増加している。

決算額の内訳は、財産運用収入148,490千円、財産売払収入51,134千円である。調定額に対する収納率は100.0%となった。

第 17 款　寄附金

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	502,001,000	425,101,842	425,101,842	84.7	100.0	0	0
6	300,001,000	296,141,058	296,141,058	98.7	100.0	0	0
比較	202,000,000	128,960,784	128,960,784	△14.0	0.0	0	0

寄附金の収入済額は 425,102 千円で、前年度に比べ 128,961 千円（43.5%）増加している。
決算額の内訳は、一般寄附金 2,000 千円及び指定寄附金 423,102 千円である。

第 18 款　繰入金

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	1,725,882,000	1,525,211,661	1,525,211,661	88.4	100.0	0	0
6	1,294,162,000	1,133,167,113	1,133,167,113	87.6	100.0	0	0
比較	431,720,000	392,044,548	392,044,548	0.8	0.0	0	0

繰入金の収入済額は 1,525,212 千円で、前年度に比べ 392,045 千円（34.6%）増加している。
内訳は、基金繰入金が財政調整基金繰入金 61,457 千円、減債基金繰入金 230,489 千円、地域振興基金繰入金 28,351 千円、元気な養父づくり応援基金繰入金 398,486 千円、公共施設等整備基金繰入金 711,554 千円、過疎対策基金繰入金 17,860 千円、創生基金繰入金 51,800 千円などと、特別会計繰入金は介護保険特別会計繰入金 22,126 千円である。

第 19 款　繰越金

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	452,792,460	452,793,097	452,793,097	100.0	100.0	0	0
6	485,392,000	485,392,581	485,392,581	100.0	100.0	0	0
比較	△32,599,540	△32,599,484	△32,599,484	0.0	0.0	0	0

繰越金の収入済額は 452,793 千円で、前年度に比べ 32,599 千円（6.7%）減少している。

第 20 款　諸収入

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	512,587,000	565,022,319	507,976,593	99.1	89.9	0	57,045,726

6	526,876,000	613,594,528	556,717,277	105.7	90.7	0	56,877,251
比較	△14,289,000	△48,572,209	△48,740,684	△6.6	△0.8	0	168,475

調定額に対する収納率は89.9%である。

収入未済額は57,046千円で、前年度に比べ168千円（0.3%）増加している。

第21款　市　債

（単位：円、%）

年度	予算現額	調定額	収入済額			不納欠損額	収入未済額
			金額	予算比	調定比		
7	1,648,200,000	1,400,900,000	1,400,900,000	85.0	100.0	0	0
6	1,908,062,000	1,033,962,000	1,033,962,000	54.2	100.0	0	0
比較	△259,862,000	366,938,000	366,938,000	30.8	0.0	0	0

市債の収入済額は1,400,900千円で、前年度に比べ366,938千円（35.5%）増加している。

2　歳　出

（1）歳出決算状況

歳出の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	22,529,708,800	20,936,400,761	864,248,000	729,060,039	92.9	3.2
6	22,047,239,000	19,075,915,654	2,153,173,800	818,149,546	86.5	3.7
比較	482,469,800	1,860,485,107	△1,288,925,800	△89,089,507	6.4	△0.5

予算現額は 22,529,709 千円で、前年度に比べ 482,470 千円（2.2%）増加している。支出済額は 20,936,401 千円、予算現額に対する執行率は 92.9%で、前年度に比べ 6.4 ポイント増加している。不用額は 729,060 千円である。

翌年度繰越額は 864,248 千円で、前年度に比べ 1,288,926 千円（59.9%）減少している。

（2）歳出決算状況の前年度比較

歳出決算額の款別内訳及び前年度との比較は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区　　分	令和 7 年度		令和 6 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	142,511,226	0.7	142,040,396	0.7	470,830	0.3
総務費	5,238,122,588	25.0	3,788,095,995	19.9	1,450,026,593	38.3
民生費	5,100,326,366	24.4	5,072,342,380	26.6	27,983,986	0.6
衛生費	2,171,132,317	10.4	2,117,150,352	11.1	53,981,965	2.5
労働費	1,010,660	0.0	694,336	0.0	316,324	45.6
農林水産業費	1,064,917,943	5.1	874,968,684	4.6	189,949,259	21.7
商工費	544,724,054	2.6	413,385,444	2.2	131,338,610	31.8
土木費	2,141,232,946	10.2	1,546,353,722	8.1	594,879,224	38.5
消防費	292,920,096	1.4	369,810,155	1.9	△76,890,059	△20.8
教育費	1,738,517,668	8.3	1,704,318,670	8.9	34,198,998	2.0
災害復旧費	127,046,600	0.6	289,448,088	1.5	△162,401,488	△56.1
公債費	1,856,052,228	8.9	2,038,472,384	10.7	△182,420,156	△8.9
諸支出金	517,886,069	2.5	718,835,048	3.8	△200,948,979	△28.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合　　計	20,936,400,761	100.0	19,075,915,654	100.0	1,860,485,107	9.8

（３）歳出款別決算状況

歳出款別の決算状況は、以下のとおりである。

第１款　議会費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	144,222,000	142,511,226	0	1,710,774	98.8	1.2
6	146,053,000	142,040,396	0	4,012,604	97.3	2.7
比較	△1,831,000	470,830	0	△2,301,830	1.5	△1.5

議会費の支出済額は142,511千円で、前年度に比べ471千円（0.3％）増加している。予算現額に対する執行率は98.8％で、不用額は1,711千円である。

政務活動費は、交付請求のあった13人の議員に対し1,056千円を交付した。

第２款　総務費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	5,412,001,000	5,238,122,588	16,234,000	157,644,412	96.8	2.9
6	4,914,047,000	3,788,095,995	1,020,711,000	105,240,005	77.1	2.1
比較	497,954,000	1,450,026,593	△1,004,477,000	52,404,407	19.7	0.8

総務費の支出済額は5,238,123千円で、前年度に比べ1,450,027千円（38.3％）増加している。

予算現額に対する執行率は96.8％で、不用額は157,644千円である。

決算額の内訳は、総務管理費4,911,907千円、徴税費174,399千円、戸籍住民基本台帳費61,330千円、選挙費55,456千円、統計調査費14,377千円、監査委員費20,652千円である。

第３款　民生費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	5,266,748,000	5,100,326,366	9,945,000	156,476,634	96.8	3.0
6	5,304,730,000	5,072,342,380	8,567,000	223,820,620	95.6	4.2
比較	△37,982,000	27,983,986	1,378,000	△67,343,986	1.2	△1.2

民生費の支出済額は5,100,326千円で、前年度に比べ27,984千円（0.6％）増加している。

予算現額に対する執行率は96.8％で、不用額は156,477千円である。

決算額の内訳は、社会福祉費3,007,721千円、児童福祉費1,848,717千円、生活保護費243,539千円、災害救助費350千円である。なお、社会福祉費には、国民健康保険特別会計（事業勘定）へ189,980千円 、介護保険特別会計へ558,324千円、後期高齢者医療特別会計へ117,843千円の繰出金を含んでいる。

第４款　衛生費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	2,260,565,000	2,171,132,317	18,058,000	71,374,683	96.0	3.2
6	2,199,327,000	2,117,150,352	10,300,000	71,876,648	96.3	3.3
比較	61,238,000	53,981,965	7,758,000	△501,965	△0.3	△0.1

衛生費の支出済額は2,171,132千円で、前年度に比べ53,982千円（2.5％）増加している。

予算現額に対する執行率は96.0％で、前年度に比べ0.3ポイント減少し、不用額は71,375千円である。

決算額の内訳は、保健衛生費2,088,543千円、清掃費82,590千円である。

また、保健衛生費には、水道事業会計へ97,179千円、国保直営診療施設勘定へ57,551千円、養父歯科診療所特別会計へ24,733千円の繰出金を含んでいる。

第５款　労働費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	1,429,000	1,010,660	0	418,340	70.7	29.3
6	1,159,000	694,336	0	464,664	59.9	40.1
比較	270,000	316,324	0	△46,324	10.8	△10.8

労働費の支出済額は1,011千円で、前年度に比べ316千円（45.6％）増加している。

第６款　農林水産業費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	1,116,074,000	1,064,917,943	6,300,000	44,856,057	95.4	4.0
6	1,077,853,000	874,968,684	134,938,000	67,946,316	81.2	6.3
比較	38,221,000	189,949,259	△128,638,000	△23,090,259	14.2	△2.3

農林水産業費の支出済額は1,064,918千円で、前年度に比べ189,949千円（21.7％）増加している。

予算現額に対する執行率は95.4％で、前年度に比べ14.2ポイント増加し、不用額は44,856千円である。

決算額の内訳は、農業費858,080千円、林業費206,838千円である。

第７款　商工費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	900,596,000	544,724,054	311,911,000	43,960,946	60.5	4.9
6	541,762,000	413,385,444	86,828,000	41,548,556	76.3	7.7

比較	358,834,000	131,338,610	225,083,000	2,412,390	△15.8	2.8

商工費の支出済額は544,724千円で、前年度に比べ131,339千円（31.8%）増加している。

予算現額に対する執行率は60.5%で、前年度に比べ15.8ポイント減少し、不用額は43,961千円である。

決算額の内訳は、商工費285,549千円、観光費259,175千円である。

第８款　土木費

（単位：円、%）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	2,529,559,000	2,141,232,946	358,994,000	29,332,054	84.6	1.2
6	2,364,157,000	1,546,353,722	714,570,000	103,233,278	65.4	4.4
比較	165,402,000	594,879,224	△355,576,000	△73,901,224	19.2	△3.2

土木費の支出済額は2,141,233千円で、前年度に比べ594,879千円（38.5%）増加している。

予算現額に対する執行率は84.6%で、前年度に比べ19.2ポイント増加し、不用額は29,332千円である。

決算額の内訳は、土木管理費42,986千円、道路橋りょう費1,274,903千円、河川費39,481千円、都市計画費727,419千円、住宅費56,443千円である。なお、都市計画費には下水道事業会計繰出金486,573千円を含んでいる。

第９款　消防費

（単位：円、%）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	361,477,000	292,920,096	54,148,000	14,408,904	81.0	4.0
6	404,815,000	369,810,155	25,511,000	9,493,845	91.4	2.3
比較	△43,338,000	△76,890,059	28,637,000	4,915,059	△10.4	1.7

消防費の支出済額は292,920千円で、前年度に比べ76,890千円（20.8%）減少している。

予算現額に対する執行率は81.0%で、前年度に比べ10.4ポイント減少し、不用額は14,409千円となった。

第10款　教育費

（単位：円、%）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	1,923,792,000	1,738,517,668	88,658,000	96,616,332	90.4	5.0
6	1,789,925,000	1,704,318,670	23,383,000	62,223,330	95.2	3.5
比較	133,867,000	34,198,998	65,275,000	34,393,002	△4.8	1.5

教育費の支出済額は1,738,518千円で、前年度に比べ34,199千円（2.0%）増加している。

予算現額に対する執行率は90.4%で、前年度に比べ4.8ポイント減少し、不用額は96,616千円である。

決算額の内訳は、教育総務費 168,651 千円、小学校費 298,085 千円、中学校費 312,840 千円、社会教育費 507,570 千円、保健体育費 451,372 千円である。

第 11 款　災害復旧費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	135,069,800	127,046,600	0	8,023,200	94.1	5.9
6	530,692,000	289,448,088	128,365,800	112,878,112	54.5	21.3
比較	△395,622,200	△162,401,488	△128,365,800	104,854,912	39.6	△15.4

＊令和６年度の翌年度繰越額は、事故繰越 34,865,800 円を含む。

災害復旧費の支出済額は 127,047 千円で、前年度に比べ 162,401 千円（56.1％）減少している。

予算現額に対する執行率は 94.1％で、前年度に比べ 39.6 ポイント増加し、不用額は 8,023 千円である。

決算額の内訳は、災害応急対策費 994 千円、農林水産業施設災害復旧費 126,052 千円である。

第 12 款　公債費

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	1,856,486,000	1,856,052,228	0	433,772	100.0	0.0
6	2,039,000,000	2,038,472,384	0	527,616	100.0	0.0
比較	△182,514,000	△182,420,156	0	△93,844	0.0	0.0

公債費の支出済額は 1,856,052 千円で、前年度に比べ 182,420 千円（8.9％）減少している。

予算現額に対する執行率は 100.0％で、不用額は 434 千円である。

公債費の元金償還は 1,795,871 千円で、本年度の繰上償還は 184,263 千円である。利子は 60,103 千円である。

第 13 款　諸支出金

（単位：円、％）

年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用額率
7	603,161,000	517,886,069	0	85,274,931	85.9	14.1
6	723,100,000	718,835,048	0	4,264,952	99.4	0.6
比較	△119,939,000	△200,948,979	0	81,009,979	△13.5	13.5

諸支出金の支出済額は 517,886 千円で、前年度に比べ 200,949 千円（28.0％）減少している。

支出は財政調整基金に 10,464 千円、減債基金に 41,157 千円及び特定目的基金に 466,265 千円を積み立てている。

特定目的基金積立金の主なものは、元気な養父づくり応援基金 424,712 千円、公共施設等整備基金 16,695 千円等である。

第 14 款　予備費

（単位：円、%）

年度	予算額	充当額	不用額	充当割合
7	20,000,000	1,471,000	18,529,000	7.4
6	20,000,000	9,381,000	10,619,000	46.9
比較	0	△7,910,000	7,910,000	△39.5

予備費の充当額は、予算額 20,000 千円に対し 1,471 千円で、充当割合は 7.4%である。

特　別　会　計

第７　特別会計

特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：千円）

区分			歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
特別会計	国民健康保険特別会計		2,701,512	2,661,585	39,927	0	39,927
		事業勘定	2,511,552	2,471,625	39,927	0	39,927
		大屋診療所施設勘定	110,112	110,112	0	0	0
		大屋歯科診療所施設勘定	32,070	32,070	0	0	0
		出合診療所施設勘定	47,777	47,777	0	0	0
	養父歯科診療所特別会計		51,050	51,050	0	0	0
	後期高齢者医療特別会計		488,002	476,801	11,201	0	11,201
	介護保険特別会計		3,784,882	3,755,442	29,440	0	29,440
合計			7,025,447	6,944,879	80,568	0	80,568

（決算審査資料「令和７年度決算状況」より）

特別会計の歳入決算額は7,025,447千円、歳出決算額は6,944,879千円で、形式収支額は80,568千円の黒字決算となっている。

1　国民健康保険特別会計

（1）事業勘定

国民健康保険の加入状況は、年間平均世帯数 2,787 世帯（前年度比 4.3％減）、一般被保険者数 4,129 人（前年度比 5.9％減）、介護保険２号被保険者数 1,148 人（前年度比 5.8％減）である。

本年度の決算額は、歳入 2,511,552 千円、歳出 2,471,625 千円で、実質収支額は 39,927 千円となり、昨年度より 14,136 千円増額している。予算執行率は、歳入 100.0％、歳出 98.4％で、不用額は 41,175 千円である。実質収支の 39,927 千円のうち、20,000 千円を国民健康保険給付費準備基金に積み立て、残額の 19,927 千円を翌年度への繰越財源とした。

款別の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、％）

区分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	国民健康保険税	375,953,347	15.0	388,598,961	15.2	△12,645,614	△3.3
	使用料及び手数料	150,169	0.0	162,800	0.0	△12,631	△7.8
	県支出金	1,884,231,012	75.0	1,909,832,602	74.5	△25,601,590	△1.3
	財産収入	764,181	0.0	62,364	0.0	701,817	1125.4
	繰入金	226,980,421	9.0	241,112,995	9.4	△14,132,574	△5.9
	繰越金	12,791,094	0.5	11,258,938	0.4	1,532,156	13.6
	諸収入	4,177,060	0.2	6,111,156	0.2	△1,934,096	△31.6
	国庫支出金	6,505,000	0.3	5,359,000	0.2	1,146,000	21.4
	歳入合計	2,511,552,284	100.0	2,562,498,816	100.0	△50,946,532	△2.0
歳出	総務費	34,001,360	1.4	31,682,000	1.3	2,319,360	7.3
	保険給付費	1,726,791,416	69.9	1,765,719,571	69.6	△38,928,155	△2.2
	国民健康保険事業費納付金	653,876,192	26.5	684,184,675	27.0	△30,308,483	△4.4
	保健事業費	27,318,096	1.1	21,117,961	0.8	6,200,135	29.4
	基金積立金	764,181	0.0	62,364	0.0	701,817	1,125.4
	諸支出金	28,874,004	1.2	33,941,151	1.3	△5,067,147	△14.9
	歳出合計	2,471,625,249	100.0	2,536,707,722	100.0	△65,082,473	△2.6
形式収支額		39,927,035		25,791,094		14,135,941	54.8
翌年度繰越財源		0		0		0	0.0
実質収支		39,927,035		25,791,094		14,135,941	
単年度収支		14,135,941		2,532,156		11,603,785	

歳入決算額は、前年度に比べ 50,947 千円（2.0％）減少している。主な要因は、県支出金等の減額によるものである。

歳出決算額は、前年度に比べ 65,082 千円（2.6％）減少している。主な要因は、保険給付費等の減額によるものである。

国民健康保険税の収入状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

年　度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
7	448,768,144	375,953,347	993,900	71,820,897	83.8
6	466,542,367	388,598,961	3,148,700	74,794,706	83.3
比較	△17,774,223	△12,645,614	△2,154,800	△2,973,809	0.5

国民健康保険税の調定額は、前年度に比べ 17,774 千円（3.8%）の減、収入済額は 12,646 千円（3.3%）の減である。

収入未済額は 71,821 千円で、前年度に比べ 2,974 千円（4.0%）減少し収納率は 0.5 ポイント増加した。

不納欠損額は 994 千円で、前年度に比べ 2,155 千円（68.4%）減少している。地方税法第 15 条の７第４項（停止３年経過）及び同法第 18 条第１項（消滅時効）によるものである。

（２）大屋診療所施設勘定

大屋診療所施設勘定の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	診療収入	76,872,059	69.8	83,416,844	71.2	△6,544,785	△7.8
	使用料及び手数料	371,400	0.3	425,700	0.4	△54,300	△12.8
	繰入金	29,010,785	26.3	28,950,024	24.7	60,761	0.2
	諸収入	3,857,779	3.5	3,855,538	3.3	2,241	0.1
	県支出金	0	0.0	468,000	0.4	△468,000	皆減
	歳入合計	110,112,023	100.0	117,116,106	100.0	△7,004,083	△6.0
歳出	総務費	63,401,826	57.6	66,870,461	57.1	△3,468,635	△5.2
	医業費	46,710,197	42.4	50,245,645	42.9	△3,535,448	△7.0
	歳出合計	110,112,023	100.0	117,116,106	100.0	△7,004,083	△6.0
形式･実質収支額		0	0	0	0		

本年度の決算額は、歳入歳出とも 110,112 千円で、前年度に比べ 7,004 千円（6.0%）減少している。歳入では、診療収入が 76,872 千円で、前年度に比べ 6,545 千円（7.8%）減少した。

一般会計からの繰入金は 29,011 千円で、前年度に比べ 61 千円（0.2%）増加した。歳出では、医業費が 46,710 千円で前年度に比べ 3,535 千円（7.0%）減少し、総務費が 63,402 千円で前年度に比べ 3,469 千円（5.2%）減少した。

（３）大屋歯科診療所施設勘定

大屋歯科診療所施設勘定の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	診療収入	14,844,265	46.3	14,446,646	40.1	397,619	2.8
	使用料及び手数料	0	0.0	0	0.0	0	—
	繰入金	15,426,826	48.1	17,718,063	49.2	△2,291,237	△12.9
	諸収入	1,798,920	5.6	2,285,210	6.4	△486,290	△21.3
	県支出金	0	0.0	1,535,000	4.3	△1,535,000	皆減
	歳入合計	32,070,011	100.0	35,984,919	100.0	△3,914,908	△10.9
歳出	総務費	29,454,130	91.8	29,638,140	82.4	△184,010	△0.6
	医業費	2,615,881	8.2	6,346,779	17.6	△3,730,898	△58.8
	歳出合計	32,070,011	100.0	35,984,919	100.0	△3,914,908	△10.9
形式･実質収支額		0		0			

本年度の決算額は、歳入歳出とも 32,070 千円で、前年度に比べ 3,915 千円（10.9%）減少している。

歳入では、診療収入が 14,844 千円で、前年度に比べ 398 千円（2.8%）増加した。繰入金は 15,427 千円と前年度に比べ 2,291 千円（12.9%）減額している。内訳は、一般会計から 4,644 千円、事業勘定から 10,783 千円繰入している。

歳出では、医業費が 2,616 千円で前年度に比べ 3,731 千円（58.5%）減少し、総務費が 29,454 千円で前年度に比べ 184 千円（0.6%）減少した。

（４）出合診療所施設勘定

出合診療所施設勘定の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	診療収入	16,003,740	33.5	25,415,369	44.1	△9,411,629	△37.0
	使用料及び手数料	131,600	0.3	112,200	0.2	19,400	17.3
	繰入金	30,940,064	64.8	31,004,422	53.8	△64,358	△0.2
	諸収入	307,320	0.6	1,019,680	1.8	△712,360	△69.9
	県支出金	395,000	0.8	30,000	0.1	365,000	1216.7
	歳入合計	47,777,724	100.0	57,581,671	100.0	△9,803,947	△17.0
歳出	総務費	36,853,377	77.1	43,903,144	76.2	△7,049,767	△16.1
	医業費	10,924,347	22.9	13,678,527	23.8	△2,754,180	△20.1
	歳出合計	47,777,724	100.0	57,581,671	100.0	△9,803,947	△17.0
形式･実質収支額		0		0			

本年度の決算額は、歳入歳出とも 47,778 千円で、前年度に比べ 9,804 千円（17.0%）減少している。

歳入では、診療収入が 16,004 千円で、前年度に比べ 9,412 千円（37.0%）減少した。繰入金は

30,940 千円で前年度に比べて 64 千円（0.2%）減少した。一般会計から 23,896 千円、事業勘定から 7,044 千円を繰入している。

歳出では、医業費が 10,924 千円で、前年度に比べ 2,754 千円（20.1%）減少し、総務費は 36,853 千円で、前年度に比べ 7,050 千円（16.1%）減少した。

決算総額が減少した要因は、令和７年９月に前医師が退職したため、一時的に他の医療機関から医師の派遣を受け診療日数を制限し運営を継続したが、これに伴い診療日数が減少したことによるものである。なお、令和８年１月には新たな常勤医が着任し、通常診療を再開している。

２　養父歯科診療所特別会計

養父歯科診療所特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	診療収入	23,729,642	46.5	29,811,088	55.2	△6,081,446	△20.4
	繰入金	24,733,146	48.4	21,396,911	39.6	3,336,235	15.6
	諸収入	2,587,720	5.1	2,745,280	5.1	△157,560	△5.7
	県支出金	0	0.0	30,000	0.1	△30,000	皆減
	歳入合計	51,050,508	100.0	53,983,279	100.0	△2,932,771	△5.4
歳出	総務費	46,055,503	90.2	45,095,454	83.5	960,049	2.1
	医業費	4,995,005	9.8	8,887,825	16.5	△3,892,820	△43.8
	歳出合計	51,050,508	100.0	53,983,279	100.0	△2,932,771	△5.4
形式･実質収支額		0		0			

本年度の決算額は、歳入歳出とも 51,051 千円で、前年度に比べ 2,933 千円（5.4%）減少している。

歳入では、診療収入が 23,730 千円で、前年度に比べ 6,081 千円（20.4%）減少した。一般会計からの繰入金は 24,733 千円で、前年度に比べ 3,336 千円（15.6%）増加している。歳出では、医業費が 4,995 千円で前年度に比べ 3,893 千円（43.8%）減少し、総務費は 46,056 千円で前年度に比べ 960 千円（2.1%）増加した。

３　後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	後期高齢者医療保険料	356,859,269	73.1	339,742,732	72.6	17,116,537	5.0
	使用料及び手数料	12,000	0.0	10,900	0.0	1,100	10.1
	繰入金	117,843,323	24.1	118,248,081	25.3	△404,758	△0.3
	繰越金	10,585,828	2.2	9,329,048	2.0	1,256,780	13.5
	諸収入	533,955	0.1	907,468	0.2	△373,513	△41.2
	国庫支出金	2,168,000	0.4	―	―	2,168,000	皆増

	歳入合計	488,002,375	100.0	468,238,229	100.0	19,764,146	4.2
歳出	総務費	10,278,371	2.2	9,251,765	2.0	1,026,606	11.1
	広域連合納付金	465,892,686	97.7	447,528,204	97.8	18,364,482	4.1
	諸支出金	629,642	0.1	872,432	0.2	△242,790	△27.8
	歳出合計	476,800,699	100.0	457,652,401	100.0	19,148,298	4.2
形式･実質収支額		11,201,676		10,585,828		615,848	

本年度の決算額は、歳入 488,002 千円、歳出 476,801 千円で、実質収支額は 11,202 千円の黒字決算となっている。

予算執行率は、歳入 99.0%、歳出 96.8%で、不用額は 15,899 千円となっている。

歳入は、後期高齢者医療保険料が 356,859 千円、一般会計からの繰入金は 117,843 千円である。

歳出は、広域連合納付金が 465,893 千円で、歳出全体の 97.7%を占めている。

保険料の収納状況は、調定額 358,046 千円に対して収入済額 356,859 千円で、還付未済額 372 千円を除く収納率は 99.6%となっている。

4　介護保険特別会計

介護保険特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区分		令和７年度		令和６年度		対前年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入	保険料	711,356,610	18.8	706,505,180	18.2	4,851,430	0.7
	使用料及び手数料	15,600	0.0	18,880	0.0	△3,280	17.4
	国庫支出金	951,643,676	25.1	968,963,887	25.0	△17,320,211	△1.8
	支払基金交付金	966,354,000	25.5	973,233,000	25.1	△6,879,000	△0.7
	県支出金	529,092,502	14.0	534,513,380	13.8	△5,420,878	△1.0
	財産収入	1,031,146	0.0	54,732	0.0	976,414	1784.0
	繰入金	558,324,150	14.8	547,339,024	14.1	10,985,126	2.0
	繰越金	60,654,941	1.6	137,311,891	3.5	△76,656,950	△55.8
	諸収入	6,409,909	0.2	7,444,800	0.2	△1,034,891	△13.9
	歳入合計	3,784,882,534	100.0	3,875,384,774	100.0	△90,502,240	△2.3
歳出	総務費	80,228,735	2.1	65,457,722	1.7	14,771,013	22.6
	保険給付費	3,532,276,724	94.1	3,526,060,873	92.4	6,215,851	0.2
	地域支援事業費	69,415,353	0.5	69,558,675	1.8	△143,322	△0.2
	基金積立金	17,031,146	1.8	70,054,732	1.8	△53,023,586	△75.7
	諸支出金	56,490,295	1.5	83,597,831	2.2	△27,107,536	△32.4
	歳出合計	3,755,442,253	100.0	3,814,729,833	100.0	△59,287,580	△1.6
形式収支額		29,440,281		60,654,941		△31,214,660	△51.5
翌年度へ繰越すべき財源		0		0		0	0
実質収支額		29,440,281		60,654,941		△31,214,660	△51.5
単年度収支額		△31,214,660		△76,656,950		45,442,290	

本年度の決算額は、歳入 3,784,883 千円、歳出 3,755,442 千円で実質収支額は 29,440 千円の黒字決算となっている。予算執行率は、歳入 98.6%、歳出 97.8%で、不用額は 82,894 千円となっている。

歳入は、前年度に比べ 90,502 千円(2.3%)減少している。主な要因は、繰越金 76,657 千円(55.8%)減、国庫支出金 17,320 千円（1.8%）減、支払基金交付金 6,879 千円(0.7%)減などとなっている。

歳出は、前年度に比べ 59,288 千円（1.6%）減少している。なお、本年度は介護保険給付費準備基金に 17,031 千円を積み立てた。

介護保険料の収納状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

年　度	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
7	723,294,570	711,356,610	34,790	5,142,790	6,795,170	98.3
6	722,311,190	706,382,070	123,110	5,997,960	9,808,050	97.8
比較	983,380	4,974,540	△88,320	△855,170	△3,012,880	0.5

本年度の調定額 723,295 千円に対する収納率は 98.3%となっている。収入未済額は 6,795 千円となり、前年度に比べ 3,013 千円減少している。

不納欠損額は 5,143 千円で、前年度に比べ 855 千円減少している。介護保険法第 200 条第 1 項の規定で、時効により徴収権が消滅したことによるものである。

第８　実質収支に関する調書

一般会計及び特別会計の実質収支は、次表のとおりである。

（単位：千円）

区　　分			歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
一般会計			21,938,901	20,936,401	1,002,500	79,641	922,859
特別会計	国民健康保険特別会計		2,701,512	2,661,585	39,927	0	39,927
		事業勘定	2,511,552	2,471,625	39,927	0	39,927
		大屋診療所施設勘定	110,112	110,112	0	0	0
		大屋歯科診療所施設勘定	32,070	32,070	0	0	0
		出合診療所施設勘定	47,777	47,777	0	0	0
	養父歯科診療所特別会計		51,050	51,050	0	0	0
	後期高齢者医療特別会計		488,002	476,801	11,201	0	11,201
	介護保険特別会計		3,784,882	3,755,442	29,440	0	29,440
	小　　計		7,025,447	6,944,879	80,568	0	80,568
合　　計			28,964,348	27,881,279	1,083,069	79,641	1,003,428

一般会計及び特別会計の実質収支合計額は、1,003,428 千円の黒字となっている。

そ　の　他　調　書

第９　財産に関する調書

１　公有財産

（１）　土地･建物

区　　分		土地（地積・単位：㎡）			建物（単位：㎡）		
		令和６年度末現在高	令和７年度増減高	令和７年度末現在高	令和６年度末現在高	令和７年度増減高	令和７年度末現在高
行政財産	本庁舎	9,936	0	9,936	3,239	0	3,239
	その他行政機関	56,820	△30	56,790	20,262	105	20,367
	公共用財産	1,442,589	△1,295	1,441,294	222,800	△1,440	221,360
	行政財産 計	1,509,345	△1,325	1,508,020	246,301	△1,335	244,966
普通財産	山林	2,947,000	0	2,947,000	－	－	－
	その他	585,107	△1,522	583,585	28,612	347	28,959
	普通財産 計	3,532,107	△1,522	3,530,585	28,612	347	28,959
合　　計		5,041,452	△2,847	5,038,605	274,913	△988	273,925

ア　土地

土地は、5,038,605 ㎡で、前年度に比べ 2,847 ㎡減少している。減少の主な要因は、旧養父学校給食センター敷地の売却によるものである。

イ　建物

建物は、273,925 ㎡で、前年度に比べ 988 ㎡減少している。減少の主な要因は、旧市営住宅加保団地の取り壊し、旧養父学校給食センター建物の売却等によるものである。

（２）山林

土地の権利の区分	土地（地積・単位：㎡）			立木の推定蓄積量（単位：㎥）		
	令和６年度末現在高	令和７年度増減高	令和７年度末現在高	令和６年度末現在高	令和７年度増減高	令和７年度末現在高
所有	2,947,000	0	2,947,000	178,758	3,396	182,154
分収	15,967,100	0	15,967,100	960,644	8,454	969,098
その他の権原に属するもの	19,723,218	0	19,723,218	367,789	6,620	374,409
合　　計	38,637,318	0	38,637,318	1,507,191	18,470	1,525,661

2　物品

（単位：台）

区　　分	令和６年度末現在高	令和７年度中増減高	令和７年度末現在高
マイクロバス	11	2	13
消防車(指令車除く)	68	0	68
特殊自動車	49	△3	46
普通自動車	36	△1	35
軽自動車	75	0	75
その他	18	0	18
合　計	257	△2	255

物品は、各種公用車の台数が 255 台で、前年度と比べ２台減少している。

3　基金に関する調書

基金の状況については、次表のとおりである。

（単位：千円）

区　分 / 基 金 名		令和６年度末現在高	令和７年度中増減高		令和７年度末現在高
			積立額	取崩額	
財政調整基金		2,500,000	250,464	61,457	2,689,007
減債基金		2,179,803	191,157	230,489	2,140,471
特 定 目 的 基 金		9,290,490	466,265	1,211,140	8,545,616
	地域福祉基金	619,181	2,365	―	621,545
	ふるさと・水と土保全対策基金	41,275	158	―	41,433
	学校整備基金	35,125	1,155	―	36,280
	元気な養父づくり応援基金	679,691	424,712	398,486	705,917
	地域振興基金	2,312,579	8,832	28,351	2,293,060
	公共施設等整備基金	4,371,402	16,695	711,554	3,676,542
	過疎対策基金	569,414	2,175	17,860	553,729
	企業誘致推進基金	223,570	5,154	―	228,724
	創生基金	405,314	1,548	51,800	355,062
	森林経営管理基金	32,939	3,473	3,089	33,323
一般会計合計		13,970,294	907,886	1,503,086	13,375,094
国民健康保険給付費準備基金		277,884	13,764	37,000	254,648
介護保険給付費準備基金		343,716	17,031	0	360,747
特別会計合計		621,600	30,795	37,000	615,395
合　計		14,591,893	938,681	1,540,086	13,990,489

土地開発基金を除く令和７年度末の基金現在高は、13,990,489 千円で、前年度末に比べ 601,405 千円減少している。

4　出資金等

（単位：千円）

区　　分	令和６年度末現在高	令和７年度中増減高	令和７年度末現在高
（社）ひょうご農林機構出資金	9,420	0	9,420
（社）ひょうご農林機構出捐金	120	0	120
（株）おおや振興公社出資金	56,250	0	56,250
（財）ひょうご環境創造協会出捐金	1,720	0	1,720
（財）砂防フロンティア整備推進機構出捐金	90	0	90
（財）但馬地域地場産業振興センター出捐金	400	0	400
（財）但馬ふるさとづくり協会出捐金	17,092	0	17,092
（財）兵庫県営林緑化労働基金出捐金	2,926	0	2,926
（財）兵庫県危険物安全協会出捐金	7	0	7
（財）兵庫県勤労者信用基金協会出捐金	2,200	0	2,200
（財）兵庫県体育協会出捐金	48	0	48
（財）兵庫県まちづくり技術センター出捐金	2,292	0	2,292
（財）兵庫県雇用開発協会出捐金	139	0	139
（財）兵庫県人権啓発協会出捐金	1,300	0	1,300
（財）暴力団追放兵庫県民センター出捐金	1,940	0	1,940
兵庫県信用保証協会出資金	19,257	0	19,257
（社）地域環境資源センター出資金	200	0	200
但馬空港ターミナル（株）出資金	8,400	0	8,400
但馬ふるさと市町村圏基金出資金	427,388	0	427,388
兵庫県農業信用基金協会出資金	10,060	0	10,060
兵庫県肥育肉用牛価格安定対策事業出資金	190	0	190
養父市上水道出資金	458,075	0	458,075
養父市森林組合出資金	89,244	0	89,244
養父町開発（株）出資金	42,500	0	42,500
地方公共団体金融機構出資金	4,600	0	4,600
やぶパートナーズ(株)出資金	20,000	0	20,000
(株)但馬牛振興公社出資金	10,000	0	10,000
(財)医療文化経済グローカル研究所出捐金	5,000	0	5,000
合　　計	1,190,858	0	1,190,858

5　貸付金

（単位：千円）

区　分	令和６年度末現在高	令和７年度中増減高	令和７年度末現在高
養父市若者未来応援奨学金	96,338	2,000	98,338
合　計	96,338	2,000	98,338

第 10　基金の運用状況

地方自治法第 241 条第５項に規定されている、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金は、土地開発基金のみである。

当年度における土地開発基金の運用状況は、次表のとおりである。

（単位：円）

区　　分	現　　金	土　　地	計
令和６年度末現在高	473,967,914	12,111,306	486,079,220
令和７年度中増減	0	0	0
令和７年度末現在高	473,967,914	12,111,306	486,079,220

令　和　７　年　度

養 父 市 決 算 審 査 意 見 書

公 営 企 業 会 計

養 父 市 監 査 委 員

（注）１　文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

　また、各収支状況表において、前年度の実質収支額は「実質収支に関する調書」に基づいているため、当該年度の繰越額等とは一致しない場合があります。

２　文中及び表中、「収納率」と表示のあるものは「収入済額÷調定額×100」を、「執行率」と表示のあるものは「支出済額÷予算現額×100」を表しています。

３　図及び表中の年度表示は、元号を省略しているところがあります。

４　「0.0」・・・・・該当数値はあるが単位未満（零を含む）のものを表す。

写

養監第 23 号
令和８年８月６日

養父市長　大　林　賢　一　　様

養父市代表監査委員　池　田　和　明

養父市監査委員　田　路　之　

令和７年度公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第 30 条第２項の規定により、審査に付された令和７年度養父市水道事業会計及び令和７年度養父市下水道事業会計決算の決算書並びに関係諸帳簿、証拠書類等を審査した結果、次のとおり意見を付する。

第１　審査の対象
（１）　令和７年度 養父市水道事業会計決算
（２）　令和７年度 養父市下水道事業会計決算

第２　審査の期間
令和８年６月 25 日から７月 28 日まで

第３　審査の方法
決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が法令に準拠して調製されているか、計数は正確であるか、更に事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、かつ効率的に執行されたかに主眼をおき審査を実施した。
併せて事業経営内容の実情把握のため、担当部局へ提出資料を求めるとともにヒアリングによる数値分析を行い、事業の動向と推移を検証した。

第４　審査の結果
公営企業会計の決算審査の結果は、以下のとおりである。
審査に付された会計の決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営状況及び財政状況をおおむね適正に表示している。

目　　次

ページ

第１　養父市水道事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　総括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　決算状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　貸借対照表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

６　繰出金の基準額と実繰出額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

７　審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２　養父市下水道事業会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１　総括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２　事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３　決算状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　貸借対照表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５　損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

６　繰出金の基準額と実繰出額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

７　審査意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第１　養父市水道事業会計

１　総括

令和７年度の水道事業決算額（消費税抜き）は、収益的収入が 628,232 千円に対し、収益的支出は 729,473 千円となり 101,241 千円の純損失となった。その結果、前年度繰越利益剰余金 85,196 千円から純損失を差し引いた当年度未処理欠損金は 16,045 千円となっている。

２　事業の概要

令和７年度の事業概要は次表のとおりである。

区　　分		令和７年度	令和６年度	前年度比較
計画給水人口　（人）		24,311	24,311	0
給水人口　（人）		20,264	20,806	△542
給水戸数　（戸）		10,303	10,389	△86
配水量	年間総配水量（㎥）	2,886,913	2,990,518	△103,605
	１日最大配水量（㎥）	11,637	12,597	△960
	１日平均配水量（㎥）	7,909	8,193	△284
有収水量	年間総有収水量（㎥）	2,347,056	2,381,382	△34,326
	１日平均有収水量（㎥）	6,430	6,524	△94
	有収率（%）	81.3	79.6	1.7
供給単価（円/㎥）		198.74	203.64	△4.90
給水原価（円/㎥）		260.87	269.81	△8.94

本年度は、給水人口 20,264 人、給水戸数 10,303 戸、年間総配水量 2,886,913 ㎥で、前年度と比べ給水人口で 542 人（2.6%）減少、給水戸数で 86 戸（0.8%）減少となり、年間総配水量も 103,605 ㎥（3.5%）減少した。

供給単価は 198.74 円／㎥で対前年度比 4.90 円（2.4%）減少し、給水原価は 260.87 円／㎥で対前年度比 8.94 円（3.3%）減少している。年間総有収水量は 2,347,056 ㎥で前年度に比べ 34,326 ㎥（1.4%）減少し、１日平均有収水量は前年度に比べ 94 ㎥減少し 6,430 ㎥であった。有収率は、前年度に比べて 1.7 ポイント改善し 81.3%となった。

3　決算状況　（税抜き）

（１）収益的収入及び支出

収益的収入及び支出の状況は、次表のとおりである。

（単位：円、％）

区　　分	決　　算　　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
１款　水道事業収益	628,232,175	748,564,281	△120,332,106	△16.1
１項 営　業　収　益	471,528,174	490,512,244	△18,984,070	△3.9
２項 営 業 外 収 益	156,704,001	258,052,037	△101,348,036	△39.3
１款　水道事業費用	729,473,093	767,098,220	△37,625,127	△4.9
１項 営　業　費　用	700,694,471	737,197,812	△36,503,341	△5.0
２項 営 業 外 費 用	28,161,527	29,126,587	△965,060	△3.3
３項 特　別　損　失	617,095	773,821	△156,726	△20.3

（収　入）

令和７年度の水道事業収益は 628,232 千円となり、前年度に比べ 120,332 千円（16.1％）減少した。水道料金 466,453 千円など営業収益 471,528 千円と、一般会計補助金 27,551 千円など営業外収益 156,704 千円を収入した。営業外収益は、高料金対策補助金の基準額が皆減となったため、前年度 258,052 千円と比較して 101,348 千円の減額となった。

（支　出）

令和７年度の水道事業費用は 729,473 千円となり、前年度に比べ 37,625 千円（4.9％）減少した。職員人件費や施設の維持管理費のほか、減価償却費や企業債償還利息などを支出した。

（２）資本的収入及び支出（税込み）

資本的収入の状況は、次表のとおりである。

（単位:円、％）

区　　分	決　　算　　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
１款　資本的収入	155,795,812	108,831,375	46,964,437	43.2
１項　企業債	67,700,000	20,000,000	47,700,000	238.5
２項　工事請負費	9,760,300	870,400	8,889,900	1,021.4
３項　補助金	12,516,000	10,506,000	2,010,000	19.1
４項　出資金	65,819,512	77,454,975	△11,635,463	△15.0

資本的収入は、企業債、出資金、工事請負費等の合計 155,796 千円を収入し、対前年度比 46,964 千円（43.2％）増額した。

資本的支出の状況は、次表のとおりである。

（単位:円、%）

区　　分	決　　算　　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
１款　資本的支出	366,873,472	313,061,625	53,811,847	17.2
１項 建設改良費	112,302,800	42,483,700	69,819,100	164.3
２項 企業債償還金	254,570,672	270,577,925	△16,007,253	△5.9

資本的支出は、建設改良費と企業債償還金の合計 366,873 千円を支出し、対前年比 53,812 千円の増額となった。

増額の主な要因は、建設改良費が 69,819 千円増加したことなどによるものである。

４　貸借対照表　（税抜き）

比較貸借対照表は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区　　分	決　　算　　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
固定資産	7,562,609,432	7,928,238,806	△365,629,374	△4.6
有形固定資産	7,558,041,132	7,923,670,506	△365,929,374	△4.6
無形固定資産	4,568,300	4,568,300	0	0.0
流動資産	2,122,718,096	2,202,389,332	△79,671,236	△3.6
現金預金	2,024,513,778	1,870,282,345	154,231,433	8.2
未収金	89,254,838	324,163,036	△234,908,198	△72.5
貯蔵品	8,949,480	7,943,951	1,005,529	12.7
資産合計	9,685,327,528	10,130,628,138	△445,300,610	△4.4
固定負債	2,047,994,115	2,222,102,044	△174,107,929	△7.8
企業債	2,047,994,115	2,222,102,044	△174,107,929	△7.8
流動負債	317,888,859	461,201,370	△143,312,511	△31.1
企業債	241,774,431	254,537,174	△12,762,743	△5.0
未払金	71,020,942	200,842,393	129,821,451	△64.6
預り金	1,480	1,480	0	0.0
引当金	5,092,006	5,820,323	△728,317	△12.5
繰延収益	1,689,941,868	1,782,400,632	△92,458,764	△5.2
長期前受金	3,845,420,552	3,827,887,961	17,532,591	0.5
収益化累計額	△2,155,478,684	△2,045,487,329	△109,991,355	5.4
負債合計	4,055,824,842	4,465,704,046	△409,879,204	△9.2
資本金	5,414,411,217	5,348,591,705	65,819,512	1.2
自己資本金	5,414,411,217	5,348,591,705	65,819,512	1.2
剰余金	215,091,469	316,332,387	△101,240,918	△32.0
資本剰余金	11,306,554	11,306,554	0	0.0
利益剰余金	203,784,915	305,025,833	△101,240,918	△33.2

資 本 合 計	5,629,502,686	5,664,924,092	△35,421,406	△0.6
負債･資本合計	9,685,327,528	10,130,628,138	△445,300,610	△4.4

5　損益計算書　（税抜き）

比較損益計算書は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区　　分	決　算　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
営業収益	471,528,174	490,512,244	△18,984,070	△3.9
給　水　収　益	466,453,435	484,940,784	△18,487,349	△3.8
その他の営業収益	5,074,739	5,571,460	△496,721	△8.9
営業費用	700,694,471	737,197,812	△36,503,341	△5.0
原水及び浄水費	127,412,711	136,362,992	△8,950,281	△6.6
配水及び給水費	60,626,588	62,019,113	△1,392,525	△2.2
総　係　費	40,996,334	36,894,794	4,101,540	11.1
減価償却費	468,929,133	501,791,443	△32,862,310	△6.5
資産消耗費	2,457,695	—	2,457,695	皆増
その他営業費用	272,010	129,470	142,540	110.1
営業損失	229,166,297	246,685,568	△17,519,271	△7.1
営業外収益	156,704,001	258,052,037	△101,348,036	△39.3
受　取　利　息	20,953	953	20,000	2,098.6
加　入　金	7,936,361	3,290,908	4,645,453	1,411.6
補　助　金	27,550,732	126,313,294	△98,762,562	△78.2
長期前受金戻入	116,309,946	123,664,455	△7,354,509	△5.9
雑　収　益	4,886,009	4,782,427	103,582	2.2
営業外費用	28,161,527	29,126,587	△965,060	△3.3
支　払　利　息	24,958,695	28,534,034	△3,575,339	△12.5
雑　支　出	3,202,832	592,553	2,610,279	440.5
経常損失	100,623,823	17,760,118	82,863,705	466.6
特別損失	617,095	773,821	△156,726	△20.3
過年度損益修正損	617,095	773,821	△156,726	△20.3
その他 特別損失	0	0	0	0.0
当年度純損失	101,240,918	18,533,939	82,706,979	446.2
前年度繰越利益剰余金	85,196,319	103,730,258	△18,533,939	△17.9
当年度未処理欠損金	16,044,599	△85,196,319	101,240,918	△118.8

当年度純損失は 101,241 千円で、前年度繰越利益剰余金 85,196 千円に純損失を加えた当年度未処理欠損金は、16,045 千円となっている。

６　繰出金の基準額と実繰出額

（単位：円）

年　　度	繰出基準額	実繰出額	差　　額
令和６年度	207,577,269	207,577,269	0
令和７年度	80,045,609	97,179,244	17,133,635
比　較	△127,531,660	△110,398,025	17,133,635

＊令和７年度の繰出基準額は、高料金対策に要する繰入が基準を満たさなくなったため皆減となったことなどにより、前年度に比べ127,532千円の減額となった。

７　審査意見

（１）事業の状況について

令和７年度末の給水人口は20,264人で対前年度比542人（2.6%）の減、給水戸数は10,303戸で対前年度比86戸（0.8%）の減とそれぞれ減少している。

年間総配水量は2,886,913㎥で対前年度比103,605㎥(3.5%)の減少、年間有収水量は2,347,056㎥で対前年度比34,326㎥（1.4%）の減少となり、有収率は81.3%で前年度79.6%と比較し1.7ポイント増加したが、これは、漏水箇所を修繕した結果と考えられる。有収率は高いほど効率的な運営につながるため、引き続き漏水箇所の発見、修繕を行っていく必要がある。

また、給水人口、給水戸数とも昨年度に比べ減少しているが、これは、少子化による自然減と転出による社会減が大きな要因であり、今後も減少傾向が続くと考えられる。

建設改良事業の状況は、熊次浄水場膜ろ過制御装置更新工事などを実施した。

（２）損益の状況について

令和７年度の収益的収入は、総額628,232千円となり、前年度748,564千円と比較して120,332千円（16.1%）の減収となった。そのうち営業収益は、経済対策による水道基本料金の減免を実施したため、471,528千円となり、前年度490,512千円と比較して18,984千円（3.9%）の減収となった。営業外収益は、水道基本料金の減免相当分を基準外で繰り入れたが、高料金対策補助金が皆減となったため、156,704千円となり、前年度258,052千円と比較して101,348千円（39.3%）の減収となっている。今後についても給水人口の減少や高料金対策補助金の受け入れが見込めないため、何らかの方策を打ち出す必要がある。

収益的支出については、総額729,473千円となり、前年度767,098千円と比較して37,625千円（4.9%）の減額となった。この結果、本年度は101,241千円の純損失が生じ、前年度繰越利益剰余金85,196千円から純損失を差し引いた当年度未処理欠損金は16,045千円となった。

近年、水道料金の未収金が増加傾向にあり、昨年度に続き今年度においても不納欠損処理を行っているにも関わらず、過年度の未収金額は42,723千円（2.7%増）となっている。

今後、給水人口の減少等、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しているので、滞納者に対する督促体制を更に強化し、未収金の削減に努められたい。

第２　養父市下水道事業会計

１　総括

令和７年度の下水道事業決算額（消費税抜き）は、事業収益 1,089,513 千円に対し、事業費用は 1,109,471 千円となった。その結果、19,959 千円の純損失が生じ、当年度未処理欠損金は 193,961 千円となった。

２　事業の概要

令和７年度の事業概要は次表のとおりである。

区　　分	令和７年度	令和６年度	前年度比較
年度末行政区域内人口（人）	19,474	19,946	△472
年度末処理区域内人口（人）	19,474	19,946	△472
年度末接続人口（人）	18,983	19,424	△441
年度末接続世帯数（世帯）	8,266	8,307	△41
年度末接続率（%）	97.5	97.4	0.1
年間総処理水量（㎥）	2,102,732	2,209,439	△106,707
年間総有収水量（㎥）	2,077,436	2,090,048	△12,612
有　　収　　率（%）	98.8	94.6	4.2

当年度末の接続人口は 18,983 人、接続率は 97.5%であった。当年度の年間総処理水量は 2,102,732 ㎥で、これに対する年間有収水量は 2,077,436 ㎥となり、有収率は 98.8%となった。

３　決算状況　（税抜き）

（１）収益的収入及び支出

収益的収入及び支出の状況は、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区　　分	決　　算　　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
１款　下水道事業収益	1,089,512,817	1,061,336,441	28,176,376	2.7
１項 営 業 収 益	428,906,423	430,483,292	△1,576,869	△0.4
２項 営 業 外 収 益	660,606,394	630,853,149	29,753,245	4.7
１款　下水道事業費用	1,109,471,441	1,075,233,622	34,237,819	3.2
１項 営 業 費 用	1,032,173,918	991,552,366	40,621,552	4.1
２項 営 業 外 費 用	75,545,888	82,699,320	△7,153,432	△8.6
３項 特 別 損 失	1,751,635	981,936	769,699	78.4

（収　入）

令和７年度の下水道事業収益は 1,089,513 千円で、下水道使用料 428,746 千円など営業収益 428,906 千円と、一般会計からの補助金 343,800 千円など営業外収益 660,606 千円を収入した。

（支　出）

令和７年度の下水道事業費用は 1,109,471 千円で、職員人件費や施設の維持管理費のほか、減価償却費や企業債償還利息などを支出した。

（２）資本的収入及び支出（税込み）

資本的収入の状況は、次表のとおりである。

（単位:円、%）

区　　分	決　　算　　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
１款　資本的収入	707,288,309	1,013,616,997	△306,328,688	△30.2
１項 企　　業　　債	519,200,000	665,300,000	△146,100,000	△22.0
２項 出　　資　　金	129,328,709	127,754,747	1,573,962	1.2
３項 補　　助　　金	58,759,600	220,562,250	△161,802,650	△73.4

資本的収入は、建設改良費等の財源に充てるための企業債、一般会計からの出資金、国県等からの補助金の合計 707,288 千円を収入し、対前年度比 306,329 千円（30.2%）減額となった。

減額の主な要因は、企業債及び補助金の減少によるものである。

資本的支出の状況は、次表のとおりである。

（単位:円、%）

区　　分	決　　算　　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
１款　資本的支出	1,034,940,059	1,300,356,116	△265,416,057	△20.4
１項 建設改良費	201,932,784	442,498,281	△240,565,497	△54.4
２項 企業債償還金	833,007,275	857,857,835	△24,850,560	△2.9

資本的支出は、建設改良費及び企業債の償還に合計 1,034,940 千円を支出し、対前年比 265,416 千円（20.4%）の減額となった。

減額の主な要因は、建設改良費の減少によるものである。

4　貸借対照表　（税抜き）

比較貸借対照表は、次表のとおりである。

（単位：円、％）

区　　分	決　算　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
固定資産	18,709,182,107	19,273,177,491	△563,995,384	△2.9
有形固定資産	18,708,606,107	19,272,601,491	△563,995,384	△2.9
無形固定資産	576,000	576,000	0	0.0
流動資産	825,020,492	1,168,777,652	△343,757,160	△29.4
現金預金	691,435,075	841,618,419	△150,183,344	△17.8
未収金	133,585,417	327,159,233	△193,573,816	△59.2
資産合計	19,534,202,599	20,441,955,143	△907,752,544	△4.4
固定負債	4,609,962,767	4,874,113,399	△264,150,632	△5.4
企業債	4,609,962,767	4,874,113,399	△264,150,632	△5.4
流動負債	894,783,138	1,396,001,989	△501,218,851	△35.9
企業債	783,294,273	832,950,916	△49,656,643	△6.0
未払金	104,504,713	557,010,774	△452,506,061	△81.2
預り金	1,345,215	3,720	1,341,495	36,061.7
引当金	5,638,937	6,036,579	△397,642	△6.6
繰延収益	7,302,129,579	7,553,882,725	△251,753,146	△3.3
長期前受金	10,335,918,507	10,309,605,052	26,313,455	0.3
収益化累計額	△3,033,788,928	△2,755,722,327	△278,066,601	10.1
負債合計	12,806,875,484	13,823,998,113	△1,017,122,629	△7.4
資本金	6,500,812,391	6,371,483,682	129,328,709	2.0
固有資本金	4,948,955,464	4,948,955,464	0	0.0
繰入資本金	1,551,856,927	1,422,528,218	129,328,709	9.1
剰余金	226,514,724	246,473,348	△19,958,624	△8.1
資本剰余金	420,475,357	420,475,357	0	0.0
利益剰余金	△193,960,633	△174,002,009	△19,958,624	△11.5
資本合計	6,727,327,115	6,617,957,030	109,370,085	1.7
負債･資本合計	19,534,202,599	20,441,955,143	△907,752,544	△4.4

5　損益計算書　（税抜き）

比較損益計算書は、次表のとおりである。

（単位：円、％）

区　　分	決　算　額		対前年度	
	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
営業収益	428,906,423	430,483,292	△1,576,869	△0.4
使　用　料	428,745,969	429,477,111	△731,142	△0.2
その他の営業収益	160,454	1,006,181	△845,727	△84.1
営業費用	1,032,173,918	991,552,366	40,621,552	4.1
管　渠　費	39,335,386	44,437,755	△5,102,369	△11.5
処　理　場　費	208,135,670	202,925,402	5,210,268	2.6
総　係　費	36,273,481	32,294,473	3,979,008	12.3
減　価　償　却　費	709,782,777	703,878,399	5,904,378	0.8
資　産　減　耗　費	38,646,604	8,016,337	30,630,267	382.1
営業損益	△603,267,495	△561,069,074	42,198,421	△7.5
営業外収益	660,606,394	630,853,149	29,753,254	△4.7
負　担　金	6,931,801	5,568,168	1,363,633	24.5
補　助　金	343,800,000	338,839,424	4,960,576	1.5
長期前受金戻入	305,442,466	286,173,316	19,269,150	6.7
雑　収　益	4,432,127	272,241	4,159,886	1,528.0
営業外費用	75,545,888	82,699,320	△7,153,432	△8.6
支　払　利　息	75,256,090	82,547,039	△7,290,949	△8.8
雑　支　出	289,798	152,281	137,517	90.3
経常利益損失	18,206,989	12,915,245	△5,291,744	△41.0
特別損失	1,751,635	981,936	△769,699	△78.4
過年度損益修正損	1,751,635	981,936	△769,699	△78.4
当年度純損失	19,958,624	13,897,181	△6,061,443	△43.6
前年度繰越欠損金	174,002,009	160,104,828	13,897,181	8.7
当年度未処理欠損金	193,960,633	174,002,009	19,958,624	11.5

当年度純損失は19,959千円で、前年度繰越欠損金174,002千円を加算した当年度未処理欠損金は193,961千円となっている。

６　繰出金の基準額と実繰出額

（単位：円）

年　　度	繰出基準額	実繰出額	差　　額
令和７年度	473,070,338	486,572,709	13,502,371
令和６年度	466,594,171	471,040,171	4,446,000
比　較	6,476,167	15,532,538	9,056,371

７　審査意見

（１）事業の状況について

令和７年度末の接続人口は 18,983 人、接続率は 97.5％で対前年度比 0.1 ポイント増加した。

年間総処理水量は 2,102,732 ㎥でこれに対する年間有収水量は 2,077,436 ㎥となり、有収率は 98.8％で前年度対比は 4.2 ポイント増加した。

建設改良事業の状況は、長寿命化対策事業として、養父３地区・養父４地区機能強化対策工事（関宮東部・小田）、その他の工事として葛畑処理区マンホールポンプ・水位計更新工事、浅野処理区マンホールポンプ更新工事などを実施した。

（２）損益の状況について

令和７年度の収益的収入は、総額 1,089,513 千円となり、前年度 1,061,336 千円と比較して 28,176 千円（2.7％）の増収となった。営業収益は 428,906 千円となり 、前年度 430,483 千円と比較して 1,577 千円（0.4％）の減収となった。

営業外収益は、一般会計補助金や長期前受金の増額等により 660,606 千円となり、前年度 630,853 千円と比較して 29,753 千円（4.7％）の増収となった。

収益的支出は、資産減耗費の増額等により総額 1,109,471 千円となり、前年度 1,075,234 千円と比較して 34,238 千円（3.2％）の増額となった。

この結果、本年度は 19,959 千円の純損失が生じ、当年度末処理欠損金は、前年度繰越欠損金 174,002 千円に純損失を加えた 193,961 千円となった。

水道事業会計と同様、下水道料金の未収金についても増加傾向にあり、昨年度に続き今年度においても不納欠損処理を行っているにも関わらず、過年度の未収金額は 40,165 千円（4.7％増）となっている。今後、滞納者に対する督促体制を更に強化し、未収金の削減に努められたい。